



毎月2回10日・25日発行
発行所
川崎市役所
(総務企画局総務部法制課)
川崎市川崎区宮本町1
電 話 044-200-2062
F A X 044-200-3748

目 次

規 則

◇川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則(第35号).....	2533
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第36号).....	2533
◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第37号).....	2533
◇川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則(第38号).....	2534
◇川崎市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則(第39号).....	2534
◇川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則(第40号).....	2537
◇川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(第41号).....	2537
◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第42号).....	2540

告 示

◇自転車等の撤去と保管(第289号).....	2544
◇介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等(第290号).....	2544
◇介護保険法によるサービス事業者等の指定等(第291号).....	2545
◇地縁団体の告示事項の変更(第292号).....	2545
◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第293号).....	2546
◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第294号).....	2546
◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第295号).....	2546
◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第296号).....	2546
◇生活保護法等による指定介護機関の廃止(第297号).....	2546

◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第298号).....	2546
◇道路区域の変更(第299号).....	2546
◇道路区域の変更(第300号).....	2547
◇道路の供用開始(第301号).....	2547
◇道路区域の変更(第302号).....	2547
◇道路の供用開始(第303号).....	2547
◇川崎市学校給食費の収納事務の委託(第304号).....	2547
◇自転車等の撤去と保管(第305号).....	2548
◇指定障害児相談支援の事業の廃止(第306号).....	2548
◇指定一般相談の事業の廃止(第307号).....	2548
◇指定特定相談の事業の廃止(第308号).....	2548
◇指定障害福祉サービスの事業の廃止(第309号).....	2549
◇指定納付受託者の指定(第310号).....	2549
◇指定納付受託者の指定(第311号).....	2549
◇プラネタリウム観覧料の収納事務の委託(第312号).....	2549
◇建築基準法に基づく中間検査を行う特定工程及び特定工程後の工程の指定(第313号).....	2550
◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイル及び保有個人情報業務の届出(第314号).....	2551
◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第315号).....	2551
◇令和4年第3回川崎市議会定例会の招集(第316号).....	2551
◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第317号).....	2551
◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第318号).....	2551
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第319号).....	2551
◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第320号).....	2552
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第321号).....	2552

◇生活保護法等による指定施術機関の廃止 (第322号).....	2552
◇生活保護法等による指定医療機関の変更 (第323号).....	2552
◇生活保護法等による指定施術機関の変更 (第324号).....	2552
◇自転車等の撤去と保管 (第325号).....	2552
◇道路区域の変更 (第326号).....	2553
◇道路の供用開始 (第327号).....	2553
公 告	
◇開発行為に関する工事の完了 (第657号)	2553
◇川崎都市計画緑地の変更の案の縦覧 (第658号)	2553
◇川崎都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (第659号).....	2554
◇川崎都市計画高度地区の変更の案の縦覧 (第660号).....	2554
◇川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案の縦覧 (第661号).....	2554
◇一般競争入札の執行 (第662号).....	2555
◇一般競争入札の執行 (第663号).....	2556
◇開発行為に関する工事の完了 (第664号)	2566
◇一般競争入札の執行 (第665号).....	2566
◇道路位置の指定 (第666号).....	2568
◇一般競争入札の執行 (第667号).....	2568
◇公募型プロポーザルの実施 (第668号).....	2569
◇公募型プロポーザルの実施 (第669号).....	2572
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第670号).....	2574
◇条例環境影響評価準備書の公告 (第671号).....	2579
◇一般競争入札の執行 (第672号).....	2579
◇一般競争入札の執行 (第673号).....	2581
◇一般競争入札の執行 (第674号).....	2583
◇一般競争入札の執行 (第675号).....	2584
◇一般競争入札の執行 (第676号).....	2586
◇一般競争入札の執行 (第677号).....	2588
◇一般競争入札の執行 (第678号).....	2590
◇一般競争入札の執行 (第679号).....	2591
◇一般競争入札の執行 (第680号).....	2593
◇一般競争入札の執行 (第681号).....	2595
◇一般競争入札の執行 (第682号).....	2596
◇一般競争入札の執行 (第683号).....	2597
◇一般競争入札の執行 (第684号).....	2599
◇一般競争入札の執行 (第685号).....	2600
◇一般競争入札の執行 (第686号).....	2602

◇一般競争入札の執行 (第687号).....	2604
◇一般競争入札の執行 (第688号).....	2605
◇一般競争入札の執行 (第689号).....	2607
◇一般競争入札の執行 (第690号).....	2609
◇一般競争入札の執行 (第691号).....	2610
◇一般競争入札の執行 (第692号).....	2612
◇一般競争入札の執行 (第693号).....	2613
◇一般競争入札の執行 (第694号).....	2615
◇一般競争入札の執行 (第695号).....	2617
◇一般競争入札の執行 (第697号).....	2618
◇一般競争入札の執行 (第698号).....	2625
◇一般競争入札の執行 (第699号).....	2626
◇一般競争入札の執行 (第700号).....	2628
◇一般競争入札の執行 (第701号).....	2630
◇一般競争入札の執行 (第702号).....	2631
◇一般競争入札の執行 (第703号).....	2633
◇一般競争入札の執行 (第704号).....	2633
◇農用地利用集積計画の制定 (第705号).....	2634
◇公募型プロポーザルの実施 (第706号).....	2637
◇道路位置の指定 (第707号).....	2637
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第708号).....	2638
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (第709号).....	2638
◇一般競争入札の執行 (第710号).....	2639
◇条例環境影響評価審査書の公告 (第711号).....	2641
◇一般競争入札の執行 (第712号).....	2647
◇公募型プロポーザルの実施 (第713号).....	2648
◇公募型プロポーザルの実施 (第714号).....	2650
◇開発行為に関する工事の完了 (第715号)	2653
◇道路位置の指定 (第716号).....	2653
◇道路の指定 (第717号).....	2653
公告 (調達)	
◇落札者等の公示 (第210号).....	2653
◇落札者等の公示 (第211号).....	2654
◇一般競争入札の公告 (第212号).....	2654
◇一般競争入札の公告 (第213号).....	2657
◇落札者等の公示 (第214号).....	2659
◇落札者等の公示 (第215号).....	2659
◇一般競争入札の執行 (第216号).....	2660
◇落札者等の公示 (第217号).....	2662
◇落札者等の公示 (第218号).....	2662
◇落札者等の公示 (第219号).....	2662
◇落札者等の公示 (第220号).....	2663
◇一般競争入札の執行 (第221号).....	2663
◇落札者等の公示 (第222号).....	2664

税公告

◇差押調書(謄本)の公示送達(第67号)	2665
◇納税通知書の公示送達(第68号)	2665
◇差押調書(謄本)の公示送達(第69号)	2665
◇差押調書(謄本)の公示送達(第70号)	2665
◇差押書の公示送達(第71号)	2665
◇差押調書(謄本)の公示送達(第72号)	2666

上下水道局告示

◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第21号)	2666
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第22号)	2666
◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第23号)	2666

上下水道局公告

◇一般競争入札の執行(第34号)	2667
◇一般競争入札の執行(第35号)	2670
◇一般競争入札の執行(第36号)	2672
◇一般競争入札の執行(第37号)	2673
◇一般競争入札の執行(第38号)	2676
◇一般競争入札の執行(第39号)	2676
◇一般競争入札の執行(第40号)	2677

交通局公告

◇一般競争入札の執行(第44号)	2681
◇一般競争入札の執行(第45号)	2682

病院局公告

◇一般競争入札の執行(第23号)	2684
------------------	------

教育委員会告示

◇教育委員会臨時会の招集(第11号)	2687
◇教育委員会定例会の招集(第12号)	2687

教育委員会公告

◇令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱(第2号)	2687
---	------

監査告示

◇包括外部監査人の監査に関する事務の補助(第1号)	2688
---------------------------	------

監査公表

◇定期監査の結果の報告に基づく措置について(第6号)	2688
----------------------------	------

人事委員会公告

◇令和4年度川崎市職員(高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職)採用試験の実施(第2号)	2693
---	------

◇令和4年度川崎市職員(技能・業務)採用選考の実施(第3号)	2698
--------------------------------	------

農業委員会告示

◇川崎市農業委員会総会の招集(第6号)	2703
---------------------	------

区告示

◇自動車臨時運行許可番号標の無効(川崎区第2号)	2703
◇転入届の無効(中原区第1号)	2703
◇自動車臨時運行許可番号標の無効(高津区第2号)	2703

区公告

◇住民票の職権消除(川崎区第79号)	2704
◇印鑑登録の抹消(川崎区第80号)	2704
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第81号)	2704
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第82号)	2704
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第83号)	2704
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第84号)	2704
◇住民票の職権消除(川崎区第85号)	2705
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(川崎区第86号)	2705
◇住民票の職権消除(川崎区第87号)	2705
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(幸区第21号)	2705
◇住民票の職権消除(幸区第22号)	2705
◇住民票の職権消除(幸区第23号)	2706
◇印鑑登録の抹消(幸区第24号)	2706
◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(幸区第25号)	2706
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第22号)	2706
◇国民健康保険料に係る差押調書の公示送達(中原区第23号)	2706
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第24号)	2706
◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(中原区第25号)	2707
◇住民票の職権消除(中原区第26号)	2707
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第39号)	2707
◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第40号)	2707
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第26号)	2707
◇介護保険料に係る督促状の公示送達	

(麻生区第25号).....	2707	◇第1,843号	2713
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達 (麻生区第26号)	2708		
区選挙管理委員会告示			
◇令和3年度における川崎市川崎区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (川崎区第1号).....	2708		
◇令和3年度における川崎市川崎区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (川崎区第2号).....	2708		
◇令和3年度における川崎市幸区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (幸区第1号).....	2708		
◇令和3年度における川崎市幸区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (幸区第2号).....	2709		
◇令和3年度における川崎市中原区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (中原区第3号).....	2709		
◇令和3年度における川崎市中原区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (中原区第4号).....	2710		
◇令和3年度における川崎市高津区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (高津区第1号).....	2710		
◇令和3年度における川崎市高津区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (高津区第2号).....	2710		
◇令和3年度における川崎市宮前区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (宮前区第2号).....	2710		
◇令和3年度における川崎市宮前区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (宮前区第3号).....	2711		
◇令和3年度における川崎市多摩区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (多摩区第1号).....	2711		
◇令和3年度における川崎市多摩区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (多摩区第2号).....	2712		
◇令和3年度における川崎市麻生区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (麻生区第1号).....	2712		
◇令和3年度における川崎市麻生区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況 (麻生区第2号).....	2712		
辞 令			
◇5月25日付け	2713		
正 誤			

規 則

川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第35号

川崎市興行場法施行細則の一部を改正する規則

川崎市興行場法施行細則(昭和47年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第85条第 5 項若しくは第 6 項又は第87条の 3 第 5 項若しくは第 6 項」を「第85条第 6 項若しくは第 7 項又は第87条の 3 第 6 項若しくは第 7 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月31日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第36号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年川崎市規則第79号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 9 項第 1 号イ、第13項第 1 号イ、第22項、第 32 項第 2 号イ、及び第36項第 1 号ツ並びに第 4 条第 5 項中「附則第 2 条第 3 項」を「附則第 2 条第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 5 月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第37号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

(1)(2)(3)	法人 設立、解散、休業、閉鎖、 事業所開設、所在地移転 申告書
-----------	--

を

(1)(2)	法人 設立届出書 開設 事業年度 法人の納税地 の変更・ その他 異動届出書
--------	---

に改める。

別表第47号様式(1)を削る。

別表第47号様式(2)中

(ふりがな)	
代 表 者 氏 名	印

を

(ふりがな)	
代 表 者 氏 名	

に改め、「又は連結個別資本金等の額」を削り、

関与税理士	署名押印	印
	事務所所在地	電話 () -

を

関与税理士	署 名	
	事務所所在地	電話 () -

に改め、同様式を別表第47号様式(1)とする。

別表第47号様式(3)中

(ふりがな)	
代 表 者 氏 名	印

を

(ふりがな)	
代 表 者 氏 名	

に、「連結親法人」を「通算親法人」に、「連結子法人」を「通算子法人」に、

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第39号

川崎市狂犬病予防法施行細則の一部を改正
する規則川崎市狂犬病予防法施行細則（昭和25年川崎市規則第
33号）の一部を次のように改正する。

関与税理士	署名押印	印
	事務所所在地	電話（ ） -

を

関与税理士	署 名	
	事務所所在地	電話（ ） -

に改め、同様式を別表第47号様式(2)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存
するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正し
た上、引き続きこれを使用することができる。川崎市保健所長委任規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和4年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第38号

川崎市保健所長委任規則の一部を改正する
規則川崎市保健所長委任規則（昭和29年川崎市規則第11号）
の一部を次のように改正する。第1条第16号(1)中「及び第9条」を「、第9条、第16
条の4、第16条の5及び第16条の6」に改める。第1条第21号中(42)を(45)とし、(35)から(41)までを
(38)から(44)までとし、(34)の次に次のように加える。(35) 法第39条の7第5項の規定による犬からマイク
ロチップを取り除いた場合等の届出を受理するこ
と。(36) 法第39条の7第6項の規定により、同条第5項
の規定による届出をした犬の所有者に対し、犬の
鑑札を交付すること。(37) 法第39条の9の規定により、犬又は猫の所有者
に対し、法39条の2から39条の8までに規定する
措置が適切になされるよう、必要な指導又は助言
（川崎市動物愛護センターで行う指導又は助言を
除く。）を行うこと。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

川崎市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和4年5月31日

第2号様式を次のように改める。

第2号様式

犬 の 登 録 原 簿

原簿番号	郵便番号	飼い犬情報	犬名	犬種	年 月 日
犬の所在地	区		生年月日		
	町名番地		毛色		
	マンション等		性別		体 格
所有者情報	郵便番号	登録情報	登録年月日	年 月 日	第 号
	区		登録番号	第	
	町名番地		マイクロチップの 識別番号		
	マンション等		注射年月日	年 月 日	済票番号
	電話番号		今 回	年 月 日	第 号
	所有者カナ		前 回	年 月 日	第 号
	所有者名		前々回	年 月 日	第 号
			3回前	年 月 日	第 号
			4回前	年 月 日	第 号
			5回前	年 月 日	第 号
処分等	捕獲回数	死亡等	特記事項		
	行政処分回数	死亡			
	こう傷事故回数	引取り			
		転 出			
		転 入			
		消 除			
		猶 予			
処理年月日	年 月 日	～	年 月 日	年 月 日	

第6号様式を次のように改める。

第6号様式

注 射 済 票 再 交 付 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

注射済票の再交付を受けたいので、狂犬病予防法施行規則第13条第1項の規定により申請します。

犬 の 所 在 地	川崎市 区				
犬 の 名 前		犬の種類			
犬の生年月日	年 月 日	犬の毛色		犬の性別	雄・雌
登 録 年 月 日	年 月 日	登録番号	第 号		
マイクロチップの 識 別 番 号					
注 射 年 月 日	年 月 日	済票番号	第 号		
再交付の事由	亡失 損傷				

注 損傷の場合は、注射済票を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第40号

川崎市民生委員の定数を定める規則の一部
を改正する規則

川崎市民生委員の定数を定める規則（平成27年川崎市規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,843人」を「1,848人」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第41号

川崎市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
川崎市国民健康保険条例施行規則（昭和33年川崎市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

										押 印 欄		
神奈川県国民健康保険被保険者証再交付申請書												
(宛先) 川崎市 区長										年.....月.....日		
住所 川崎市.....区.....												
申請人 氏 名.....												
(世帯主) 個人番号.....												
次のとおり再交付を申請します。												
被保険者証記号・番号			50									
一般被保険者・退職被保険者等	氏 名	生 年 月 日	個 人 番 号		続 柄	※適用開始年月日 退職適用年月日						
	1		. .			年 月 日						
	2		. .			年 月 日						
	3		. .			年 月 日						
	4		. .			年 月 日						
	5		. .			年 月 日						
	申請理由		1 破 損(汚損)		2 紛 失		3 盗 難					
			4 焼 失		5 その他()							
	処理欄											

注意 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 失った被保険者証を発見したときは、直ちに返還してください。
 3 退職被保険者等に係る被保険者証の再交付を申請するときは、続柄欄に退職被保険者との続柄を記入してください。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式

国民健康保険 療養費 支給申請書															押印欄	
(宛先)川崎市 _____ 区長 (第 _____ 回)																
申請者(世帯主)															_____ 年 _____ 月 _____ 日	
□ □ □ □ □ □ □ □ 川崎市 _____ 区															電話番号 _____ (_____)	
氏 名 _____																
個人番号 _____															療養月 _____ 年 _____ 月分	
次のとおり療養に要した費用に関する証拠書類を添えて申請します。																
一般 1		退職 2		保 険 の 種 別												
給 付 の 割 合		7割 8割 9割 10割		(療養を受けた) 被 保 険 者 氏 名												
				個 人 番 号												
保 険 者 番 号		1 4 5 0		被 保 険 者 証 号 50—												
				生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日												
療 養 種 別																
点 数 表		1 医科 3 歯科 4 調剤		実 日 数 _____ 日 食事回数 _____ 回												
療養に要した費用		円(点) 傷 病 名 _____														
一部負担金		発 病 又 は 負 傷 _____ 年 _____ 月 _____ 日														
食事に要した費用		傷 病 経 過 _____														
食 事 標 準 負 担 額		_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで														
※査定金額A		療 養 期 間 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで														
※支給金額C		療 養 の 給 付 を 受 け る こ と の で き な か っ た 理 由 _____														
病院、診療所等の名称及び所在地																
処理欄																
次のとおり口座振込を依頼します。																
振込先		銀行 支店		預金種目 1 普通 2 当座		口座番号										
		信用金庫		フリガナ												
		農 協		口座名義人												
		支店コード														
※世帯主名義の口座以外の口座に振込を希望する場合は、次の委任状を記入してください。 委任者(世帯主)氏名の欄には、世帯主本人が氏名を自署(自署できない場合は記名押印)してください。																
委任状		上記療養費の受領に関する権限を委任します。 委任者(世帯主) _____ 受任者(口座名義人) _____ 氏 名 _____ 氏 名 _____														
		処理欄														
療第 _____ 号																

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第42号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

届出人の氏名（1 本人又は世帯主 2 代理人）	印
-------------------------	---

を

届出人の氏名（1 本人又は世帯主 2 代理人）

に、

生年月日	性別
・	男・女

を

生年月日
・

に、

生年月日	年月日	性別	男・女
------	-----	----	-----

を

生年月日	年月日
------	-----

に、

現在申請中の要介護認定申請、要支援認定申請等を取り下げます。	
本人氏名	印

を

現在申請中の要介護認定申請、要支援認定申請等を取り下げます。
本人氏名

に改める。

第2号様式中

氏名	(1 本人 2 代理人)	印
----	--------------	---

を

氏名	(1 本人 2 代理人)
----	--------------

に、

フリガナ	生年月日	年月日
被保険者氏名	性別	男・女

を

フリガナ	生年月日	年月日
被保険者氏名	年月日	年月日

に、

氏名	生年月日	年月日
性別	男・女	

を

氏名	生年月日	年月日
----	------	-----

に改める。

第3の2号様式（表面）中

生年月日	年 月 日	性別	男・女
------	-------	----	-----

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第4号様式中

氏 名	(1 本人 2 代理人)	印
-----	--------------	---

を

氏 名	(1 本人 2 代理人)
-----	--------------

に、

生年月日	年 月 日生	性別	男・女
------	--------	----	-----

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第5号様式中

氏 名	(1 本人 2 代理人)	印
-----	--------------	---

を

氏 名	(1 本人 2 代理人)
-----	--------------

に、

生年月日	年 月 日生	性別	男・女
------	--------	----	-----

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第20号様式中

生年月日	年 月 日生	性別	男・女
------	--------	----	-----

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第21号様式(表)中

生年月日	年 月 日	性別	男・女
------	-------	----	-----

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第23号様式中

生年月日	年 月 日	性別	
------	-------	----	--

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第24号様式(表)中

生年月日	年 月 日	性別	男・女
------	-------	----	-----

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改め、同様式(裏)注意事項第1項中「認定証」を「証」に改める。

第25号様式中

生年月日	年 月 日	性別	
------	-------	----	--

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に改める。

第26号様式（表）中

「

生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女
---------	-------	----	-----

」

を

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」

に改める。

第27号様式中

「

生 年 月 日	年 月 日	性 別	
---------	-------	-----	--

」

を

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」

に改める。

第28号様式（表）中

「

生 年 月 日	年 月 日	性別	男・女
---------	-------	----	-----

」

を

「

生 年 月 日	年 月 日
---------	-------

」

に改め、同様式（裏）注意事項第1項中「認定証」を「証」
に改める。

第31号様式を次のように改める。

第 3 1 号様式

介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 (年 月分)									
(宛先)川崎市 区長 次のとおり関係書類を添えて申請します。						申 請 日		年 月 日	
申 請 者	氏 名					本 人 と の 関 係			
	住 所		〒			電 話 番 号		()	
被 保 険 者	被 保 険 者 番 号					生 年 月 日		年 月 日	
	フリガナ								
	氏 名					電 話 番 号		()	
住 所		〒			電 話 番 号		()		
特定(介護予防)福祉用具の種目 (商品名) 該当する番号に○印を付けてください。						製 造 事 業 者 名		購 入 金 額	
						販 売 事 業 者 名		購 入 日	
1	1 腰掛便座 2 自動排せつ処理装置の交換可能部品 3 排せつ予測支援機器 4 入浴補助用具 5 簡易浴槽 6 移動用リフトのつり具の部分 商品名()							年 月 日	
	福 祉 用 具 が 必 要 な 理 由								
2	1 腰掛便座 2 自動排せつ処理装置の交換可能部品 3 排せつ予測支援機器 4 入浴補助用具 5 簡易浴槽 6 移動用リフトのつり具の部分 商品名()							年 月 日	
	福 祉 用 具 が 必 要 な 理 由								
支 払 金 額 合 計						円		別紙 有	
次のとおり口座振込を依頼します。									
振 込 先	銀 行		本 店		種 目	1 普通	口座		
	信用金庫		支 店			2 当座	番 号		
	信用組合		出張所		フリガナ	(氏)		(名)	
金融機関		支 店		口座名義人					
コード		コード							
※口座振込名義人が被保険者でない場合は、次の委任状に記入してください。									
委 任 状	上記居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の受領に関する権限を委任します。								
	委任者(被保険者)				受任者(口座名義人)				
	氏名				氏名				
備考									

第33号様式中

生年月日	年 月 日	性 別	
------	-------	-----	--

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に、「店舗コード」を「支店コード」に改め、「印」を削る。

第33の5号様式中

生年月日	年 月 日	性 別	
------	-------	-----	--

を

生年月日	年 月 日
------	-------

に、「店舗コード」を「支店コード」に改め、「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第289号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年5月17日

川崎市長 福田紀彦

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第290号

介護保険法等によるサービス事業所等の廃止等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第105条の5第2項、第115条の15第2項、第115条の25第2項、第78条の8若しくは第91条の規定、又は健康保険法等の一部を改正する法律附則130条の2第1項によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法（以下、「旧介護保険法」といいます。）第113条の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があり、又は指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設若しくは指定介護療養型医療施設から辞退の届出があったため、介護保険法第78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の10、第115条の20、第115条の30、第78条の11若しくは第93条、又は旧介護保険法第115条の規定に基づき告示します。

令和4年5月17日

川崎市長 福田紀彦

令和4年3月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社エターナルキャスト	1475303218	Amiサポート	川崎市高津区子母口 347-1シルクハイッ B-101	訪問介護
社会福祉法人川崎市社会福祉 事業団	1475601140	特別養護老人ホーム 片平長寿の里	川崎市麻生区片平1829	通所介護
有限会社ラポール・ケア・サー ビス	1475000756	ラポール・ケア・サービ ス	川崎市川崎区池田1丁 目12番5号カーサアレ グリア1階	通所介護
株式会社エターナルキャスト	1475303333	百笑たかつ	川崎市高津区明津204	通所介護
有限会社日商	1475001473	デイサービス まごころ	川崎市川崎区大島3丁 目35番6号	通所介護
ライフサプライ株式会社	1475601603	愛らんどあさお	川崎市麻生区王禅寺東 3-26-4 王 禅 寺 ショッピングプラザ B-5	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
大澤工事株式会社	1475001010	グレイス・ケアプラザ大 澤	川崎市川崎区藤崎3丁 目6番23号	居宅介護支援
S O M P O ケア株式会社	1475003826	S O M P O ケア 川崎観 音 居宅介護支援	川崎市川崎区観音1- 2-5	居宅介護支援
有限会社日商	1475002711	ケアプランまごころ	川崎市川崎区大島3丁 目35番6号	居宅介護支援

川崎市告示第291号

介護保険法によるサービス事業者等の指定
等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、
第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第
1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは
第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指
定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、
指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定

介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サー
ビス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し
又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第
78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、
若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基
づき告示します。

令和4年5月17日

川崎市長 福田 紀彦

令和4年5月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
合同会社D I G I T	1475303457	訪問介護 & living	川崎市高津区下作延2 丁目34番12-409号	訪問介護
合同会社三和	1475203202	三和介護ステーション	川崎市中原区井田2丁 目-34-3-301号	訪問介護
株式会社我喜大笑	1475004451	デイサービス夢楽川崎大 師	川崎市川崎区川中島1 -21-3	通所介護
医療法人社団ユニメディコ	1475602551	リス通所介護事業所	川崎市麻生区千代ヶ丘 8-1-6	通所介護
西川株式会社	1475502785	西川株式会社／ネーブル ハウス川崎事業所	川崎市宮前区土橋3丁 目2-6 鷺沼プールサ イドスカイマンション 105	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

川崎市告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11
項の規定により告示された事項の変更届がありましたの
で、令和3年川崎市告示第317号に告示された事項を変
更し、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和4年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 届け出た地縁による団体

(1) 名称

日生百合ヶ丘自治会

(2) 主たる事務所の所在地

川崎市麻生区王禅寺西3丁目3番19号

(3) 代表者の氏名

唐澤 毅

(4) 代表者の住所

川崎市麻生区王禅寺東4丁目1番25号

2 変更事項及びその内容

(1) 代表者の氏名

「神津 徹」を「唐澤 毅」に改める。

(2) 代表者の住所

「川崎市麻生区王禅寺西3丁目30番1号」を「川崎市麻生区王禅寺東4丁目1番25号」に改める。

川崎市告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第296号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第297号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法

第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第298号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

令和4年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第299号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年5月23日から令和4年6月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	菅 第127号線	川崎市多摩区菅3丁目472番2先	1.82 }	35.53	
		川崎市多摩区菅3丁目469番2先	4.00		
新	菅 第127号線	川崎市多摩区菅3丁目472番2先	1.89 }	29.48	
		川崎市多摩区菅3丁目469番1先	4.00		

川崎市告示第300号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年5月23日から令和4年6月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年5月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	登戸 第132号線	川崎市多摩区登戸1732番1先	2.42 }	79.79	
		川崎市多摩区登戸1705番1先	3.11		
新	登戸 第132号線	川崎市多摩区登戸1732番1先	4.00 }	79.79	
		川崎市多摩区登戸1705番1先	6.00		

川崎市告示第301号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年5月23日から令和4年6月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年5月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
登戸 第132号線	川崎市多摩区登戸1732番1先	
	川崎市多摩区登戸1705番1先	

川崎市告示第302号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年5月23日から令和4年6月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年5月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	野川 第330号線	川崎市宮前区南野川1丁目2796番6先	1.82	2.31	
		川崎市宮前区南野川1丁目2799番31先			
新	野川 第330号線	川崎市宮前区南野川1丁目2796番6先	1.82	2.31	関係図面のとおり
		川崎市宮前区南野川1丁目2799番31先			
旧	野川 第332号線	川崎市宮前区南野川1丁目4182番2先	2.73	80.69	
		川崎市宮前区南野川1丁目2796番1先			
新	野川 第332号線	川崎市宮前区南野川1丁目4182番2先	2.75 }	83.49	
		川崎市宮前区南野川1丁目2796番1先	6.01		

川崎市告示第303号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月23日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年5月23日から令和4年6月6日まで一般の縦覧に供します。

令和4年5月23日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
野川 第330号線	川崎市宮前区南野川1丁目2796番6先	関係図面のとおり
	川崎市宮前区南野川1丁目2799番31先	
野川 第332号線	川崎市宮前区南野川1丁目4182番2先	
	川崎市宮前区南野川1丁目2796番1先	

川崎市告示第304号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項の規定に基づき、学校給食費の収納事務の一部を下記

の私人に委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年5月24日

川崎市長 福田紀彦
記

1 受託者の住所及び名称

所在地 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者 代表取締役社長 本間 洋

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市告示第305号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年5月24日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第306号

指定障害児相談支援の事業の廃止について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の32第1項の規定により、指定障害児相談支援の事業の廃止の届出がありましたので、同法第24条の37第2項の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年5月24日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
社会福祉法人 同愛会	社会福祉法人 同愛会 地域相談支援センター にじ	川崎市中原区下小田中2 - 4 - 24 マリンハイツ2階	障害児相談支援	令和4年3月31日	1475200190
特定非営利活動法人 ピアたちばな	地域相談支援センター いまここ	川崎市高津区二子6-3 - 3 グランドール栄A202	障害児相談支援	令和4年3月31日	1475300099

川崎市告示第307号

指定一般相談の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談事業の廃止の届出がありまし

たので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年5月24日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
社会福祉法人 同愛会	社会福祉法人 同愛会 地域相談支援センター にじ	川崎市中原区下小田中2 - 4 - 24 マリンハイツ2階	地域移行支援	令和4年3月31日	1435200538

川崎市告示第308号

指定特定相談の事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の

規定により、指定特定相談事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の30の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止年月日	事業所番号
特定非営利活動法人川崎市重度身体障害者の会	CareVista川崎	川崎市幸区小向町15番13号	計画相談支援	令和4年3月31日	1435100332
川崎市	川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1-28-5	計画相談支援	令和4年3月31日	1435000383
社会福祉法人 同愛会	社会福祉法人 同愛会 地域相談支援センター にじ	川崎市中原区下小田中2-4-24 マリンハイツ2階	計画相談支援	令和4年3月31日	1435200538

川崎市告示第309号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定

により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

令和4年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
株式会社エターナルキャスト	amiサポート	川崎市高津区子母口347-1 シルクハイツB-101	居宅介護 重度訪問介護	令和4年3月31日	1415301025
合同会社タッチ	訪問介護 南風	川崎市川崎区四谷上町11-26-1	居宅介護 重度訪問介護	令和4年3月1日	1415001583
株式会社コロールポート	Cocorport川崎砂子Office	川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子301	就労移行支援	令和4年3月31日	1415000742
株式会社コロールポート	Cocorport川崎砂子Office	川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子301	就労定着支援	令和4年3月31日	1415000742
川崎市	川崎市わーくす大島	川崎市川崎区大島1-28-5	就労継続支援B型	令和4年3月31日	1415000387

川崎市告示第310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 指定納付受託者の所在及び名称
所在地 東京都港区南青山5丁目1番22号
名 称 株式会社ジェーシービー
- 取扱う歳入等の種類
保育料
国民健康保険料
介護保険料
- 指定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市告示第311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3

第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和4年5月24日

川崎市長 福田 紀彦

- 指定納付受託者の所在及び名称
所在地 東京都港区台場2丁目3番2号
名 称 ユーシーカード株式会社
- 取扱う歳入等の種類
保育料
国民健康保険料
介護保険料
- 指定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市告示第312号

川崎市青少年科学館におけるプラネタリウム観覧料の収納事務の委託

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第

1 項の規定に基づき、川崎市青少年科学館のプラネタリウム観覧料の収納に関する事務を委託したので、同施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和4年5月25日

川崎市

川崎市長 福田 紀彦

1 受託者の所在地及び名称

所在地 東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

名称 生田緑地共同事業体

代表者 株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮 島 浩 彰

構成員 株式会社日比谷アメニス

代表取締役 伊 藤 幸 男

構成員 東急プロパティマネジメント株式会社

代表取締役 木 原 恒 雄

2 委託事務

川崎市青少年科学館条例（昭和46年川崎市条例第24号）第9条に規定するプラネタリウム観覧料の収納に関する事務

3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

川崎市告示第313号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程について次のとおり指定する。

令和4年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 中間検査を行う建築物の用途、規模及び構造

中間検査を行う建築物は、次の表の(イ)欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分（新築、増築又は改築に係る部分（2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。）に限る。）が同表(ロ)欄の当該各項に掲げる規模で、同表(ハ)欄の当該各項に掲げる構造の建築物とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物は、中間検査を行わない。

- (1) 法第18条第3項の規定による確認済証の交付を受けた建築物
- (2) 法第85条第6項又は第7項の規定による許可を受けた仮設建築物
- (3) 法第68条の11第1項の規定により国土交通大臣が型式部材等の製造者の認証をした者が製造する当該認証に係る建築物
- (4) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

(5) 法第7条の3第1項第一号の規定による工程を有する建築物

	(い)	(ろ)	(は)
1	一戸建ての住宅、長屋、兼用住宅又は併用住宅	階数が3以上又は床面積の合計が100平方メートルを超える	主要な構造形式が木造（丸太組構法を除く。以下同じ。） 主要な構造形式が木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
2	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）その他これらに類するもの	床面積の合計が300平方メートル以上	
3	公会堂、集会場その他これらに類するもの	床面積の合計が200平方メートル以上	
4	病院又は診療所（患者の入院施設があるものに限る。）	床面積の合計が300平方メートル以上	
5	幼稚園、社会福祉施設その他これらに類するものの		
6	ホテル又は旅館	床面積の合計が500平方メートル以上	
7	共同住宅、寄宿舎又は下宿	床面積の合計が1,000平方メートル以上	
8	学校又は体育館	床面積の合計が2,000平方メートル以上	
9	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が500平方メートル以上	
10	店舗、飲食店、遊技場その他これらに類するものの	床面積の合計が200平方メートル以上	

2 中間検査を行う建築物の特定工程及び特定工程後の工程

中間検査を行う建築物の特定工程及び特定工程後の工程は、次の表に掲げる建築物の主要な構造形式の区分に応じ、それぞれ同表に掲げるとおりとする。

建築物の主要な構造形式	特定工程	特定工程後の工程
木造	屋根工事の工程	木造の軸組を覆う壁の外装又は内装工事の工程（枠組壁工法にあっては、耐力壁を覆う壁の外装又は内装工事の工程）
鉄骨造	1階を含む鉄骨建方工事の工程	構造耐力上主要な部分を覆う工事の工程

鉄筋コンクリート造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程（当該配筋工事を現場で行わないものは、同部分の取付工事の工程）	2階の床及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事の工程（2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事を現場で行わないものは、直上階の柱又は壁の取付工事の工程）
鉄骨鉄筋コンクリート造		

3 その他

- (1) この指定は、令和4年5月31日以後に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされた建築物について適用する。
- (2) 平成30年川崎市告示第508号は、廃止する。
- (3) 平成30年川崎市告示第508号の1の表に該当する建築物のうち、平成30年9月25日から令和4年5月30日までに法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認の申請がされたもので、令和4年5月31日以後に同告示の特定工程に係る工事を終えたものについては、同告示の1及び2を適用する。

川崎市告示第314号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第8条第1項の規定による個人情報ファイルの届出及び同条第3項の規定による保有個人情報業務の届出について、同条第7項の規定に基づき公表します。

令和4年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

- (1) 個人情報ファイル（新規）
- | | |
|-----------|----|
| ア 市長 | 2件 |
| イ 選挙管理委員会 | 1件 |
- (2) 個人情報ファイル（変更）
- | | |
|-------------|-----|
| ア 市長 | 78件 |
| イ 上下水道事業管理者 | 1件 |
- (3) 保有個人情報業務（廃止）
- | | |
|------|----|
| ア 市長 | 1件 |
|------|----|
- 2 届出書
- 別紙のとおり（省略）

川崎市告示第315号

川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

令和4年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

- (1) 目的外利用
- | | |
|------|-----|
| ア 市長 | 54件 |
|------|-----|

イ 上下水道事業管理者	12件
ウ 教育委員会	1件
(2) 外部提供	
ア 市長	68件
イ 上下水道事業管理者	16件
ウ 病院事業管理者	5件
エ 消防長	7件
オ 教育委員会	4件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第316号

令和4年第3回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

令和4年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 日時 令和4年6月6日（月曜日）
午前10時
- 2 場所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第317号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別紙省略）

令和4年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別紙省略）

令和4年5月30日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第319号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

（別紙省略）

令和4年5月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。

（別紙省略）

令和4年5月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

（別紙省略）

令和4年5月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

（別紙省略）

令和4年5月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。

（別紙省略）

令和4年5月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第324号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機関の変更並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。

（別紙省略）

令和4年5月30日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第325号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第326号

道路の区域の変更に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年5月31日から令和4年6月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

旧・新 別	路線名	区 間	敷地の 幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	下布田 第13号線	川崎市多摩区布田 1509番3先	1.82	13.21	
		川崎市多摩区布田 1509番3先			
新	下布田 第13号線	川崎市多摩区布田 1509番6先	2.91)	13.21	
		川崎市多摩区布田 1509番7先			

川崎市告示第327号

道路供用開始に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和4年5月31日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、令和4年5月31日から令和4年6月14日まで一般の縦覧に供します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備考
-------	---------------	----

下布田 第13号線	川崎市多摩区布田1509番6先	
	川崎市多摩区布田1509番7先	

公 告

川崎市公告第657号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年5月16日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市麻生区王禅寺東六丁目27番1

ほか21筆の一部

1,171平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区代々木二丁目23番1号

株式会社シンクコンサルティング

代表取締役 新宅 未智子

3 予定建築物の用途

戸建住宅

計画戸数: 6戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和3年7月14日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第31号

令和3年11月1日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第73号(変更)

川崎市公告第658号

川崎都市計画緑地の変更案について、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和4年5月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画緑地の変更(9号菅生緑地の変更)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 宮前区 水沢1丁目及び水沢2丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

宮前区役所1階市政資料コーナー（川崎市宮前区宮前平2-20-5）

宮前区役所向丘出張所（宮前区平1-1-10）

川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平2-20-4 宮前文化センター内）

4 縦覧期間

令和4年5月17日(火)から令和4年5月31日(火)まで

川崎市公告第659号

川崎都市計画用途地域の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和4年5月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域の変更（菅生緑地の変更）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 宮前区 水沢1丁目及び水沢2丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

宮前区役所1階市政資料コーナー（川崎市宮前区宮前平2-20-5）

宮前区役所向丘出張所（宮前区平1-1-10）

川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平2-20-4 宮前文化センター内）

4 縦覧期間

令和4年5月17日(火)から令和4年5月31日(火)まで

川崎市公告第660号

川崎都市計画高度地区の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和4年5月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画高度地区の変更（菅生緑地の変更）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 宮前区 水沢1丁目及び水沢2丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

宮前区役所1階市政資料コーナー（川崎市宮前区宮前平2-20-5）

宮前区役所向丘出張所（宮前区平1-1-10）

川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平2-20-4 宮前文化センター内）

4 縦覧期間

令和4年5月17日(火)から令和4年5月31日(火)まで

川崎市公告第661号

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更案について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

令和4年5月17日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（菅生緑地の変更）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市 宮前区 水沢1丁目及び水沢2丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課（川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階）

宮前区役所1階市政資料コーナー（川崎市宮前区宮前平2-20-5）

宮前区役所向丘出張所（宮前区平1-1-10）

川崎市立宮前図書館（宮前区宮前平2-20-4 宮前文化センター内）

4 縦覧期間

令和4年5月17日(火)から令和4年5月31日(火)まで

川崎市公告第662号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

福祉製品性能評価等カメラ設置等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区日進町5-1 (川崎市複合福祉センター「ふくふく」)

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年2月28日まで

(4) 業務概要

市内事業者等が開発した福祉製品・サービスのリスク要因・安全性・性能等の評価を行うため、川崎市複合福祉センター「ふくふく」内の高齢者施設等に、福祉製品等を使用した高齢者等の行動を記録するための動画撮影用カメラ等を設置・移設するとともに、同施設1階の「ウェルテック」内に、動画撮影用カメラで記録したデータを収集・分析等するための環境を整備するもの。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」の業種「その他」、[種目「その他」]に登録されていること。

(3) 「令和3・4年度業務委託有資格業者名簿」の地域区分で「市内」に登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業の受注の確保に関する法律第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去5年間に本市その他官公庁において類似する契約を締結し、誠実に履行した実績を有し、かつ、この業務委託について確実に遂行できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、実績を証する書類(契約書の写しや類似実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布、提出場所及び問合せ先

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル10階

[担当課] 経済労働局イノベーション推進部

電 話 044-200-2513

F A X 044-200-3920

E-mail 28innova@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年5月18日(火)から令和4年5月27日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出方法

郵送又は電子メール

郵送の場合は、封筒に本入札の参加資格確認申請書である旨を明記し、必ず書留郵便により、提出期間内必着で送付してください。

電子メールの場合は、メール送信後に担当部局に到達したことを確認してください。

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、「3 (1) 配布、提出場所及び問合せ先」において、「(2) 配布・提出期間」で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、本件の公表情報詳細については、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により、一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールにて配信します。

(1) 日時

令和4年5月30日(月)12時まで

(2) 場所

「3(1) 配布、提出場所及び問合せ先」に同じ

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

「3(1) 配布、提出場所及び問合せ先」に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年5月18日(火)午前9時から令和4年5月30日(月)17時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。いずれの場合も、送信後に担当部局に到達したことを確認してください。

ア メール：28innova@city.kawasaki.jp

イ FAX：044-200-3920

(5) 回答方法

令和4年5月31日(火)17時までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メール又はFAXにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に対しては回答しません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続き等

(1) 入札方法

入札は総価で行います。消費税等を含まない金額により入札することとします。

(2) 郵送による入札書の受領期限及び宛先

ア 日時

令和4年6月3日(金)12時

イ 宛先

「3(1) 配布、提出場所及び問合せ先」に同じ
送付の際は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便により送付してください。
また、当該送付を行った際は3(1)の場所に電話でお知らせください。

(3) 入札保証金

免除

(案件1)

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

免除

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び「3(1) 配布・提出場所及び問合せ先」の場所で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページにおいて、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます

川崎市公告第663号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月18日

川崎市長 福田 紀彦

競争入札に 付する事項	件 名 ひみず橋ほか1橋橋りょう整備（高欄改良）工事
	履行場所 川崎市多摩区宿河原6丁目29番地先ほか1箇所
	履行期間 契約日から令和4年9月30日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参 加 資 格	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」種目「橋りょう」ランク「C」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年6月1日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 宮前市民館・図書館火災報知設備改修工事
	履行場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
	履行期間 契約の日から令和5年2月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者（業種「消防施設」）を配置できること。 (11) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(10)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。
-------	---------------------------------

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 橘高等学校火災報知設備改修工事
	履行場所 川崎市中原区中丸子562番地
	履行期間 契約の日から令和4年12月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「消防施設」）を配置できること。 (10) 消防設備士免状（甲種第4類）の交付を受けた技術者を配置できること。ただし、(9)の技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とします。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 長沢中学校体育館改修その他工事
	履行場所 川崎市麻生区東百合丘4丁目12番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参 加 資 格	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月17日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 中原小学校受変電その他設備改修工事
	履行場所 川崎市中原区小杉御殿町1丁目950番地
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 総合福祉センター舞台音響設備改修工事
	履行場所 川崎市中原区上小田中6丁目22番5号
	履行期間 契約の日から令和6年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「通信」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気通信工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「電気通信」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和4年6月頃）を要します。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 田島小学校受変電設備改修工事
	履行場所 川崎市川崎区渡田1丁目20番1号
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 土橋保育園改築電気その他設備工事
	履行場所 川崎市宮前区土橋2丁目14番地1
	履行期間 契約の日から令和5年8月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎看護専門学校改修昇降機設備工事
	履行場所 川崎市高津区久本1丁目4番1号
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月13日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 西高津中学校空気調和その他設備改修工事
	履行場所 川崎市高津区久地1丁目10番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参 加 資 格	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空調設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名 土橋保育園改築衛生その他設備工事
	履行場所 川崎市宮前区土橋2丁目14番地1
	履行期間 契約の日から令和5年8月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。

参 加 資 格	(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 土橋保育園改築冷暖房その他設備工事
	履行場所 川崎市宮前区土橋2丁目14番地1
	履行期間 契約の日から令和5年8月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「冷暖房設備」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

参 加 資 格	(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第664号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区西野川二丁目1266番5
ほか8筆の一部
910平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋二丁目6番地17
株式会社 成建 代表取締役 常盤 孝一
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：5戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
令和3年12月9日
川崎市指令 ま宅審 (イ)第80号

川崎市公告第665号

一般競争入札について、次の通り公告します。

令和4年5月19日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 子育て世帯生活支援特別給付金事務処理センター業務委託
- (2) 履行場所 発注者と受注者が別途協議の上決定する事務処理センター
(原則として川崎市内)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 調達概要 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給にあたり必要な給付金のお知らせの発送業務、コールセンター業務、申請書の審査・入力業務、支給決定通知の発送業務等を行う。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていただければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に

業種「22電算業務」種目「02データ入力」で登録されていること。

- (4) 本件公告の日から3年以内に、本市又は国、他の市町村若しくは民間企業が発注した、次の業務を受託した実績(再委託による受託を除く。)があること。
(両業務を同時に処理する事務処理センター等業務を受託した実績又は両業務をそれぞれ別個の業務として受託した実績のいずれかを問わない。)

ア 概ね2,800件以上の申請の審査

イ 概ね9,800件以上の申請のデータ入力業務

ウ 概ね1,400件以上の受電を取り扱うコールセンター業務

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配付及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

第3庁舎13階

こども未来局こども支援部こども家庭課

電話 044-200-2674

(2) 配付及び提出期間

令和4年5月19日(木)から令和4年5月26日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法によること。また、提出期間内に必着のこと。)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和4年5月27日までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加申込者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配付場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配付及び提出期間

令和4年5月19日(木)から令和4年5月26日(木)ま

で

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

ウ 質問書の提出方法

持参又は郵送若しくは電子メール(郵送による場合は、提出期間内に必着のこと。)

電子メールの送信先 45kodoka@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和4年6月1日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合には、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、又は入札参加者から質問が提出されなかった場合にはその旨を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。また、回答についての再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた場合には、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び提出場所

提出日時 令和4年6月8日(水)午後4時30分

提出場所 川崎市役所第3庁舎13階

こども未来局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時及び場所

7(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機

関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

- (2) 前払金 無
(3) 契約書作成の要否 要
(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)と同じ
(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第3回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

川崎市公告第666号

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和4年度川崎市地盤変動調査精密水準測量委託
	履行場所	川崎市管内
	履行期間	令和5年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年6月16日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年5月20日

川崎市長 福田 紀彦

築造主	川崎市多摩区長尾二丁目4番5号		
住所・氏名	細田 信也		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区長尾二丁目1295番6、1318番1、1319番2、1319番4、無地番の各一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	26.23メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第201号		指定年月日	令和4年5月20日

川崎市公告第667号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月20日

川崎市長 福田 紀彦

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 真福寺小学校現地測量委託
	履行場所 川崎市麻生区白山5丁目3番1 ほか
	履行期間 令和4年12月23日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和4年6月16日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 土測保育園解体撤去家屋事前調査業務委託
	履行場所 川崎市多摩区生田2丁目14番5号
	履行期間 令和4年8月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」で登録されている者。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和4年6月16日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第668号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和4年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

官民共創企画・運営等支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

川崎市内

4 業務概要

(1) 業務目的

本市では、市制100周年の節目となる令和6(2024)

年度の全国都市緑化かわさきフェアの開催をきっかけとして、これまでの川崎のみどりの歴史、資源、強みなどを振り返りながら、みどりについて市民、企業等の皆様と一緒に考え、行動することで、新たな川崎のみどりの文化を醸成し、誰もが心豊かに、住み続けたいまちへとつなげていきたいと考えている。

そのため、本業務では、市民、企業、大学、行政等の多様な主体が相互に連携する中で生まれる柔軟なアイデアや発想を活かして、本市のみどりをツールとした、地域課題の解決、地域の魅力や価値の向上に向けた取組(以下、「共創プロジェクト」という。)を進めていく仕組みの構築、プロジェクトテーマの創出、そして具体的な取組の実証につなげるためのプロセスの総合的な企画・運営・コーディネートを支援するための技術、ノウハウを有する事業者を公募型プロポーザル方式にて募集するものである。

(2) 業務内容

- ア 共創プロジェクトの事業方針の検討
- イ 共創プロジェクトの立上げ支援
- ウ 共創プロジェクトの実施に向けた仕組みの検討
- エ プロジェクトテーマの創出
- オ 共創プロジェクトの決定・発表に向けた運営支援
- カ 資料作成等

(3) 提案上限額(参考)

提案額は、次の金額を上限とする。

6,996,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

5 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種・種目「99その他業務 99その他」で登録されているか、業者登録申請中又は当該業種・種目に未登録の場合は、審査会当日までに当該業種・種目に登録見込みであること。
- (3) 法人であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 本市及び他官庁並びに企業等のいずれかにおいて、市民、企業、地域団体等の多様な主体が参画し、課題解決や都市の価値向上を図る仕組みの構築・運営

などの業務又はこれに類する業務実績を有すること。

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑化フェア推進室

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワーリパークビル17階

電話 044-200-1736 F A X 044-200-3973

電子メール 53grfair@city.kawasaki.jp

7 参加意向申出書等の提出期限、場所及び方法等

令和4年5月23日(月)から本プロポーザル実施要領を川崎市ホームページ上で公表し、同時に窓口での配布を開始する。プロポーザル参加申込み方法は以下のとおりとする。

(1) 提出期間

令和4年5月23日(月)から令和4年6月1日(水)まで

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 参加資格審査書類

参加を希望する場合、次の書類を1部ずつ提出すること。

ア プロポーザル参加意向申出書

イ 会社概要書

ウ 同種業務実績調書

エ 同種業務の実績を証する契約書の写し等

(4) 提出方法 次のいずれかの方法にて提出

持参の場合 受付：午前8時30分～午後5時15分
ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び休日)を除く。

郵送の場合 令和4年6月1日(水)までに必着

ただし、書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。

(5) 参加資格の審査結果の通知

令和4年6月6日(月)までに、参加申出者に対し電子メールにより通知する。

8 質問

仕様書等に関する質問及び回答方法については次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書を用いて、電子メールにて提出すること。

(2) 質問先

「6 担当部局」のとおり

(3) 質問期間

令和4年6月6日(月)から令和4年6月13日(月)まで

(4) 回答

令和4年6月15日(水)までに電子メールにより回答する。なお、回答は参加申出者全てに対して質問者を明らかにしない形で送付する。

9 提案書等の提出期間、場所及び方法等

参加資格の審査の結果、参加資格を有するとされた

者は、提案書等を、必要部数揃えて提出すること。

(1) 提出期間

令和4年6月16日(木)から令和4年6月24日(金)まで

(2) 提出先

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出方法 次のいずれかの方法にて提出

持参の場合 受付：午前8時30分～午後5時15分
ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び休日）を除く。

郵送の場合 令和4年6月24日(金)までに必着

ただし、書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。

(4) 提出書類

企画提案書 正本1部 副本10部

10 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、官民共創企画・運営等支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日時及び場所等

ア 審査日時

令和4年6月30日(木)又は令和4年7月1日(金)のうちいずれか1日を予定

（具体的な日時については、別途、参加者に通知する。）

イ 審査場所

未定（具体的な場所については、別途、参加者に通知する。）

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクタ以外は、全て提案者が用意すること。

エ 審査体制

プレゼンテーションは、本業務に携わる者が行うこと。なお、会場に入室できる人数は3人までとする。

(3) 審査基準

参加者から提出された提案書等に基づき、次の基準により審査する。

ア 事業目的の理解度

イ 実施体制

(ア) 実施体制及び役割分担

(イ) 類似業務の実績

ウ 企画提案

(ア) 情報収集力

(イ) 現状分析力

(ウ) 企画提案

(エ) 独自視点及び創意工夫

(オ) 業務に対する費用の妥当性

(カ) 資料作成

エ プレゼンテーション

(ア) 説明能力

(イ) 質疑応答

(ウ) 担当者の能力

(エ) 意欲

(オ) その他

(4) 受注候補者の特定

ア 評価選考委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者として特定する。
ただし、全委員の総合計点が満点の6割に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、評価選考委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

ウ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受注候補者とする。

(5) 審査結果の通知

受注候補者を特定した後は、結果通知書により、令和4年7月6日(木)までに提案者全員に対してその結果を通知する。

(6) 審査結果の公表

審査の結果、特定した受注候補者と契約を締結した後、速やかに提案者名、各提案者の審査結果（順位、点数を含む。）を川崎市ホームページにおいて公表する。

11 参加の辞退

本件の参加申込み後、参加を辞退する場合は速やかに担当部署に電話連絡の上、辞退届（任意様式）を郵送又は持参により提出すること。

12 プロポーザル参加資格の喪失

次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とする。

(1) 「5 参加資格」の条件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類が期限に間に合わなかった場合

(3) 提出書類に不備があった場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 見積書が提案上限額を超過した場合

(6) 談合その他不正行為があった場合

13 その他

(1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 前払金 否

(4) 契約書作成 要

- (5) 契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除する。
- (6) その他、詳細については川崎市ホームページに公開する本プロポーザル実施要領等を参照すること。

川崎市公告第669号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和4年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

全国都市緑化かわさきフェアプロモーション等推進業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

川崎市内

4 業務概要

(1) 業務目的

本市では、市制100周年の節目となる令和6年度の全国都市緑化かわさきフェア（以下「かわさきフェア」という。）の開催を契機として、次の100年に向けて、暮らしやすく住み続けたいまちの実現を目指して、本市のみどりが持つ多様なポテンシャルを活かした、川崎のみどりの新たな文化の醸成に取り組んでいきたいと考えている。

そのためには、かわさきフェア開催前から、機運醸成や認知度向上を図り、市民総参加型のフェアの開催とフェア終了後の、市民一人ひとりが自発的に暮らしの中にみどりを取り入れ、みどりを通して、市民が愛着や誇りを持って川崎市に住み、市民としてのアイデンティティの形成に向けて、本市のシティプロモーションや市制100周年記念事業と連携しながら、効果的なプロモーションを行っていく必要がある。

本業務は、かわさきフェア開催前から、市民、企業、団体等の多様な主体を巻き込み、参加を促すことで、フェア終了後の、次の100年に向けた川崎の新たなみどりの文化の醸成につなげていくため、フェアの統一主題（テーマ）等の設定及びP R広報物等の企画・制作を行うものである。

(2) 業務内容

かわさきフェアの機運醸成、認知度向上に向けた、統一主題（テーマ）、愛称、ロゴマークの設定、P R広報物等の企画・制作

(3) 提案上限額（参考）

提案額は、次の金額を上限とする。
3,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

5 参加資格

プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中又は川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中の者でないこと。
- (2) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種・種目「99その他業務 08広告代理店又は99その他」で掲載されているか、業者登録申請中又は当該業種・種目に未掲載の場合は、審査会当日までに当該業種・種目に掲載見込みであること。
- (3) 法人であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) シティプロモーション及び都市ブランディングに関する実績とノウハウがある者

6 担当部局

川崎市建設緑政局緑化フェア推進室
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1
川崎駅前タワーリパークビル17階
電話 044-200-1736 F A X 044-200-3973
電子メール 53grfair@city.kawasaki.jp

7 参加意向申出書等の提出期限、場所及び方法等

令和4年5月23日(月)から本プロポーザル実施要領を川崎市ホームページ上で公表し、同時に窓口での配布を開始する。プロポーザル参加申込み方法は以下のとおりとする。

(1) 提出期間

令和4年5月23日(月)から令和4年6月1日(水)まで

(2) 提出場所

「6 担当部局」のとおり

(3) 参加資格審査書類

参加を希望する場合、次の書類を1部ずつ提出すること。

ア プロポーザル参加意向申出書

イ 会社概要書

ウ 同種業務実績調書

エ 同種業務の実績を証する契約書の写し等

(4) 提出方法 次のいずれかの方法にて提出

持参の場合 受付：午前8時30分～午後5時15分
ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び休日）を除く。

郵送の場合 令和4年6月1日(水)までに必着
ただし、書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。

(5) 参加資格の審査結果の通知

令和4年6月6日(月)までに、参加申出者に対し電子メールにより通知する。

8 質問

仕様書等に関する質問及び回答方法については次のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書を用いて、電子メールにて提出すること。

(2) 質問先

「6 担当部局」のとおり

(3) 質問期間

令和4年6月6日(月)から令和4年6月13日(月)まで

(4) 回答

令和4年6月15日(水)までに電子メールにより回答する。なお、回答は参加申出者全てに対して質問者を明らかにしない形で送付する。

9 提案書等の提出期間、場所及び方法等

参加資格の審査の結果、参加資格を有するとされた者は、提案書等を、必要部数揃えて提出すること。

(1) 提出期間

令和4年6月16日(木)から令和4年6月24日(金)まで

(2) 提出先

「6 担当部局」のとおり

(3) 提出方法 次のいずれかの方法にて提出

持参の場合 受付：午前8時30分～午後5時15分
ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び休日）を除く。

郵送の場合 令和4年6月24日(金)までに必着
ただし、書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。

(4) 提出書類

企画提案書 正本1部 副本7部

10 審査

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、全国都市緑化かわさきフェアプロモーション等推進業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査日時及び場所等

ア 審査日時

令和4年6月30日(木)又は令和4年7月1日(金)のうちいずれか1日を予定

（具体的な日時については、別途、参加者に通知する。）

イ 審査場所

未定（具体的な場所については、別途、参加者に通知する。）

ウ 審査環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクト以外は、全て提案者が用意すること。

エ 審査体制

プレゼンテーションは、本業務に携わる者が行うこと。なお、会場に入室できる人数は3人までとする。

(3) 審査基準

参加者から提出された提案書等に基づき、次の基準により審査する。

ア 事業目的の理解度

イ 実施体制

(ア) 実施体制及び役割分担

(イ) 類似業務の実績

ウ 企画提案

(ア) 情報収集力

(イ) 現状分析力

(ウ) 企画提案

(エ) 独自視点及び創意工夫

(オ) 業務に対する費用の妥当性

(カ) 資料作成

エ プレゼンテーション

(ア) 説明能力

(イ) 質疑応答

(ウ) 担当者の能力

(エ) 意欲

(オ) その他

(4) 受注候補者の特定

ア 評価選考委員会での審査の結果、最高得点の提案書を提出した者を受託候補者として特定する。ただし、全委員の総合計点が満点の6割に達していないと判断された場合においては、この限りではない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、評価選考委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

ウ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受注候補者とする。

(5) 審査結果の通知

受注候補者を特定した後は、結果通知書により、令和4年7月6日(水)までに提案者全員に対してその結果を通知する。

(6) 審査結果の公表

審査の結果、特定した受注候補者と契約を締結した後、速やかに提案者名、各提案者の審査結果（順位、点数を含む。）を川崎市ホームページにおいて公表する。

11 参加の辞退

本件の参加申込み後、参加を辞退する場合は速やかに担当部署に電話連絡の上、辞退届（任意様式）を郵送又は持参により提出すること。

12 プロポーザル参加資格の喪失

次に掲げるいずれかの場合に該当する場合は本件の参加を無効とする。

- (1) 「5 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限に間に合わなかった場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 見積書が提案上限額を超過した場合
- (6) 談合その他不正行為があった場合

13 その他

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 前払金 否
- (4) 契約書作成 要
- (5) 契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号に基づき免除とする。
- (6) その他、詳細については川崎市ホームページに公開する本プロポーザル実施要領等を参照すること。

川崎市公告第670号

（仮称）神奈川県川崎市多摩区登戸51街区
計画に係る条例環境影響評価審査書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定により、標記事業に係る条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和4年5月23日

川崎市長 福田紀彦

はじめに

(写)

**(仮称) 神奈川県川崎市多摩区登戸 51 街区
計画に係る条例環境影響評価審査書**

(仮称) 神奈川県川崎市多摩区登戸 51 街区計画は、三井不動産レジデンシャル株式会社及び小田急不動産株式会社（以下「指定開発行為者」という。）が、登戸土地区画整理事業区域内の多摩区登戸の約 0.3ha の区域において、地上 25 階建ての共同住宅を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和 3 年 12 月 22 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例第 24 条に基づき、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

令和 4 年 5 月

川 崎 市

1	指定開発行為の概要	
(1)	指定開発行為者	
	名 称：三井不動産レジデンシャル株式会社	
	代表者：代表取締役社長 嘉村 徹	
	住 所：東京都中央区日本橋室町三丁目2番1号	
	名 称：小田急不動産株式会社	
	代表者：代表取締役 五十嵐 秀	
	住 所：東京都渋谷区初台一丁目47番1号	
(2)	指定開発行為の名称及び種類	
	名 称：(仮称) 神奈川県川崎市多摩区登戸51街区計画	
	種 類：住宅団地の新設（第3種行為） （川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の4の項に該当）	
(3)	指定開発行為を実施する区域	
	位 置：多摩区登戸（登戸土地区画整理事業51街区）	
	区域面積：約3,450㎡	
	用途地域：商業地域	
(4)	計画の概要	
ア	目的	
	共同住宅の建設	

1	指定開発行為の概要	1
2	審査結果	3
(1)	全般的事項	3
(2)	環境影響評価項目に関する事項	3
ア	大気質	3
イ	騒音・振動	3
ウ	廃棄物等（建設発生土）	3
エ	緑（緑の質、緑の量）	3
オ	景観	4
カ	日照阻害	4
キ	テレビ受信障害	4
ク	風害	4
ケ	コミュニティ施設	4
コ	地域交通（交通安全、交通混雑）	5
(3)	環境配慮項目に関する事項	5
ア	地球温暖化対策	5
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	5

イ 土地利用計画

区 分	面積 (㎡)	割合 (%)	備 考
計画建物	約 1,503	約 43.6	付属建物を含む
駐車場・荷捌所等	約 357	約 10.3	
駐輪場・バイク置場	約 40	約 1.2	
通路等	約 1,177	約 34.1	
広 場	約 373	約 10.8	広場 1
計画地面積合計	約 3,450	100.0	

ウ 建築計画等

区 分	概 要
主 要 用 途	住宅、店舗等
建築敷地面積	約 3,450 ㎡
建築面積	約 1,460 ㎡
建 ぺ い 率	約 42%
延 べ 面 積	約 25,290 ㎡
住 宅 等※1	約 20,720 ㎡
店 舗 等※2	約 2,080 ㎡
駐車場等	約 2,490 ㎡
容積対象床面積	約 19,450 ㎡
容 積 率	約 564%※3
建 物 階 数	地上 25 階
建 物 高 さ	約 79.98m (塔屋等を含む最高高さ約 89.98m)
建 物 構 造	RC 造、一部 S 造※4
計 画 戸 数	241 戸
駐 車 場	160 台
駐 輪 場	536 台
緑 被 率	約 31.3%

※1 集会室 (110 ㎡) を含む。住戸は、約 40～80 ㎡のファミリータイプとする予定である。

※2 店舗等の入居テナントは未定であるが、物販、飲食、事務所を検討している。

※3 計画地の指定容積率は 400% であるが、本事業では総合設計制度の適用により、公開空地を設けることで、指定容積率からの割り増しの許可を受ける予定である。

※4 RC 造：鉄筋コンクリート造

S 造：鉄骨造

2 審査結果

(1) 全般的事項

本指定開発行為は共同住宅を建設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。

(2) 環境影響評価項目に関する事項

ア 大気質

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が短期暴露の指針値の上限に近いと予測していることから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 騒音・振動

計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

ウ 廃棄物等（建設発生土）

処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

エ 緑（緑の質、緑の量）

(7) 緑の質

樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。

- コ 地域交通（交通安全、交通混雑）
計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路と並行及び横断していることから、交通安全を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中的問合せ窓口等について周知すること。
- (3) 環境配慮項目に関する事項
条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。
- ア 地球温暖化対策
脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。
- 3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過
令和3年12月22日 指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
令和4年1月4日 条例準備書公告、縦覧開始
2月17日 条例準備書縦覧終了、意見書の締切り
意見書の提出4名、4通
4月12日 条例見解書の受領
4月19日 条例見解書の公告、縦覧開始
5月6日 条例見解書の縦覧終了
5月23日 条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

川崎市公告第671号

「(仮称)西加瀬プロジェクトに係る条例環境影響評価準備書」に係る条例環境影響評価準備書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第18条第1項の規定に基づく条例環境影響評価準備書の提出がありましたので、同条例第19条の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第16条で定める事項について次のとおり公告します。

令和4年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

条例環境影響評価準備書について

1 指定開発行為者

名 称: 武蔵小杉特定目的会社

代表者: 取締役 西川 康洋

住 所: 東京都中央区日本橋一丁目4番1号

2 指定開発行為の名称及び種類**(1) 名称**

(仮称)西加瀬プロジェクト

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

商業施設の新設(第2種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区西加瀬5番1 外

4 指定開発行為の目的及び内容**(1) 目的**

物流倉庫及び店舗等の新設

(2) 内容

区域面積: 約100,263㎡

延べ面積: 約232,720㎡

5 指定開発行為の施行期間

令和5年4月(着工予定)～令和8年6月(完了予定)

6 条例環境影響評価準備書の要旨

第1章 指定開発行為の概要

第2章 条例方法書に対する市民意見等、審査結果及び指定開発行為者の見解

第3章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

第4章 環境影響評価項目の選定等

第5章 環境影響評価

第6章 環境保全のための措置

第7章 環境配慮項目に関する措置

第8章 環境影響の総合的な評価

第9章 事後調査計画

第10章 関係地域の範囲

第11章 その他

資料編

7 条例環境影響評価準備書の写しの縦覧の期間、場所及び時間**(1) 期間**

令和4年5月23日(月)から令和4年7月6日(水)まで
土日曜日は除く。ただし、幸区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分から午後0時30分も縦覧を行います。

(2) 場所

川崎市: 中原区役所、幸区役所、幸区役所日吉出張所、環境局環境評価課(市役所第3庁舎15階)

横浜市: 横浜市環境創造局環境影響評価、港北区役所

(3) 時間

川崎市: 午前8時30分から午後5時まで

横浜市: 午前8時45分から午後5時まで(環境創造局環境影響評価課は午後5時15分まで)

川崎市公告第672号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 大戸小学校ほか1校トイレ改修工事に伴う人的警備業務委託

(2) 履行場所 川崎市立大戸小学校(中原区下小田中1-4-1)ほか1校

(3) 履行期間 令和4年12月28日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。

(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約

実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)
午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室
明治安田生命ビル5階

電話：044-200-1304（設備整備担当：青木）

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月9日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードして

ください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年6月15日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年6月8日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスに登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 2に定める資格要件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和4年6月23日(木)

午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階

第6会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者
あて別途お知らせします。

- (5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

- (1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格
を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で
最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行っ
た者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を
落札者とします。

- (2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要
となります。開札後、落札候補者については「入
札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入
札参加資格を有することが確認できる書類を入札実
施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。
※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報か
わさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札
参加手続関係」より取得してください。

- (3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入
札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入
札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免
(2) 前払金 無
(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ
ります。
(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限りします。
(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定める
ところによりします。
(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、
上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎
市ウェブサイト「入札情報かわさき」([http://
www.city.kawasaki.jp/233300/index.html](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html))の「契
約関係規定」で閲覧することができます。
(5) 関連する「大戸小学校ほか1校トイレ改修その他
工事」に係る令和4年5月25日実施予定の入札が不
調となった場合は、本委託の入札を中止します。

川崎市公告第673号

一般競争入札について、次のとおり公表します。
令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 中央支援学校ほか1校トイレ改修工事
に伴う人的警備業務委託
(2) 履行場所 川崎市立中央支援学校(高津区久本3
-7-1)ほか1校
(3) 履行期間 令和5年3月31日まで
(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定による資格停止期間中でないこと。
(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業
種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地
域区分「市内」に登録されていること。
(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関
する法律」第2条第1項各号による中小企業者であ
ること。
(6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象と
した工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約
実績があること。※開札後、落札者については実績
を確認できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札
参加の申し込みをしなければなりません。提出された
書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じな
ければなりません。

- (1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確
認ができないため無効となる場合がありますので
ご注意ください。

- (2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ
「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧く
ださい。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和
4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)に下記(4)の場
所で配布しています。また、「入札公表詳細」から
ダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送
による提出は認めません。

- (3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1

時を除く)

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室 明治安
田生命ビル5階

電話：044-200-1304（設備整備担当：青木）

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、
5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる
取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわ
さき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からP
DFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードして
ください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間
に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月9日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードして
ください。ダウンロードができない場合、3(3)の期
間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて
電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年6月15日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、
全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争
入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メー
ルアドレスに送付します。当該委任先メールアド
レスを登録していない者にはFAXで送付します。
なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録
されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、
令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の
「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年6月8
日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを

登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により
通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、
開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有
無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し
込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次の
いずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失しま
す。

(1) 2に定める資格要件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書
類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて
行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で
行います。

(2) 入札・開札の日時 令和4年6月23日(木)
午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階
第6会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者
あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あ
て別途お知らせします。

(5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格
を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で
最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行っ
た者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を
落札者とします。

(2) 入札参加条件確認（申請）書等の提出

落札者は入札参加条件確認（申請）書の提出が必要
となります。開札後、落札候補者については「入
札参加条件確認（申請）書」及び2に示した競争入
札参加資格を有することが確認できる書類を入札実
施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。
※「入札参加条件確認（申請）書」は「入札情報か
わさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札
参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入
札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入
札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- (5) 関連する「中央支援学校ほか1校トイレ改修その他その2工事」に係る令和4年5月25日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

川崎市公告第674号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 東住吉小学校トイレ改修工事に伴う人的警備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立東住吉小学校（中原区本月住吉町1-11）
- (3) 履行期間 令和4年12月28日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象と

した工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室
明治安田生命ビル5階

電話：044-200-1304（設備整備担当：青木）

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月9日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年6月15日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年6月8日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和4年6月23日(木)
午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階
第6会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札候補者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 関連する「東住吉小学校ほか1校トイレ改修その他工事」に係る令和4年5月27日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

川崎市公告第675号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 古市場小学校トイレ改修工事に伴う人的警備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立古市場小学校
(幸区古市場1-1)
- (3) 履行期間 令和4年12月28日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)

午前8時30分～午後5時(ただし、正午～午後1時を除く)

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室
明治安田生命ビル5階

電話：044-200-1304(設備整備担当：青木)

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月9日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年6月15日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年6月8

日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

- (2) 入札・開札の日時 令和4年6月23日(木)
午前10時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階
第6会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

- (4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

- (5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札候補者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- (5) 関連する「古市場小学校ほか2校トイレ改修その他工事」に係る令和4年6月1日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

川崎市公告第676号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 柿生小学校トイレ改修工事に伴う人的警備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立柿生小学校(麻生区片平3丁目3番1号)
- (3) 履行期間 令和4年12月28日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象と

した工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

明治安田生命ビル5階

電話：044-200-1304（設備整備担当：漆館）

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月9日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年6月15日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年6月8日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスに登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 2に定める資格要件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和4年6月23日(木)
午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階
第6会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札候補者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 免

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 関連する「金程小学校ほか1校校舎改修その他工事」に係る令和4年5月25日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

川崎市公告第677号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名 高津小学校ほか1校トイレ改修工事に伴う人的警備業務委託

(2) 履行場所 川崎市立高津小学校(高津区溝口4丁目19番1号)ほか1校

(3) 履行期間 令和5年3月31日まで

(4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定による資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。

(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。

(5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象とした工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室
明治安田生命ビル5階

電話：044-200-1304（設備整備担当：漆館）

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月9日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年6月15日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年6月8

日(木)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 2に定める資格要件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和4年6月23日(木)
午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階
第6会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札参加条件確認（申請）書等の提出

落札者は入札参加条件確認（申請）書の提出が必要となります。開札後、落札候補者については「入札参加条件確認（申請）書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。

※「入札参加条件確認（申請）書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

12 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>) の「契約関係規定」で閲覧することができます。
- (5) 関連する「高津小学校ほか2校トイレ改修その他工事」に係る令和4年5月27日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

川崎市公告第678号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 金程小学校エレベーター改修工事に伴う人的警備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市立金程小学校（麻生区金程2丁目10番1号）
- (3) 履行期間 令和5年2月28日まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定による資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種「警備」、種目「人的警備」に登録されていること。
- (4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の地域区分「市内」に登録されていること。
- (5) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (6) 本市または他官公庁において、公立学校を対象と

した工事に伴って6か月以上同業務を実施した契約実績があること。※開札後、落札者については実績を確認できる書類を提出すること。

- 3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申し込みをしなければなりません。提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

※ 書類の提出に不備がある場合、必要事項等の確認ができないため無効となる場合がありますのでご注意ください。

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」を御覧ください。一般競争入札参加資格確認申請書は、令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)に下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」からダウンロードすることができます。

なお、一般競争入札参加資格確認申請書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月2日(木)

午前8時30分～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(4) 提出場所

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

明治安田生命ビル5階

電話：044-200-1304（設備整備担当：漆館）

4 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、5により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 3(3)と同じ

(2) 閲覧場所 3(4)と同じ

5 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

6 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

3(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月9日(木)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、3(3)の期間に3(4)の場所で配布します。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず3(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答

ア 回答日

令和4年6月15日(水)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合にのみ、全ての質問及び回答を令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

7 競争入札参加資格確認通知書の交付

参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、令和4年6月8日(水)までに送付します。当該委任先メールアドレスを登録していないものにはFAXで送付します。

なお、この確認通知書は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格が無く申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

8 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める資格要件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。なお、入札金額は税抜の単価で行います。

(2) 入札・開札の日時 令和4年6月23日(木)
午前10時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市役所第4庁舎4階
第6会議室

※社会情勢により会場を変更する場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(4) 入札書の提出方法 持参

※社会情勢により郵送を認める場合は入札参加者あて別途お知らせします。

(5) 入札保証金 免除

10 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 落札者の決定

川崎市契約規則第14条の規定に基づき、予定価格を単価で定めます。当該予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札参加条件確認(申請)書等の提出

落札者は入札参加条件確認(申請)書の提出が必要となります。開札後、落札候補者については「入札参加条件確認(申請)書」及び2に示した競争入札参加資格を有することが確認できる書類を入札実施日の翌日までに3(4)の場所に持参してください。
※「入札参加条件確認(申請)書」は「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」にある「入札参加手続関係」より取得してください。

(3) 入札の無効

2に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

11 契約手続等

次により、契約を締結します。

- (1) 契約保証金 免
- (2) 前払金 無
- (3) 契約書作成の要否 要

12 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(4)の場所で閲覧することができるほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

(5) 関連する「金程小学校ほか1校校舎改修その他工事」に係る令和4年5月25日実施予定の入札が不調となった場合は、本委託の入札を中止します。

川崎市公告第679号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 高津中学校ほか1校外壁塗装改修設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市高津区久本3丁目11番2号ほか1校
- (3) 履行期間 令和5年1月31日限り
- (4) 委託概要 外壁塗装改修工事・屋上防水改修工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

- (2) 配布、提出期間

令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部施設計画課

電話：044-200-1728

- (2) 受付期間

令和4年6月9日(木)から令和4年6月13日(月)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

- (4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和4年6月16日(木)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 8 入札手続等
- 次により入札を執行します。
- (1) 入札・開札の日時及び場所
- ア 日時
令和4年6月30日(木)午前10時00分
- イ 場所
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎11階会議室
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。
なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。
- (4) 開札に立ち会う者に関する事項
開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。
- (5) 再度入札の実施
予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。
- (6) 入札の無効
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。
- 9 契約手続等
- (1) 契約保証金 要
- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要
- 10 その他
- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等

は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第680号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 東小倉小学校外壁塗装改修設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区東小倉1番1号
- (3) 履行期間 令和5年1月31日限り
- (4) 委託概要 外壁塗装改修工事・屋上防水改修工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

(2) 配布、提出期間

令和4年5月25日(木)から令和4年6月1日(木)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで

(3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスに登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

(1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

(2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

(1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部施設計画課 電話:044-200-1728

(2) 受付期間

令和4年6月9日(木)から令和4年6月13日(月)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで

(3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和4年6月16日(木)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月30日(木)午前11時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免

- (2) 前払金 有
- (3) 契約書の作成 要

10 その他

- (1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。
- (3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第681号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平和館館内壁面タイル剥落防止設計業務委託
- (2) 履行場所 川崎市中区木月住吉町33番1号
- (3) 履行期間 令和5年1月31日限り
- (4) 委託概要 館内壁面タイル剥落防止工事の設計業務委託

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市内に本社を有すること。
- (4) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「建築設計」に登録されていること。
- (5) 次の要件を満たす自社所属の者を管理（主任）技術者として配置できること。

建築士法第2条第2項に規定する一級建築士取得後5年以上の実務経験を有する者。

3 一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届の配布、提出

この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届（技術者の資格及び業務実績を証する資料を添付すること。）を提出しなければなりません。

- (1) 配付、提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル8階)

まちづくり局総務部庶務課経理係

電話：044-200-2966

（一般競争入札参加申込書及び配置予定管理（主任）技術者届は川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。）

- (2) 配布、提出期間

令和4年5月25日(木)から令和4年6月1日(木)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 提出方法 持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、参加資格業種に登録されていることを確認し、その結果を確認通知書にて、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、申請申込締切日後1週間以内に送付します。当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

なお、この確認通知は、申込時の登録情報により通知しているもので、最終的な入札参加資格の審査は、開札後、入札参加申込時にさかのぼって、提出書類等の確認を行い、入札参加資格の有無を審査します。この結果、入札参加資格がなく申し込みを行った入札者の入札は無効とします。

5 仕様書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で仕様書を交付します。また、仕様書を縦覧に供します。

- (1) 交付・縦覧場所 3(1)に同じ

- (2) 交付・縦覧期間 3(2)に同じ

6 仕様に関する問い合わせ

一般競争入札参加資格確認通知書で入札参加資格があることを通知された者は、仕様書の内容に関して次により質問を行うことができます。質問は書面で提出するものとし、仕様書の該当箇所を明示してください。

- (1) 受付場所

川崎市川崎区宮本町6番地

(明治安田生命川崎ビル9階)

まちづくり局施設整備部施設計画課

電話：044-200-1728

- (2) 受付期間

令和4年6月9日(木)から令和4年6月13日(月)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く)

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 問い合わせ方法

質問書の様式を使用し、6(1)の受付場所に備え付けた質問箱に質問書を投入してください。

質問書の様式は3(1)の場所で3(2)の期間に配布します。(川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」委託の欄の「財政局入札公表」からダウンロードすることが可能です。)

(4) 回答方法

一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた全ての者に対し、令和4年6月16日(木)までに文書(電子メール又はFAX)で送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月30日(木)午後1時30分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎11階会議室

(2) 入札保証金

免除

(3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。

当該落札候補者については、上記2に示した資格を満たしているかどうかの最終的な資格審査をした上、落札者として決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の低い入札者について同様の審査を実施し、落札者を決定します。

なお、最低制限価格の設定額については、案件ごとに個別設定をしていますので、入札情報かわさきの「川崎市業務委託契約に係る最低制限価格取扱要綱・運用指針」を御覧ください。

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札前に委任状を提出しなければなりません。

(5) 再度入札の実施

予定価格の制限の範囲内で入札書を提出した者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免

(2) 前払金 有

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の契約関係規定において閲覧することができます。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

川崎市公告第682号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度地区カルテ共通フェイスシート及び地域情報シート更新業務
- (2) 履行場所 川崎市 他
- (3) 履行期限 令和5年3月31日 限り

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市業務委託有資格業者名簿に業種20「調査・測定」種目99「その他調査・測定」に登録されているもの
- (4) この調達内容について確実に履行することができること。
- (5) 直近2か年度(令和2年度、令和3年度)において、本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したもの。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争

参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室
電話 044-200-3718 (直通)
メールによる配布も可能とします。

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(木)から令和4年5月31日(火)まで
午前9時～午後5時(土曜日及び休日は除く。)

(3) 提出方法 郵送または持参(郵送の場合、提出期間内の到着を必要とします)

4 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)と同じ。または、郵送を希望する場合は、郵送による交付

(2) 日時 令和4年6月1日(木)

(3) その他

入札説明書は3(1)の場所において、令和4年5月25日(木)から令和4年5月31日(火)まで配布し、また縦覧に供します。

5 質問書の受付・回答

(1) 受付期間

令和4年6月2日(木)～令和4年6月7日(火)
午前9時～午後5時

(2) 受付方法

電子メールのみとします。
電子メールアドレス 40keasui@city.kawasaki.jp

(3) 回答方法

令和4年6月9日(木)までに、参加有資格者全員に電子メールにて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時
令和4年6月14日(火)午後3時

(イ) 入札書の提出場所

川崎市役所健康福祉局地域包括ケア推進室
川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館12D会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限
令和4年6月13日(月)必着

(イ) 入札書の提出先

〒212-0013 川崎市幸区堀川町580番地
ソリッドスクエア西館10階
川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 7(1)ア(7)に同じ

(4) 開札の場所 7(1)ア(イ)に同じ

(5) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除とします。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、健康福祉局地域包括ケア推進室で閲覧できます。

(5) 議決の要否 否

9 その他

(1) この契約の詳細は入札説明書によります。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第683号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名(賃貸借物品)

令和4年度環境局軽乗用自動車(焼却場車両)の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

王禅寺処理センター(麻生区王禅寺1285番地)

(3) 賃貸借期間及び台数

令和5年2月1日から令和12年1月31日まで

1台

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「車両」で登録されていること。
- (4) 車両の調達について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。
- (5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局生活環境部収集計画課
永松担当、武田担当
電話 044-200-2571

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)とします。

(3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 類似業務の契約実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書・仕様書の交付及び仕様書の閲覧

一般競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認めた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、令和4年6月3日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和4年6月3日(金)の午前9時から正午までに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。なお、仕様書は、上記3(1)の

場所において上記3(2)の期間まで、閲覧に供します。

5 仕様書等に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和4年6月3日(金)正午から令和4年6月9日(木)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要な事項を記入し、指定するメールアドレス又はFAX宛てに送付してください。なお、電子メール又はFAXにより送付した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

メールアドレス 30syusyu@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3923

(4) 回答方法

質問があった場合、令和4年6月13日(月)までに参加全社宛て、文書(電子メール又はFAX)にて回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。月額賃貸借料に、賃貸借期間の月数及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書はそれぞれの入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月20日(月) 午後2時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5-4
川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価

格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 支払いについては、毎月払いとします。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

川崎市公告第684号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名 (賃貸借物品)

令和4年度環境局軽乗用自動車 (生活環境普及車両) の賃貸借及び保守

(2) 履行場所

中原生活環境事業所 (中原区中丸子155番地)

(3) 賃貸借期間及び台数

令和5年2月1日から令和12年1月31日まで
1台

(4) 賃貸借物品の特質等

仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「車両」で登録されていること。

(4) 車両の調達について、本市または他官公庁において類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び台数について、確実に納入することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書及び必要な資料を提出しなければなりません。なお、提出は持参とし、郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎16階

環境局生活環境部収集計画課

永松担当、武田担当

電話 044-200-2571

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで) とします。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 類似業務の契約実績資料

4 一般競争入札参加資格確認通知書・仕様書の交付及び仕様書の閲覧

一般競争入札参加申込書を提出し、参加資格があると認めた者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに、令和4年6月3日(金)までに一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を送付します。

また、当該メールアドレスを登録していない者には、令和4年6月3日(金)の午前9時から正午までに上記3

(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書及び仕様書を交付します。なお、仕様書は、上記3(1)の場所において上記3(2)の期間まで、閲覧に供します。

5 仕様書等に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所

上記3(1)に同じ

(2) 問い合わせ期間

令和4年6月3日(金)正午から令和4年6月9日(木)正午までとします。

(3) 問い合わせ方法

上記4に添付の「質問書」に必要事項を記入し、指定するメールアドレス又はFAX宛てに送付してください。なお、電子メール又はFAXにより送付した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

メールアドレス 30syusyu@city.kawasaki.jp

FAX 044-200-3923

(4) 回答方法

質問があった場合、令和4年6月13日(月)までに参加全社宛て、文書(電子メール又はFAX)にて回答します。

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

入札金額は税抜きの総額で行います。月額の賃貸借料に、賃貸借期間の月数及び台数を乗じた額で見積もりをしてください。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札件名を記載した封筒にて提出してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月20日(月) 午後3時00分

イ 場所

川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎16階環境局会議室

(3) 入札書の提出

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任をした書類を事前に提出しなければなりません。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧できます。

10 契約内容の変更等

当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、仕様書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 支払いについては、毎月払いとします。

(5) 関連情報を入手するための窓口は上記3(1)に同じ。

川崎市公告第685号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市八ヶ岳少年自然の家アストロハウス天体望遠鏡設備整備業務委託

(2) 履行場所

長野県諏訪郡富士見町境字広原12067番地482

(3) 履行期間

契約日から令和5年2月28日まで

(4) 業務概要

川崎市八ヶ岳少年自然の家アストロハウスに設置されている天体望遠鏡設備3台の各種部品交換等の修繕及び設定を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」「準市内」「市外」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去10年間で、本市又は他官公庁が発注する次の全ての業務実績を有すること。

ア 公共天文台における口径20cm以上の天体望遠鏡の新設業務

イ 天体の自動導入ができる制御システムの新設業務

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類(契約書の写しや工事実績一覧表等)を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命川崎ビル3階

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

飯島

電話 044-200-1308(直通)

電子メール 88syogai@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送(提出期間までに必着のこと)

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3

(1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所において、3(2) 配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和4年6月6日(月)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する質問

(1) 問合せ先

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年6月6日(月)から令和4年6月10日(金)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参又は電子メールによります。

電子メール 88syogai@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和4年6月15日(水)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等に

ついて、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。郵送の場合は、入札・開札日の前日までに必着とします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年6月23日(木)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4
第3庁舎11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、3(1) 配布・提出場所及び問合せ先と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第686号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

麻生市民館・図書館トイレ改修その他工事（第2期）に伴う人的警備業務委託

(2) 履行場所

麻生市民館・図書館（川崎市麻生区万福寺1-5-2）

(3) 履行期間

契約日から令和4年12月15日まで

(4) 業務概要

麻生市民館・図書館トイレ改修その他工事（第2期）の実施に伴い、ホール以外のトイレを改修する時期があり、その間、施設利用者はホールトイレを利用することになります。しかし、ホールでは有料の催しや小中学生の合唱コンクール等が行われるため、ホール利用者以外の施設利用者がホール内へ立ち入らないよう、人的警備によりホール内の安全を確保することを目的とします。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「警備」種目「人的警備」に登録されていること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」「準市内」「市外」で登録されていること。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による中小企業者であること。

(5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(6) 過去2年間で、本市又は他官公庁において類似業務の実績が2回以上あり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証する書類（契約書の写しや契約実績一覧表等）を提出してください。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

教育委員会事務局生涯学習部生涯学習推進課

電話 044-200-1981（直通） 金田

E-mail 88syogai@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(木)から令和4年6月1日(木)までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。ただし、土日祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期間までに必着とする）

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3

(1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所において、
3(2) 配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホームページ「入札情報がわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付日

令和4年6月6日(月)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信されます。

(2) 場所

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する質問

(1) 問合せ先

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年6月2日(木)から令和4年6月8日(木)の正午までとします。ただし、土日祝日等の本市閉庁日を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(4) 質問受付方法

持参又は電子メールによります。

E-mail 88syogai@city.kawasaki.jp

(5) 回答方法

令和4年6月15日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、1人当たりの時間単価で行います。入札者は見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。郵送の場合は、入札・開札日の前日までに必着とします。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載した金額の10%）を加算した金額をもって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年6月22日(水)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東田町5番地4

第3庁舎11階会議室

(3) 入札書の提出方法

持参又は郵送

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもつ

て有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなければなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」及び3(1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、3(1) 配布・提出場所及び問合せ先と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。

川崎市公告第687号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度ICカード作成等業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市総務企画局人事部人事課 他

(3) 契約期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

(4) 委託概要

入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」の業種「電算関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この委託業務を契約締結後確実にかつ速やかに実施することができること。

3 一般競争入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先 この入札に参加を希望するものは、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4

(第3庁舎10階)

総務企画局人事部人事課 担当 大場

電話 044-200-2146

FAX 044-200-3753

E-mail 17zinzi@city.kawasaki.jp

配布・提出期間

(2) 令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)までとします（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

(3) 提出方法

持参に限りします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、一般競争入札参加資格確認通知書を令和3・4年度川崎市「業務委託有資格業者名簿」へ登録したメールアドレスに電子メールで交付します。電子メールでの受け取りができない方へは、次により交付します。

(1) 日時

令和4年6月6日(月)

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 場所

3(1)と同じ

(3) その他

一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)まで縦覧に供します（土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

5 仕様に関する問合せ先

3(1)に同じ

仕様に関する質問は、令和4年6月6日(月)から令和4年6月9日(木)まで、入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください(土曜日・日曜日及び休日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)。

なお、回答については令和4年6月15日(水)、全社にFAXもしくはメールにて送付します。

また、回答後の再質問は受付しません。

6 サンプル等の提出について

この入札の参加者は、納入するＩＣカードの製品名が分かる資料及び当該ＩＣカード(カード固有番号が記載されたもの)のサンプル3枚を、令和4年6月20日(月)午後5時15分までに3(1)の場所に提出しなければなりません。また、競争入札参加者は、開札日の前日までの間において、本市から当該サンプル等に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

履行期間の業務における総額(税抜き)を入札金額として行います。契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。なお、詳細は入札説明書によります。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

令和4年6月23日(木)午前11時00分

イ 場所

川崎市役所 第3庁舎10階

総務企画局人事部人事課 会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先

ア 期限

令和4年6月22日(水)必着

イ 宛先

3(1)に同じ

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

「川崎市競争入札参加者心得」で無効と定める入札は、無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口

3(1)に同じ

川崎市公告第688号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 業務件名

川崎市民プラザ蒸気ドレントラップ設備整備業務委託

(2) 履行場所

川崎市高津区新作1丁目19番1号

川崎市民プラザ

(3) 履行期間

契約日から令和4年9月15日まで

(4) 業務概要

川崎市民プラザ蒸気ドレントラップの機器更新、試運転調整等を行う。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「空調・衛生設備保守点検」に登録されている者であること。

(3) 令和3・4年度業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者。

(4) 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する

る法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項による
中小企業者であること。

- (5) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
(6) 過去5年間で、類似業務の実績があり、かつ誠実に
履行した実績を有すること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び 問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次のとおり、一般
競争入札参加資格確認申請書、類似の契約実績を証す
る書類（契約書の写しや実績一覧表等）を提出してく
ださい。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2

川崎フロンティアビル9階

市民文化局市民生活部企画課

電話 044-200-2153（直通）

FAX 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(水)から令和4年5月31日(火)まで
の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
までとします。（ただし、土曜日、日曜日、祝日等
の本市閉庁日を除く）

(3) 提出方法

持参

4 入札説明会及び入札説明書

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札説明書の交付

業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書及
び質問書の様式が添付されている入札説明書は、3

- (1) 配布・提出場所及び問合せ先の場所において、
3(2) 配布・提出期間で縦覧に供するとともに、希
望者には印刷物を配布します。また、川崎市のホーム
ページ「入札情報かわさき」において、本件の公表
情報詳細のページからダウンロードできます。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、
次により一般競争入札参加資格 確認通知書を交付し
ます。

(1) 日時

令和4年6月2日(木)

ただし、業務委託有資格業者名簿へ登録した際に
電子メールのアドレスを登録している場合は、電子
メールで配信されます。

(2) 場所

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

6 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1) 配布・提出場所及び問合せ先に同じ。

(2) 質問受付期間

令和4年6月2日(木)午前9時から令和4年6月6
日(月)正午までとします。ただし、平日の正午から午
後1時まで、土曜日、日曜日、祝日等の本市閉庁日
を除きます。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により提出
してください。

(4) 質問受付方法

持参、電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 25kikaku@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3707

(5) 回答方法

令和4年6月8日(水)午後5時までに、一般競争入
札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メー
ル又はFAXにて回答書を送付します。なお、この
入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関
しては回答しません。

7 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入
札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記「2 一般競争入札参加資格」の各
号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類等
について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 入札は、総価で行います。入札者は見積った契
約金額の110分の100に相当する 金額を入札書に
記載してください。

イ 入札は所定の入札書をもって行います。入札書
を入札件名が記載された封筒に封 印して持参し
てください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金
額に、消費税及び地方消費税に相 当する額（入
札書に記載した金額の10%）を加算した金額を
もって契約金額とします。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年6月15日(水)午前11時

イ 入札場所

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティ
アビル9階 市民文化局会議室

(3) 入札書の提出方法

持参とします。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入しなけ
ればなりません。

(2) 前払金

否

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入
札参加者心得等は、川崎市のホームページ「入札情
報かわさき」及び3(1) 配布・提出場所及び問合せ
先の場所で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 関連情報を入手するための窓口は、「3(1) 配布・
提出場所及び問合せ先」と同じです。

(3) 業務の詳細、一般競争入札参加資格確認申請書、
質問書の様式が添付されている入札説明書は、川崎
市のホームページ「入札情報かわさき」において、
本件の公表情報詳細のページからダウンロードでき
ます。

川崎市公告第689号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 令和4年度川崎市児童福祉施設指導
監査等支援業務委託

(2) 履行場所 こども未来局総務部監査担当

(3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日ま
で

(4) 業務概要

本業務委託は、児童福祉施設等指導
監査の会計処理に係る監査等の支援
と、特定教育・保育施設等への処遇
改善等加算に係る指導監査等の支援
及び監査担当職員等の会計的な相談
事項に対する支援等から成る。それ
ぞれの業務委託の内容は以下のとお
りとする。

ア 児童福祉施設等指導監査の会計処理に係る監査
等の支援

イ 特定教育・保育施設等への処遇改善等加算に係
る指導監査等の支援

ウ 監査担当職員等の会計的な相談事項に対する支
援等

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべ
て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2
条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に
業種「その他業務」種目「その他」で掲載されてい
た者のうち、監査法人の業態であること。

(4) 過去3年間で本市又はその他の官公庁において同
種・同規模の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出、仕
様書閲覧場所及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争
入札参加資格確認申請書及び上記2(4)の契約実績を確
認できる書面(契約書の写し等業務内容がわかるもの)
を提出してください。

(1) 配布・提出場所・仕様書閲覧場所及び問い合わせ
先

川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎15階

こども未来局総務部監査担当 佐藤、柴田

電話番号 044-200-1136

FAX 044-200-3190

E-mail 45kansa@city.kawasaki.jp

※一般競争入札参加資格確認申請書、質問書につ
いては、川崎市ホームページ「入札情報かわさ
き」よりダウンロードできます。

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和4年5月25日(水)から令和4年5月31日(火)まで
とします。

(土日を除き、午前9時から正午まで及び午後1
時から午後5時まで)

(3) 提出方法

郵送又は持参（いずれの場合も、令和4年5月31日(火)午後5時までに、こども未来局総務部監査担当に到着する必要があります。）

(4) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 上記2(4)の実績を確認できる書類（契約書の写し等業務内容がわかるもの）

4 競争入札参加資格確認通知書及び仕様書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格があると認めたものには、次により競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書（仕様書を含む）を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和4年6月2日(木)（午前9時00分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

ただし、上記業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

5 仕様に関する質問・回答

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年6月2日(木)から令和4年6月6日(月)午後5時まで

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メールにて送付してください。また、質問をする場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和4年6月9日(木)までに、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付します。

なお、この入札の参加資格を満たしていない者からの質問に関しては回答しません。また、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額にその金額の10%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和4年6月14日(火) 10時00分

イ 場所 川崎市川崎区東田町5番地4

川崎市役所第3庁舎13階

こども未来局会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。再入札用の入札書も準備の上、参加してください。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者は除きます。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口は、3(1)に同じ。

11 添付資料

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

- (2) 質問書（見本）
- (3) 委任状（見本）
- (4) 入札（見積）書（見本）
- (5) 委託契約書（様式）
- (6) 川崎市委託契約約款
- (7) 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

川崎市公告第690号**入 札 公 告**

川崎区役所田島支所内照明器具P C B含有調査業務委託に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項**(1) 件名**

川崎区役所田島支所照明器具P C B含有調査業務委託

(2) 履行場所

川崎区役所田島支所

川崎市川崎区鋼管通2-3-7

(3) 履行期限

契約締結日から令和4年9月30日まで

(4) 概要

別紙委託業務仕様書による

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」又は「準市内」で登録されている者。

(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の以下の業種・種目に登載されていること。

業種20「調査・測定」 種目99「その他の調査・測定」

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0852

川崎市川崎区鋼管通2-3-7

川崎区役所田島支所3階

電話：044-322-1967

FAX：044-322-1991

E-Mail：61taziku@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年5月31日(火)の下記の時間

（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

※競争入札参加申込書の様式について、電子メールでの配布を希望される場合、3(1)の電話番号及びメールアドレスへ御連絡ください。（電話とメール、両方への連絡が必須です）

(3) 提出書類

競争入札参加申込書

(4) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出し、審査の結果、入札参加資格があると認められた者には、令和4年6月6日(月)午後5時までに、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス宛て競争入札参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和4年6月6日(月)

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

5 仕様に関する問合せ**(1) 問合せ先**

3(1)と同じ

(2) 問合せ期間

令和4年6月6日(月)～令和4年6月10日(金)の下記の時間

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」にて、3(1)に記載の受付に直接持参するか、FAX番号又は電子メールアドレス宛て送付してください。

また、FAX・電子メールで質問する場合は、「質問書」を送信した旨を3(1)記載の電話番号宛て連絡してください。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、3(1)の場所において、令和4年6月14日(火)の午前9時～午後5時（ただし、正

午～午後1時を除く)縦覧に供するとともに、令和4年6月14日(火)午後5時までに、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書等について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

持参による入札とします。

ア 入札日時

令和4年6月17日(金) 午前11時00分

イ 入札場所

川崎市川崎区鋼管通2-3-7

川崎区役所田島支所3階会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アと同じ

(4) 開札の場所

7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。
- (2) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告第691号

入 札 公 告

賃貸借契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

川崎市立橋高等学校50m公認屋上プール競泳用計時機器の賃貸借

(2) 履行場所

川崎市教育委員会学校教育部健康教育課

(3) 履行期間

令和4年7月26日から令和9年6月30日まで

(4) 調達概要

川崎市立橋高等学校50m公認プールで開催される競泳大会の記録を計時するためのタッチプレート及び関連物品のリース。機器の詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度「川崎市競争入札参加資格審査申請書」により、業種「リース」種目「その他」で登録されていること。
- (4) 過去5年間(平成29年度以降)で類似賃貸借業務の実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 競争参加申込書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の提出は持参によるものとし、郵送は認めませ

ん。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル4階
川崎市教育委員会事務局学校教育課健康教育課学
校体育・安全担当 担当：本間
電 話：044-200-0756 (直通)
F A X：044-200-2853

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時30
分から正午まで及び午後1時から5時まで)としま
す。

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に無償で入札
説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所
において令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)
まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時
30分から正午まで及び午後1時から5時まで)縦覧に
供します。

5 競争参加資格確認通知書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、競争参加
資格確認通知書を申請申込締切日後2日間以内にF A
X又は電子メールで送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ先

3(1)と同じです。問い合わせ内容は、入札説明書
に添付している「質問書」の様式を使用し、必要事
項を記載の上F A Xして下さい。また、F A X後に
必ず担当者あて電話連絡をして下さい。

(2) 受付期間

令和4年5月25日(水)から令和4年6月1日(水)
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日午前8時
30分から正午まで及び午後1時から5時まで)

(3) 回答予定日

令和4年6月3日(金)午後5時まで

(4) その他

ア 原則として、受付期間を過ぎた問い合わせには
回答いたしません。

イ 出された全ての質問について、当該競争入札参
加資格を有する全ての者に回答いたします。

7 競争入札参加資格の喪失

競争参加資格があると認められた者が次のいずれか
に該当するときは、この入札に参加することができま
せん。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったと
き。

(2) 競争参加申込書に虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手續等

(1) 入札の方法

ア 入札会場に入場しようとするときは、競争参加
資格確認通知書の提示を求めるので必ず持参する
こと。

イ 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその
代理人とする。ただし、代理人が入札及び開札に
立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立
ち会いに関する権限の委譲を受けたことを証する
委任状を入札前に提出すること。

ウ 入札は所定の入札書をもって行い、入札書及び
今回の入札にあたっては明細内訳を記載した一覧
表を入札件名が記載された封筒に封印して持参す
ること。郵送は認めない。

エ 入札金額は、当該貸借業務に係る総額 (消
費税額及び地方消費税額を含めないこと。)を記
載すること。なお、契約金額は入札金額に100分
の10に相当する額を加算した金額とする。

オ 落札者が無い場合は、直ちに再度入札を行う。
ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者
心得第7条の規定により無効とされた者及び開札
に立ち会わない者は除く。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年6月10日(金) 午後4時00分

イ 場 所 第4庁舎4階 第1会議室
川崎市川崎区宮本町3-3

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札とします。ただし、著
しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は、無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所及び川崎市ウェブサイト (<https://>

www.city.kawasaki.jp/index.html)「入札情報」内の「契約関係規定」(<https://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/docs/keiyakukitei.htm>)において閲覧することができます。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるものの他は、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。
- (4) 問い合わせ窓口は3(1)に同じです。
- (5) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議により定めるものとします。

川崎市公告第692号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和4年度 土地・家屋異動判読表示委託業務
- (2) 履行場所 財政局税務部資産税管理課
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 業務概要 土地・家屋の異動判読表示委託業務
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格者名簿の業種20「調査・測定」、種目99「その他調査測定」で登録されていること。
- (4) 本市又は他官公庁において、過去5年以内に同様の業務を履行した契約実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

川崎市財政局税務部税制課 担当：寺澤・中田
電 話：044-200-2190(直通)

FAX：044-200-3906

E-mail：23zeisei@city.kawasaki.jp

(2) 配布及び提出期間

令和4年5月25日(木)から令和4年6月3日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(3) 提出物

ア 競争入札参加申込書

イ 業務実績書及び契約内容を確認できる契約書等の写し

上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。

(4) その他

提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(1) 交付場所

上記3(1)に同じ。

(2) 交付日時

令和4年6月8日(木)

(3) その他

入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。([「入札情報かわさき」-「入札公表・財政局」](http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>))

なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。

ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。

(4) 入札説明会

実施しません。

5 仕様に関する問合せ

- (1) 問合せ先

〒210-0006

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階

財政局税務部資産税管理課 担当：金子

電 話：044-200-2220 (直通)

FAX：044-200-3876

E-mail：23siska@city.kawasaki.jp

(2) 問合せ期間

令和4年6月8日(水)から令和4年6月14日(火)午後5時まで

(3) 問合せ方法

入札説明書に添付の質問書にて受け付けます。また、FAX・電子メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。

(4) 回答方法

競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和4年6月17日(金)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全者宛てにFAXまたは電子メールにて送信します。

なお、電話等による問合せには一切応じません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

本業務に係る費用の総額（消費税額及び地方消費税額を含まない。）で行います。

なお、金額の算定にあたっては、計画準備費や成果品作成費等、業務履行にかかる費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和4年6月23日(木) 午後2時30分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル5階第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記7(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記7(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第693号

入 札 公 告

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名 川崎市納税お知らせセンター管理運営業務

(2) 履行場所 川崎市納税お知らせセンター
(川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル3階)

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 業務概要 市税の未納者に対する納税の呼びかけ業務
詳細は入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 国、都道府県又は政令指定都市において本業務と同様の内容の業務受託実績があること。
 - (4) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(I SMS)の規格を取得していること。
 - (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種99「その他業務」、種目99「その他」に登録されていること。
- 3 競争入札参加申込書の配布及び提出
この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。
- (1) 配布及び提出場所
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル5階
財政局税務部税制課 担当:寺澤・中田
電 話:044-200-2190(直通)
FAX:044-200-3906
E-mail:23zeisei@city.kawasaki.jp
 - (2) 配布及び提出期間
令和4年5月25日(水)から令和4年6月3日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
 - (3) 提出物
ア 競争入札参加申込書
イ 上記2(3)を証明する契約書等の写し
ウ 上記2(4)を証明する書類の写し
上記ア以外の書類については提出者において作成し、係る費用は提出者の負担とします。
 - (4) 提出方法
持参してください。
 - (5) その他
提出した書類に関して説明を求められた場合には、これに応じなければなりません。また、提出された書類は返却しません。
- 4 競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明会
上記3により、競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、自動的に電子メールで配信します。
- (1) 交付場所
上記3(1)に同じ。
 - (2) 通知書交付日

- 令和4年6月8日(水)
- (3) 入札説明書の交付
入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間で縦覧に供します。また、川崎市のホームページからダウンロードできます。〔入札情報かわさき〕-〔入札情報〕の「委託」-〔入札公表・財政局〕(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
なお、インターネットホームページから入手できない場合には、申し出により無償で入札説明書を交付します。
ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、競争入札参加資格確認通知書と一括して自動的に電子メールで配信します。
 - (4) 入札説明会
実施しません。
- 5 仕様に関する問合せ
- (1) 問合せ先
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル8階
財政局収納対策部収納対策課 担当:荒井
電 話:044-200-2226(直通)
FAX:044-200-3909
E-mail:23syunou@city.kawasaki.jp
 - (2) 問合せ期間
令和4年6月8日(水)から令和4年6月14日(火)午後5時まで
 - (3) 問合せ方法
入札説明書に添付の質問書にて受付けます。また、FAX・メールで質問する場合は、質問書を送信した旨を担当まで御連絡ください。
 - (4) 回答方法
競争入札参加資格があると認めた者からの質問に対する回答は、令和4年6月17日(金)午後5時までに、競争入札参加資格があると認めた者全社宛てにFAXまたは電子メールにて送付します。
なお、電話等による問合せには一切応じません。
- 6 競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。
- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札の手続等
- (1) 入札方法
入札金額は本委託業務に係る委託経費(履行期間

における総額) (消費税及び地方消費税を含まない)で行います。また、金額の算定にあたっては、業務構築費、システム費、人件費、一般管理費、経常経費、その他仕様書で特に定めるものを除く呼びかけ業務に要する費用すべてを考慮して算出してください。

(2) 入札書の提出日時及び場所

ア 提出日時

令和4年6月23日(木) 午後2時00分

イ 提出場所

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル5階 第1会議室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 開札の日時

上記(2)アに同じ。

(5) 開札の場所

上記(2)イに同じ。

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であるときは、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条に規定する各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

(4) 費用内訳明細表

落札者は契約締結までに、本委託にかかる落札額の内訳を提示すること(様式自由)。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

川崎市公告第694号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市職員採用に係る就職支援サイト掲載及び広報業務委託

(2) 履行場所

神奈川県内、東京都内等

(3) 履行期限

令和5年3月31日(金)

(4) 業務概要

ア インターンシップ情報等を掲載する就職支援サイト(プレサイト)への本市事業内容情報等の掲載等

イ 就職支援サイトへの本市職員採用情報等の掲載等

ウ WEBセミナーの実施・運営及び広報

エ 本市主催のイベントのインターネット上での予約受付及び定員管理

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「その他業務」種目「催物会場設営及びイベント、運営・企画」で登録されている者。

3 入札の日程(概要)

令和4年	5月25日(水)	公告
	5月31日(火)	入札参加申込書締切
	6月1日(水)	入札参加資格確認通知の送付
	6月7日(火)	仕様書等に関する質問締切
	6月9日(木)	仕様書等に関する質問回答
	6月13日(月)	入札

4 一般競争入札参加申込書の配布・提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書の配布場所

川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://>

www.city.kawasaki.jp/233300/index.html)「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)からダウンロードできます。

- (2) 一般競争入札参加申込書の配布・提出期間
令和4年5月25日(水)から令和4年5月31日(火)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時から12時まで及び13時から17時まで)

- (3) 提出先
〒210-0006
川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階
川崎市人事委員会事務局任用課
電話番号 044-200-3343
FAX 044-222-6449
E-mail 94ninyo@city.kawasaki.jp

- (4) 提出書類
一般競争入札参加申込書

- (5) 提出方法
持参とします。

5 仕様書の配布

- (1) 配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)から仕様書をダウンロードすることができます。

- (2) 配布期間
令和4年5月25日(水)9時から令和4年5月31日(火)17時まで

- 6 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を申請申込締切後、令和4年6月1日(火)までに送付します。

- 7 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 仕様等に関する質問・回答

仕様等に関する質問は、次により質問書を提出してください。

- (1) 質問書の配布場所
川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「入札情報」の委託の欄の「入札公表」(財政局側)から質問書をダウンロードすることができます。

- (2) 質問書の配布・提出期間
ア 配布期間
令和4年5月25日(水)から令和4年5月31日(火)ま

で

イ 提出期間

令和4年5月25日(水)9時から令和4年6月7日(火)まで15時まで

- (3) 提出先
上記4(3)に同じ

- (4) 提出方法
電子メール又はFAXに限ります。

- (5) 回答方法
令和4年6月9日(木)までに、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレス又はFAXにより回答いたします。
なお、メールアドレスの登録がない場合は、FAXにて回答いたします。

9 入札手続等

- (1) 入札書の提出方法
持参とします。入札は所定の入札書を入札件名を記入した封筒に入れて提出してください。

- (2) 入札予定日時・場所
ア 入札予定日時
令和4年6月13日(月)14時
イ 入札予定場所
川崎市川崎区砂子1-7-4
砂子平沼ビル5階会議室

- (3) 入札金額等
ア 入札は所定の入札書をもって行います。
イ 入札書に記載する金額には、法令所定の消費税及び地方消費税額を含まないものとします。
ウ 入札及び開札に立ち会う者が代理人の場合は、入札書の代表者氏名の下に、必ず代理人の氏名及び押印してください。

- (4) 入札保証金
免除します。

- (5) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項
入札及び開札に立ち会う者は、資格確認通知書、名刺を必ず持参してください。また、入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、代理人に入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限を委任したことを示す委任状を入札前に提出してください。

- (6) 落札者の決定方法
最低の価格をもって入札を行った者を落札候補者とします。

- (7) 再度入札の実施
落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市競争入札参加者心得第7条の規定により、無効とされた者及び開札に立

ち合わない者は除きます。

(8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札はこれを無効とします。

10 契約手続等

(1) 契約書の作成

要します。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 前払金

なし

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)から閲覧できます。

11 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第695号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 新川崎地区新設小学校建設用地地中埋設物調査業務委託
- (2) 履行場所 川崎市幸区新小倉545番86ほか
- (3) 履行期間 契約締結日から令和4年9月30日(金)まで
- (4) 業務概要 仕様書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「土質及び基礎部門」に登載されていること。
- (4) 本市又は他官公庁において平成24年度以降に類似の業務を受託した実績があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。

3 入札参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。競争入札参加申込書は、3(1)の場所で配付しています。また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(1) 配布場所

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

学校整備プロジェクト推進担当 山崎

電 話 044-200-0753

F A X 044-200-3679

メール 88seibi@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年6月1日(水)午前9時～正午、午後1時～午後5時(最終日は午後3時)

※ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 2(4)を証明する契約書等の写し

※書類の提出に不備がある場合、無効となることがありますので御注意ください。

※提出された書類等に関し説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

(4) 提出場所

持参の場合：3(1)の場所に提出。

郵送(書留郵便に限る)の場合：郵送の場合は、令和4年6月1日(水)必着

〒210-0004

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局教育環境整備推進室

学校整備プロジェクト推進担当宛て

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和4年6月3日(金)までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様に関する問合せ

(1) 問合せ先

3(1)に同じ

(2) 問合せ方法

「質問書」により3(1)のFAX又は電子メールアドレス宛てに送付後、電話連絡してください。

※郵送による提出は認めません。

なお、「質問書」は、3(1)の場所で配付しています。
また、川崎市ウェブサイト「入札情報」の「入札情報かわさき」からダウンロードすることができます。

(3) 問合せ受付期間

令和4年6月6日(月)～令和4年6月9日(木)午前9時～正午、午後1時～午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和4年6月13日(月)までに、全参加者宛て電子メール又はFAXにて送付します。

なお、回答後の再質問は受付しません。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び、提出書類に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札方法 持参による紙入札
- (2) 入札・開札の日時 令和4年6月17日(金)10時30分
- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3番地3第4庁舎4階第6会議室
- (4) 入札保証金 免除
- (5) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行なった入札及び、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

(6) 落札者の決定及び参加資格の審査等

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付を免除します。また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

9 その他

- (1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所で閲覧することができる

ほか、川崎市ウェブサイト「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第697号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 市道久末鷺沼線（Ⅰ）舗装道補修（打換・切削）工事
	履行場所 川崎市宮前区有馬4丁目1番地先
	履行期間 契約日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年6月8日 13時30分（財政局資産管理部契約課土木契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	高津区内県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎舗装道補修(切削)及び野川橋橋りょう補修(橋面舗装)工事
	履行場所	川崎市高津区東野川1丁目9番地先
	履行期間	契約日から100日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されていること。 (7) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (8) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制(災害協定)」又はウ「災害時における本市との協力体制(防災協力事業所)」に登録があること。 (9) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (11) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (12) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年6月8日 13時30分(財政局資産管理部契約課土木契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	金程小学校校舎改修昇降機設備工事
	履行場所	川崎市麻生区金程2丁目10番1号
	履行期間	契約の日から令和5年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。	

参 加 資 格	(4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「昇降機設置」で登録されていること。 (5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (8) 次の類似工事施工等実績（元請に限る。）を平成19年4月1日以降に有すること。 川崎市発注のエレベーター設置工事の完工実績。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 宮前市民館舞台照明調光器盤改修工事
	履行場所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地4
	履行期間 契約の日から令和5年2月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。

参 加 資 格	本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 道路照明設置工事
	履行場所 川崎市中原区下小田中2丁目18番地先ほか1箇所
	履行期間 契約の日から85日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月10日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 東大島小学校受変電その他設備改修工事
	履行場所 川崎市川崎区大島5丁目21番1号
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「電気」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月20日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 長沢中学校体育館改修電気その他設備工事
	履行場所 川崎市麻生区東百合丘4丁目12番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参 加 資 格	(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「電気」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月24日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区役所天井改修その他工事
	履行場所 川崎市麻生区万福寺1丁目5番1号
	履行期間 契約の日から令和5年3月20日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。

参 加 資 格	また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年7月1日 14時30分（財政局資産管理部契約課建築契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第698号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 堤根処理センター空気圧縮機点検整備業務委託
- (2) 履行場所 川崎市川崎区堤根52番地
- (3) 履行期間 契約日から令和4年12月28日まで
- (4) 業務概要 堤根処理センターに設置されている空気圧縮機の機能を正常に維持するために必要な点検整備を実施するものである。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」種目「電気・機械設備保守点検」に搭載されていること。
- (4) 過去2年間に本市、他官公庁又は民間において、同種の空気圧縮機の点検整備業務または補修工事の契約実績を有すること。ただし、民間実績について

は、同等の契約実績を有すること。

- (5) 業務の全部を一括又は主要な部分を第三者に委託しないこと。また、競争入札参加申込書にて、一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出すること。

3 競争入札参加申込書及び再委託確認書の配布、提出、仕様書等閲覧及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加申込書及び上記2(4)に関する書類を提出してください。また、競争入札参加申込書にて一部再委託を申請する場合は、再委託確認書を提出してください。

- (1) 配布・提出・仕様書等閲覧場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局施設部処理計画課 担当 森田
電話 044-200-2587（直通）
※ 競争入札参加申込書については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」よりダウンロードできます。
- (2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間
令和4年5月25日(水)から令和4年5月31日(火)
9時から17時まで（土、日曜日及び12時から13時の間は除く）
- (3) 提出方法 持参（持参以外は無効とします）
- (4) 提出書類
ア 上記2(4)の契約内容を確認できる契約書等の写

し

イ 上記2(5)の再委託確認書（一部再委託を申請する場合）

4 競争入札参加資格確認通知書、質問書及び仕様書の交付

競争入札参加申込書を提出し、競争入札参加資格があると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書等を令和4年6月6日(月)までに交付します。

なお、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールアドレスを登録していない場合は、次のとおり受け取りに来てください。

- (1) 交付場所 上記3(1)に同じ
- (2) 交付日時 令和4年6月6日(月)9時から17時まで
(12時から13時の間は除く)

5 質問書の受付・回答

- (1) 質問受付日
令和4年6月6日(月)から令和4年6月8日(水)
9時から17時まで（土、日曜日及び12時から13時の間は除く）

- (2) 質問書の様式 配布する「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

ア 電子メール 30syori@city.kawasaki.jp

イ F A X 044-200-3923

ウ 持参 上記3(1)に同じ

(4) 回答方法

令和4年6月10日(金)

全社へ文書（電子メールまたはF A X）にて送付します。

6 競争入札参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、この競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 競争入札参加申込書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

- (1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

- (2) 入札・開札の日時 令和4年6月14日(火)14時00分

- (3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎16階
環境局会議室

- (4) 入札書の提出方法 持参（持参以外は無効とし

ます）

免除

- (5) 入札保証金

- (6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

- (7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を行います。（開札に立ち会わない者は、再入札に参加の意思がないものとみなします。）

- (8) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

- (1) 契約保証金 要（10%）

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除といたします。

- (2) 契約書の作成 要

- (3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。（<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）

9 その他

- (1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

- (2) 公告に関する問い合わせ先は、上記3(1)に同じです。

- (3) 詳細は入札説明書によります。

川崎市政告第699号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 件 名 川崎市立学校消防設備等保守点検業務委託（Aブロック）
- 2 履行場所 川崎市立学校
- 3 履行期間 令和5年3月31日まで
- 4 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎市立学校55校に設置されている消防設備の機能を正常に維持するた

めに必要な保守点検業務を行うものである。

※詳細は仕様書によります。

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。
- (5) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、希望種目「消火設備保守点検」に登録されていること。
- (6) 平成30年度以降で本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績があること。
- (7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

- (1) 提出物
 - ア 一般競争入札参加申込書
 - イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の写し
- (2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。
- (3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年5月31日(火)まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。平日は9時00分～12時まで、13時～17時までとします。
- (4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地
明治安田生命ビル5階
教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 春成

電話 044-200-3314

7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。

- (1) 閲覧期間 6(3)と同じ
- (2) 閲覧場所 6(4)と同じ

8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

9 質問書の受付・回答

- (1) 問合せ先

6(4)に同じ
- (2) 質問受付期間

令和4年6月3日(金)から令和4年6月8日(木)まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。
- (4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。
- (5) 回答方法

令和4年6月13日(月)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和4年6月2日(木)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

12 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和4年6月16日(木)
14時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3番地
3
川崎市役所第4庁舎4階
第6会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

13 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

15 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があり、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」をご確認ください。

16 その他

(1) 事情により入札を取りやめる場合があります。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りま

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第700号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 件 名 川崎市立学校消防設備等保守点検業務委託(Bブロック)

2 履行場所 川崎市立学校

3 履行期間 令和5年3月31日まで

4 業務概要 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎市立学校56校に設置されている消防設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検業務を行うものである。

※詳細は仕様書によります。

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

(4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(5) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、希望種目「消火設備保守点検」に登録されていること。

(6) 平成30年度以降で本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績があること。

(7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の写し

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ

「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年5月31日(火)まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

平日は9時00分～12時まで、13時～17時までとします。

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 春成

電話 044-200-3314

7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 6(3)と同じ

(2) 閲覧場所 6(4)と同じ

8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

9 質問書の受付・回答

(1) 問合せ先

6(4)と同じ

(2) 質問受付期間

令和4年6月3日(金)から令和4年6月8日(水)まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)

(3) 質問書の様式

質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXによります。

ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp

イ FAX 044-200-3679

また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。

(5) 回答方法

令和4年6月13日(月)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。

なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。

10 確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和4年6月2日(木)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

11 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

12 入札手続等

(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。

(2) 入札・開札の日時 令和4年6月16日(木)
14時00分

(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎4階第6会議室

(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)

(5) 入札保証金 免除

13 落札者の決定及び参加資格の審査等

(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

(2) 入札の無効

5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約書の作成 要

(2) 契約保証金 要

(3) 契約規則等の閲覧 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。

15 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例

第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があり、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」をご確認ください。

16 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第701号

一般競争入札について、次のとおり公表します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

- | | | |
|---|------|--|
| 1 | 件 名 | 川崎市立学校消防設備等保守点検業務委託（Cブロック） |
| 2 | 履行場所 | 川崎市立学校 |
| 3 | 履行期間 | 令和5年3月31日まで |
| 4 | 業務概要 | 本業務は、消防法第17条の3の3及び同法施行規則第31条の6の規定に基づき、川崎市立学校53校に設置されている消防設備の機能を正常に維持するために必要な保守点検業務を行うものである。
※詳細は仕様書によります。 |

5 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。
- (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。

(5) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、希望種目「消火設備保守点検」に登載されていること。

(6) 平成30年度以降で本市又はその他の官公庁において、類似委託業務の契約実績があること。

(7) 業務の全部又は主要な部分を第三者に委託しないこと。

6 競争入札参加申込書等の提出方法・期間

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。

(1) 提出物

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記5(6)の契約内容を確認できる契約書類等の写し

(2) 提出方法

提出方法の詳細については、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札公表詳細」をご覧ください。

競争入札参加申込書等は、下記(4)の場所で配布しています。また、「入札公表詳細」から競争入札参加申込書をダウンロードすることができます。

なお、競争入札参加申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 提出期間

令和4年5月25日(水)～令和4年5月31日(火)まで

※ ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
平日は9時00分～12時まで、13時～17時までとします。

(4) 提出場所

川崎市川崎区宮本町6番地

明治安田生命ビル5階

教育委員会事務局 教育環境整備推進室

管理担当 春成

電話 044-200-3314

7 仕様書の閲覧

次により仕様書を閲覧することができます。また、8により取得して閲覧することもできます。

(1) 閲覧期間 6(3)と同じ

(2) 閲覧場所 6(4)と同じ

8 仕様書の取得

本件の仕様書は電子ファイルのダウンロードによる取得となります。川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の財政局の入札公表の「入札公表詳細」からPDFファイル「見積用仕様書類」をダウンロードしてください。ダウンロードができない場合、6(3)の期間に6(4)の場所で配布します。

9 質問書の受付・回答

- (1) 問合せ先
6(4)に同じ
- (2) 質問受付期間
令和4年6月3日(金)から令和4年6月8日(水)まで
9時から17時まで(12時から13時の間は除く)
- (3) 質問書の様式
質問書は「入札公表詳細」からダウンロードしてください。
- (4) 質問受付方法
電子メール又はFAXによります。
ア 電子メール 88seibi@city.kawasaki.jp
イ FAX 044-200-3679
また、「質問書」送信後は、必ず6(4)の担当あて電話連絡をしてください。
- (5) 回答方法
令和4年6月13日(月)までに、全社へ文書(電子メール)にて送付します。
なお、電子メールによりがたい場合には、FAXによります。
- 10 確認通知書の交付
競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和4年6月2日(木)までに送付します。なお、当該委任先のメールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。
- 11 競争入札参加資格の喪失
競争入札参加資格があると認められた者が次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
(1) 5に定める資格要件を満たさなくなったとき。
(2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 12 入札手続等
(1) 入札は「川崎市競争入札参加者心得」に基づいて行うものとします。
(2) 入札・開札の日時 令和4年6月16日(木)
14時00分
(3) 入札・開札の場所 川崎市川崎区宮本町3番地3
川崎市役所第4庁舎4階第6会議室
(4) 入札書の提出方法 持参(持参以外は無効とします。)
(5) 入札保証金 免除
- 13 落札者の決定及び参加資格の審査等
(1) 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、その者の入札価格が著しく低価格の場合は、調査を行う場合があります。

- (2) 入札の無効
5に示した競争入札参加資格のない者が行った入札、川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札の場合は、これを無効とします。

14 契約手続等

次により、契約を締結します。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 契約書の作成 | 要 |
| (2) 契約保証金 | 要 |
| (3) 契約規則等の閲覧 | 川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は入札情報かわさきの「契約関係規定」から閲覧できます。 |

15 特定業務委託契約(公契約対象)

本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約(公契約)に該当します。

特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定める必要があり、下請も含め、市の定める基準を下回らない賃金を労働者に支払っていただくことが契約条項に加わります。下請も含めて契約に違反した場合は受注者の責任となり、場合によっては契約解除となる可能性もありますので、入札に臨まれる際には十分にご注意ください。

詳しくは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約(公契約)に関する情報」をご確認ください。

16 その他

- (1) 事情により入札を取りやめる場合があります。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第702号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|---|
| (1) 件名 | 補聴器特性検査装置賃貸借 |
| (2) 履行場所 | 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター南部地域支援室
(川崎市川崎区区進町5-1 川崎市複合福祉センターふくふく2 |

- 階)
 (3) 賃貸借期間 令和4年10月1日から令和9年9月30日まで
 (4) 概要 入札説明書のとおり

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」種目「その他」で登録されていること
- (4) 仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること

3 競争入札参加申込書の配布・提出、入札説明書の配布及び問い合わせ先

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
 〒210-0024
 川崎市川崎区日進町5-1
 川崎市複合福祉センターふくふく2階
 健康福祉局総合リハビリテーション推進センター
 南部地域支援室
 電話番号 044-200-0834 F A X 044-200-3974
 電子メール 40rinanbu@city.kawasaki.jp

なお、入札説明書、競争入札参加申込書の様式等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき・入札情報（入札公表・落札結果）」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/page/0000089770.html>)の「物品・入札公表・財政局」を選択→「契約方法・一般競争」「業種・リース」で検索→本件の入札公表詳細からダウンロードすることができます。

- (2) 競争入札参加申込書の配布・提出期間
 令和4年5月25日～令和4年6月8日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
 8時30分～17時15分（12時～13時を除く）
- (3) 競争入札参加申込書の提出方法
 郵送（提出期間内必着）又は持参
 ※郵送による場合は、郵送した当日中に件名、会社名、担当者名、連絡先を記載した電子メールを上記3(1)へ送信してください。

4 競争入札参加資格確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書「物品」の委任先メールアドレスに、競争入札参加資格確認通知書等を令和4年6月14日に送付します。なお、当該メールアドレスの登録がない者には、上記3(1)の場所において交付します。

5 仕様等に関する質問・回答

- (1) 質問受付期間
 令和4年6月14日9時から令和4年6月21日16時まで
- (2) 質問書の様式
 別に配布する「質問書」の様式によります。
- (3) 質問受付方法
 上記3(1)へ電子メールで送信してください。
- (4) 回答方法
 令和4年6月24日までに競争入札参加有資格者全員へ上記4により回答します。

6 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

- (1) 入札方法
 持参に限ります。
- (2) 入札・開札の日時及び場所
 ア 日時 令和4年7月13日14時00分
 イ 場所 川崎市川崎区日進町5-1
 川崎市複合福祉センターふくふく2階
 会議室2
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

- (5) 入札の無効
 川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続き等

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) この契約の翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することができるものとします。また、この契約解除により損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものと、補償額は協議して定めるものとします。

- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

川崎市公告第703号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田紀彦

競争入札に付する事項	件 名	令和5・6年度川崎市競争入札参加資格申請における人材派遣
	履行場所	川崎市財政局資産管理部契約課 契約課会議室（明治安田生命川崎ビル13階）
	履行期間	令和4年9月7日から令和4年11月4日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」に登録されていること。 (4) 一般労働者派遣事業の許可を受けていること。 (5) 本市又は他官公庁において人材派遣業務（一般事務サービス）の契約実績があること。 (6) プライバシーマークを取得していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	令和4年6月23日(木) 10時00分 契約課会議室（明治安田生命川崎ビル13階）	
入札保証金	免除	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、契約課ホームページ「入札情報 かわさき」をご覧ください。	

川崎市公告第704号**入 札 公 告**

令和4年5月25日

川崎市長 福田紀彦

一般競争入札について、次のとおり公告します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名
東扇島下水管産業廃棄物処分業務委託
- (2) 履行場所
委託業者処分施設内
- (3) 履行期間
契約日から令和5年3月20日まで
- (4) 業務概要
本委託は、川崎市が別途発注する「東扇島下水管実態調査委託（その4）」に係る産業廃棄物（汚泥）について、処理施設にて処分を行うものです。
汚泥処分：39t（予定）

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による

指名停止期間中でないこと。

- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「廃棄物関連業務」種目「産業廃棄物処分業」に登録されている者
- (4) 以下の都県下（神奈川県、東京都、埼玉県）のいずれかにおいて、産業廃棄物処分業の許可証（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること）を受けていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布及び提出

- (1) 配布・提出場所
〒210-0869
川崎市川崎区東扇島38-1 川崎マリエン4階
川崎市港湾局 川崎港管理センター 港湾管理課
電話番号 044-287-6014
FAX 044-287-6038
E-mail 58koukan@city.kawasaki.jp
なお、一般競争入札参加申込書については、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」（<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>）において、本件の公表情報詳細のページからダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
令和4年5月25日(木)から令和4年6月1日(木)まで

とします(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)。

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 産業廃棄物処分業の許可証(産業廃棄物の種類に汚泥が含まれており、神奈川県、東京都、埼玉県いずれかであること)

(4) 提出方法

持参とします。

4 入札説明書の縦覧

入札説明書は、3(1)の場所、3(2)の期間において縦覧に供します。

5 競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等の交付

(1) 競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争入札参加資格確認通知書を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

令和4年6月6日(月)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付

競争入札参加資格が有ると認めた者には、競争入札参加資格確認通知書の交付に併せて、無償で入札説明書及び仕様書等を交付します。

ア 交付場所

3(1)に同じ

イ 交付日時

5(1)イに同じ

ただし、(1)及び(2)について、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、令和4年6月6日(月)に競争入札参加資格確認通知書、入札説明書及び仕様書等を電子メールにより送付します。

6 仕様に関する問い合わせ先等

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年6月7日(火)午前9時から令和4年6月9日(木)午後4時まで

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、提出してください。

(4) 質問受付方法

電子メール又はFAXに限ります。

電子メール 58koukan@city.kawasaki.jp

FAX 044-287-6038

(5) 回答方法

令和4年6月14日(火)までに、文書(FAX又は電子メール)にて、競争入札参加者全員に送付します。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法 持参

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 入札日時

令和4年6月21日(火)午前10時

イ 入札場所

川崎市川崎区東扇島38-1

川崎マリエン3階会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続き等

次により契約を締結します。

(1) 契約書作成の要否

契約書を作成することを要します。

(2) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

川崎市公告第705号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18

条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年5月25日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者	利用権設定等 促進事業の実 施により成立 する利用権の 設定等に係る 当事者間の法 律関係
所在	現況 地目	面積 (㎡)	氏名 又は名称	住所	利用権 の種類	利用権 の内容	始期	終期	借賃 (年額)	借賃の支払 方法	氏名 又は名称	住所
麻生区岡上 字池ノ谷戸881	畑	582	半藤 まみ子 小泉 和代	東京都杉並区高井戸 東1-32-7 東京都世田谷区経堂2 -6-6	賃借権	普通畑	令和4年 6月1日	令和9年 5月31日	円 20,000	始期までに 5年間分の 賃借料を貸 手の口座に 振込する。	田邊 美裕	川崎市宮前区 馬絹6丁目19-15
麻生区岡上 字池ノ谷戸882	畑	1,053										賃貸借

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第3の5の(2)に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月、川崎市）第5—3—(3) 農用地利用集積計画の取消し等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第706号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

令和4年5月26日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市役所新本庁舎情報発信コーナー（議会分）映像等制作業務委託
- (2) 履行場所 川崎市議会議会局指定場所
- (3) 履行期限 契約締結日から令和5年3月31日(金)まで
- (4) 業務概要 川崎市役所新本庁舎超高層棟1F情報発信コーナー内のデジタルサイネージに送出する映像及びスライドの企画立案及び制作

2 提案資格

参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「99その他業務」に登録されている者であること。なお、登録申請中である場合は、企画提案評価委員会の開催日までに登録されることを条件に、当該事項を満たしているものとする。

3 評価委員会の審査に係る提案内容の評価基準、日程、方法等

(1) 評価基準

- ア 企画提案の視点・内容
- イ 映像の制作
- ウ スライドの制作
- エ アピールポイント
- オ 全体計画
- カ 予算配分計画
- キ 業務実施体制
- ク スケジュール管理、情報共有
- ケ 同種事業の業務実績
- コ 市内中小企業者の活用

(2) 評価委員会の日程

令和4年6月30日(木)

4 担当部課

川崎市議会 議会局総務部広報・報道担当

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-9-3

電話：044-200-3377 ファックス：044-200-3953

メール：98kouhou@city.kawasaki.jp

5 参加意向申出書提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：令和4年6月2日(木)
- (2) 提出場所：4と同じ
- (3) 提出方法：郵送または持参（郵送の場合は必着）

6 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認し、令和4年6月6日(月)までに郵送で提案資格確認結果通知書送付します。

7 提案書提出の期限、場所及び方法

- (1) 提出期限：令和4年6月21日(火)
- (2) 提出場所：4と同じ
- (3) 提出方法：郵送または持参（郵送の場合は必着）

(4) 提出書類：ア 提案書 10部

イ 見積書 10部

ウ 事業者概要 10部

8 使用する言語及び通貨

言語は日本語、通貨は日本国通貨に限ります。

9 契約書作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 評価が同点となった場合の措置

「提案内容」の合計点の高さで特定し、「提案内容」の点数も同点の場合は最も金額が低い事業者とします。見積金額も同額の場合は、くじ引きで決定します。

12 その他

- (1) 業務規模概算額 3,638,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）
- (2) 提案書作成及び提出費用
提案書作成及び提出に係る一切の費用は、提案者の負担とします。
- (3) 質問の受付及び回答
質問がある場合は、令和4年6月6日(月)～6月9日(木)までに文書（様式自由）を電子メールで送付してください。

回答は令和4年6月13日(月)以降に電子メールで参加申出事業者全員に送付します。

川崎市公告第707号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第

5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年5月26日

川崎市長 福田紀彦

築造主	川崎市宮前区有馬一丁目23番12号		
住所・氏名	株式会社プラザハウス		
	電話 044 (871) 2111		
	代表取締役 大竹 順一		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区有馬八丁目7番7の一部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	15.10メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指第202号		指定 年月日	令和4年 5月26日

川崎市公告第708号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月26日

川崎市長 福田紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

新ゆりグリーンプラザ

川崎市麻生区白山四丁目1番3号

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社戸田不動産

代表取締役 戸田 学

東京都港区芝浦三丁目14番6号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1番1号
東鹿園株式会社	代表取締役 木原 義房	川崎市麻生区王禅寺 1241番地

他計9者

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1番1号
かど家	代表取締役 山口 栄司	川崎市麻生区下麻生1 - 7 - 25 - 403

他計9者

4 変更の年月日

令和4年1月6日 他

5 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更によるもの

6 届出の年月日

令和4年5月24日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和4年5月26日から令和4年9月26日の午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和4年9月26日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第709号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年5月26日

川崎市長 福田紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友武蔵新城店

川崎市中原区上新城二丁目127番地1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社西友

代表取締役 大久保 恒夫

東京都北区赤羽二丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
--------	-----	----

合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1番1号
--------	-----------------	--------------------

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者	住所
合同会社西友	職務執行者 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1番1号

(変更後)

氏名又は名称	代表者	住所
株式会社西友	代表取締役 大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目 1番1号

4 変更の年月日

- (1) 令和4年1月6日
(2) 令和4年1月6日

5 変更する理由

- (1) 設置者の組織変更のため
(2) 小売業を行う者の組織変更のため

6 届出の年月日

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和4年度 一般国道409号(市ノ坪工区)道路改良事業建物調査等委託その1
	履行場所	川崎市中原区市ノ坪地内
	履行期間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「物件部門」で登録されている者。 (6) 土地収用法第47条の3に定める明渡裁決の申立てを行う前提で、移転補償金算定業務において、平成29年度以降、建物の外観調査のみで物件補償金を見積もった実績を有すること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	令和4年6月23日14時30分(財政局資産管理部契約課委託契約係)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

令和4年5月24日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

(川崎フロンティアビル10階)

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

令和4年5月26日から令和4年9月26日の午前8時30分から午後5時まで。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

- 9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

令和4年9月26日

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当

川崎市公告第710号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月27日

川崎市長 福田 紀彦

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 地籍調査測量及び境界標埋設委託
	履行場所 川崎市多摩区管内
	履行期間 令和5年3月20日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 主任技術者として、測量士の資格を有し、かつ、次のいずれか要件を満たす者を常時配置できること。 ア 地籍主任調査員の資格を有する者（公益社団法人全国国土調査協会） イ 地籍調査管理技術者の資格を有する者（一般社団法人日本国土調査測量協会） ウ E工程の完全外注方式による地籍調査（D工程～G工程）業務委託において、主任技術者としての実務経験を有する者 エ 国土調査法第10条第2項による地籍調査（D工程～G工程）業務委託において、工程管理者又は主任技術者としての実務経験を有する者 (7) 上記(6)の技術者は、受注者との間で直接的かつ恒常的に3箇月以上の雇用関係（在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。）があること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和4年6月23日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 土地境界確定等測量委託（その12）
	履行場所 川崎市高津区役所道路公園センター管内
	履行期間 令和4年10月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」、種目「測量一般」で登録されている者。 (6) 本業務を行うにあたり、測量班を2班（1班あたり技術者として測量士2名（うち1名は測量士補でも可））確保すること。なお、技術者には、委託業務代理人及び主任技術者を含むことができる。ただし、令和4年4月1日契約の土地境界確定等測量委託（その1～その11）の技術者（測量士及び測量士補）は本業務と兼任することはできません。

参 加 資 格	また、配置予定の測量士（測量士補）は、一般競争入札参加申込締切日以前において、直接的な雇用関係（自社社員）であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	令和4年6月23日14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	・詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市公告第711号

（仮称）中原区今井西町計画新築工事に係る
条例環境影響評価書について

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第25条第1項の規定により、標記事業に係る
条例環境影響評価審査書を次のとおり公告します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田紀彦

はじめに

(仮称) 中原区今井西町計画新築工事は、積水ハウス株式会社(以下「指定開発行為者」という。)が、中原区今井西町4番の約1.0haの区域において、既存建物を解体・撤去し、新たに地上5階建ての共同住宅を建設するものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、令和4年1月24日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書(以下「条例準備書」という。)を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書の公告、縦覧を行ったところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本条例環境影響評価審査書(以下「条例審査書」という。)は、これらの結果を踏まえ、条例第24条に基づき、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

**(仮称) 中原区今井西町計画新築工事に
係る 条例 環境 影響 評価 審査 書**

令和4年5月

川 崎 市

1	指定開発行為の概要	
(1)	指定開発行為者	
	名 称：榎水ハウス株式会社	
	代表者：東京マーンション事業部 事業部長 迫田 秀樹	
	住 所：東京都渋谷区代々木2丁目1番1号	
(2)	指定開発行為の名称及び種類	
	名 称：(仮称) 中原区今井西町計画新築工事	
	種 類：住宅団地の新設（第3種行為）	
	(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の4の項に該当)	
(3)	指定開発行為を実施する区域	
	位 置：中原区今井西町4番	
	区域面積：約9,991㎡	
	用途地域：第一種中高層住居専用地域	
(4)	計画の概要	
ア	目的	
	共同住宅の建設	

1	指定開発行為の概要	1
2	審査結果	4
(1)	全般的事項	4
(2)	環境影響評価項目に関する事項	4
ア	大気質	4
イ	騒音	4
ウ	振動	4
エ	廃棄物等（建設発生土）	5
オ	緑（緑の質、緑の量）	5
カ	景観	5
キ	日照障害	5
ク	テレビ受信障害	5
ケ	コミュニティ施設	5
コ	地域交通（交通安全、交通混雑）	6
(3)	環境配慮項目に関する事項	6
ア	地球温暖化対策	6
3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	6

イ 土地利用計画

区分	面積 (㎡)	比率 (%)
住宅棟 (テラス部を含む)	約 7,307	約 73.1
緑化地	約 1,271	約 12.7
駐車場	約 331	約 3.3
車 路 (自転車通路を含む)	約 526	約 5.3
ごみ収集スペース	約 39	約 0.4
歩道状空地	約 71	約 0.7
歩行者通路・その他	約 445	約 4.5
合 計	約 9,991	100.0

注) 1. 四捨五入の関係で、合計が一致しない場合がある。
2. 歩道状空地は、「川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例」に規定する「駐車施設に関する事項の取扱要綱」により、駐車場 (駐車面積 500 ㎡以上) の出入口は、幅員が 6 m の道路に接するか、道路の反対側境界線から 6 m 以上の幅員を有する公共の用に供する空を敷地内に設け、通行の安全に寄与する整備を行う必要があることから、駐車場出入口が接する市道今井西町 4 号線の道路幅員 (約 5 m) で不足する部分について、公共の用に供する空地として敷地内に歩道状の空を設けるものである。

ウ 建築計画等

区分	面積等
敷地面積※1	9,991 ㎡
建築面積※1	6,713 ㎡
建ぺい率※2	67.1%※3
住宅部	19,368 ㎡
非住宅部	4,824 ㎡
延べ面積※1	24,192 ㎡
容積率算定床面積※1	19,981 ㎡
容積率※2	199.9%
階 数	地上 5 階
建物高さ	14.99m (最高高さ 15.93m)
構 造	鉄筋コンクリート造
計画戸数	274 戸
駐車台数	110 台
バイク置場台数	9 台
駐輪台数	550 台
緑被率	約 25.0%

※1：小数点以下を四捨五入して表記。
※2：敷地面積、建築面積、容積率算定床面積の数字を小数第 2 位まで計算し、小数第 2 位以下を切り捨てて表記。
※3：「建築基準法第 53 条 3 項」の規定による角地緩和が適用される敷地であるため、本事業の建ぺい率の上限は 70%となる。

エ	廃棄物等（建設発生土） 処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。
オ	緑（緑の質、緑の量） (7) 緑の質 樹木の植栽に当たっては、その時期、養生等について十分配慮するとともに、植栽基盤の整備に当たっては、樹木の育成を支える十分な土壌厚の確保について、市関係部署と協議すること。
カ	景観 建物の形状、外壁の色彩等については、景観形成方針を踏まえるとともに、市関係部署と協議すること。
キ	日照阻害 冬至日の平均地盤面において日影の影響を大きく受ける建物があり、その影響が懸念されることから、日影の影響を比較的大きく受ける建物については、その影響の程度について十分な説明をすること。
ク	テレビ受信障害 工事中を含め障害が発生したときの問合せ窓口を関係住民に明らかにし、その対策については確実に実施すること。
ケ	コミュニティ施設 児童・生徒数の増加については、市関係部署へ工期、入居予定状況等について早期に情報を提供すること。

2	審査結果
(1)	全般的事項 本指定開発行為は共同住宅を建設するものであり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査書の内容を確実に遵守すること。 また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知すること。
(2)	環境影響評価項目に関する事項
ア	大気質 計画地及び工事用車両ルートが保育所、学校、住宅等に近接していること、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度が、短期暴露の指針値の上限に近いと予測していることから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
イ	騒音 計画地及び工事用車両ルートが保育所、学校、住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが現況において既に環境基準を超過している地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。
ウ	振動 計画地及び工事用車両ルートが保育所、学校、住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等へ周知すること。

コ 地域交通（交通安全、交通混雑）
計画地及び工事用車両ルートが保育所、学校、住宅等に近接していること、工事用車両ルートの一部が指定通学路となっていること、児童等の登下校時における交通安全への影響が懸念されていることから、工事にあたっては、交通安全を最優先するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。
工事の実施に当たっては、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項
条例準備書に記載した「地震時等の災害」、「生物多様性」、「地球温暖化対策」、「気候変動の影響への適応」及び「資源」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

ア 地球温暖化対策
脱炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減に向けた一層の取組が求められていることから、計画建物のエネルギー使用量の削減等につながる対策を講ずるよう努めること。

3	川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過	
令和4年	1月24日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
	1月31日	条例準備書公告、総覧開始
	3月16日	条例準備書総覧終了、意見書の締切り
		意見書の提出 3名、5通
	4月25日	条例見解書の受領
	5月 6日	条例見解書の公告、総覧開始
	5月20日	条例見解書の総覧終了
	5月31日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付

川崎市公告第712号

一般競争入札について、次の通り公告します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 子育て世帯生活支援特別給付金事務処理センター業務委託
- (2) 履行場所 発注者が用意する事務処理センター(川崎市内)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 調達概要 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給にあたり必要な給付金のお知らせの発送業務、コールセンター業務、申請書の審査・入力業務、支給決定通知の発送業務等を行う。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「22電算業務」種目「02データ入力」で登録されていること。
- (4) 本件公告の日から3年以内に、本市又は国、他の市町村若しくは民間企業が発注した、次の業務を受託した実績(再委託による受託を除く。)があること。
(両業務を同時に処理する事務処理センター等業務を受託した実績又は両業務をそれぞれ別個の業務として受託した実績のいずれかを問わない。)

ア 概ね1,500件以上の申請の審査

イ 概ね2,500件以上の申請のデータ入力業務

ウ 概ね2,000件以上の受電を取り扱うコールセンター業務

3 入札参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配付及び提出場所
〒210-8577 川崎市川崎区東田町5-4
第3庁舎13階
こども未来局こども支援部こども家庭課
電話 044-200-2674
- (2) 配付及び提出期間
令和4年5月31日(火)から令和4年6月7日(火)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 入札参加申込書

イ 上記2(4)を証明する契約書等の写し

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送による場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法によること。また、提出期間内に必着のこと。)

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに、確認通知書を令和4年6月8日(水)までに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。

5 仕様書等に関する質問及び回答**(1) 質問**

次により、仕様書等の内容に関し、質問することができます。なお、仕様書等以外に関する質問は受け付けません。また、入札参加申込者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配付場所

3(1)と同じ

イ 質問書の配付及び提出期間

令和4年5月31日(火)から令和4年6月7日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)

午前8時30分から午後5時まで(ただし正午から午後1時までを除く。)

ウ 質問書の提出方法

持参又は郵送若しくは電子メール(郵送による場合は、提出期間内に必着のこと。)

電子メールの送信先 45kodoka@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和4年6月13日(月)

イ 回答方法

入札参加者から質問が提出された場合には、すべての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、又は入札参加者から質問が提出されなかった場合にはその旨を、令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「委託」の委任先メールアドレスに送付します。なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付します。また、回答についての再質問は受け付けません。

6 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いた場合には、入札参加資格を喪失します。

7 入札手続等

(1) 入札方法

持参

(2) 入札書の提出日時及び提出場所

提出日時 令和4年6月17日(金)午前10時

提出場所 川崎市役所第3庁舎13階こども未来
局会議室

(3) 入札保証金

免除

(4) 開札の日時及び場所

7(2)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効
な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、
著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、
これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会
計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機
関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金
の納付に代えることができます。また、川崎市契約
規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納
付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」
の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があ
ります。(2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎
市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定め
るところによります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)と同じ

(4) 当該落札決定の効果は、令和4年第3回川崎市議
会定例会における、本調達に係る予算の議決を要し
ます。

川崎市公告第713号

川崎市 長尾3丁目土地・建物利活用検討調査業務委
託に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとお

り公告します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

川崎市 長尾3丁目土地・建物利活用検討調査業務
委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日

3 履行場所

川崎市多摩区長尾3丁目1549-1の土地・建物

4 業務概要

(1) 目的

本業務は、生田緑地内の長尾3丁目に位置する土
地・建物を民間活力の導入により有効活用していく
際の課題を整理したうえで、利活用の方向性を検討
するとともに、建築物等の耐震化等の改修方法や具
体の整備内容等を検討し、事業の可能性について検
討を行うものである。

(2) 業務内容

ア 計画準備

イ 対象地等の現況整理

(ア) 対象地及び対象施設の諸元整理

(イ) 対象地周辺の現況整理

(ウ) 関連法規制の整理

(エ) 上位関連計画の整理

ウ 過年度調査の整理

(ア) 民間事業者へのヒアリング結果の整理

(イ) その他諸条件の整理

エ 建築物の耐震状況等の整理

(ア) 対象施設の耐震診断及び法適合状況調査

(イ) 対象施設の耐震改修案の検討と耐震改修費の
算出

(ウ) 対象施設の構造躯体等劣化調査

(エ) 対象施設の設備劣化調査

(オ) 対象施設の改修方法案の検討と修繕費の算出

オ 対象地及び対象施設の利活用の方向性等の検討

(ア) 利活用の方向性の検討

(イ) 民間事業者へのヒアリング調査の実施

(ウ) 整備方針の検討

(エ) 整備にかかる概算事業費の算出

カ 地域住民・団体の意見の把握

(ア) 意見把握の方法及び内容の検討

(イ) 意見把握の実施支援

キ 事業スキーム等の検討

(ア) イニシャル・ランニングコストの算出

(イ) 事業スキームの検討

ク 報告書の作成

ケ 打合せ協議

コ その他

(3) 提案上限額

提案金額は、次の金額を上限とする。

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

(1) 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。（ただしウについては、企業又は管理技術者個人の実績とします。）

ア 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和3・4年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（建設コンサルタント）に登録されているか、業者登録申請中又は当該業種に未搭載の場合は、審査会当日までに当該業種に搭載見込みであること。

イ 本業務の履行期間内に、一級建築士免許取得後5年以上の経験を有する管理技術者または、技術士（建設部門：都市及び地方計画）の資格取得後5年以上の経験を有する管理技術者、一級建築士免許を有する意匠主任技術者、構造設計一級建築士免許を有する主任技術者を配置すること。また、意匠・構造主任技術者は上記の要件に加え、建築物のスケルトン改修工事（耐震補強工事を含む）の設計に関する実績を有していること（竣工済みのものに限り）。

ウ 意匠、構造の主任技術者に加え、建築士法第2条第5項又は第10条の2の2第2項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格（建築設備士又は設備設計1級建築士）を有する電気設備主任技術者、機械設備主任技術者をそれぞれ1名配置できる者であること。

エ 次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 本業務に関するノウハウと実績がある者

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(ウ) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(エ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(オ) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

(カ) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者

(キ) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県

条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者

(2) 協力者又は協力事務所の資格要件

応募者は、本業務に関する担当業務分野について、協力者又は協力事務所（以下「協力者等」という。）を加えることができます。なお、協力者等とは、基本的に管理技術者の組織に所属していない者を、各分野の主任技術者として組織体制に加える場合を指します。

協力者等となった者及びその者の所属する建築設計業者は本プロポーザルの応募者となることができません。

6 担当部署及び問合せ先

川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課公民連携 貝原

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番地1

川崎駅前タワー・リバービル17階

電 話 044-200-0511（直通）

F A X 044-200-3973

電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp

7 参加意向申出書等の提出期限、場所及び方法

(1) 参加意向申出書等の提出

郵送もしくは持参により次のとおり提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加意向申出書（様式1）

(イ) 応募者の企業概要（任意様式）

(ウ) 管理技術者・主任技術者一覧（様式2）

(エ) 協力事務所等同意書（様式3）※該当がある場合

(オ) 応募者の主要業務実績の詳細（様式4）

イ 提出期間

令和4年6月22日(水)午前中必着

ウ 提出先

6に同じ

(2) 質問書の受付及び質問書に対する回答

企画提案に関する質問は、令和4年5月31日(火)から令和4年6月17日(金)までに、上記 6に電子メールで送付すること。回答は、質問者を含めたすべての参加登録業者に対して、令和4年6月24日(金)に電子メールで回答します。

(3) 企画提案書の提出

参加資格を有する者は、次のとおり必要書類を郵送もしくは持参により提出すること。

ア 提出期間

令和4年7月4日(月)午前中必着

イ 提出先

6に同じ

ウ 提出書類

- (ア) 企画提案書
- (イ) 提案者概要
- (ウ) 業務実施体制
- (エ) 類似業務の実績
- (オ) 所要経費・概算見積書

8 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

事業者の特定は、川崎市役所内に企画提案評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定します。なお、見積金額が予算概算額を超える場合は、失格とします。

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を超えた業者については適正と判断します。各評価項目について、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同店の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

ア 「企画力」の得点が高い提案を採用する。

イ 見積金額が低い提案を採用する。

(2) 企画提案評価委員会の実施

ア 日程・場所

日程 令和4年7月8日(金) (予定)

場所 川崎市役所会議室

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明20分、質疑応答10分程度。

(3) 審査結果の通知

令和4年7月中旬

9 プロポーザル参加資格の喪失

次の事由に該当する場合は、失格となる。

- (1) 「5参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) 提出書類等の内容に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出方法、提出先に適合しないとき

10 その他留意事項

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めること

となります。

- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 川崎市では、個人情報保護のため、その適正な取扱いに関し必要な事項、保有する個人情報の本人開示及び訂正を請求する権利を川崎市個人情報保護条例で定めることにより、個人の権利利益を保護し、市政の適正かつ公正な運営を図っています。条例第14条第1項には、個人情報を扱う事務の委託を受けた者の個人情報保護に関する義務が規定されており、本業務の受託者についても同様の規定が適用されます。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (7) その他詳細については、「川崎市 長尾3丁目土地・建物利活用検討調査業務委託募集要領」を参照すること。

川崎市公告第714号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します

令和4年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 業務名

生田緑地ビジョン改定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

3 履行場所

川崎市多摩区枳形6丁目地内他

4 業務概要

(1) 業務目的

生田緑地ビジョン策定後の取組の成果や社会状況の変化を踏まえて、基本方針に基づく施策の基本方向について見直すとともに、施設整備・管理運営について検討し、生田緑地ビジョン改定素案としてとりまとめるため、本業務を実施する。

(2) 業務内容

ア 現況調査

(ア) 上位計画・与条件の整理

(イ) 周辺地域状況の把握

(ウ) 現況利用状況調査

イ ニーズの把握調査

(ア) 利用者アンケート

(イ) 近隣小中学生アンケート

(ウ) 関係団体ヒアリング

ウ 既存施設調査

(ア) 既存施設の状況調査

- (イ) 自然資源調査
 エ 課題抽出・分析評価
 オ 施設整備・管理運営計画の検討
 (ア) 施設整備の検討
 (イ) 施設管理の検討
 カ 生田緑地ビジョンの改定素案の作成
 (ア) 改定素案の作成
 (イ) 会議等の運営支援業務
 (ウ) パブリックコメントへの対応
 (エ) 生田緑地ビジョンの改定素案版作成
 キ 報告書の作成
 ク 打合せ協議
 (3) 事業委託料 (参考)
 事業委託料は、次の金額を上限とする。
 14,410,000円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 5 参加資格
 参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければならない。
 (1) 川崎市契約規則 (昭和39年川崎市規則第28号) 第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
 (2) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
 (3) 令和3・4年度の川崎市業務委託有資格者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「造園部門」に登録されていること (参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。)
 (4) 川崎市暴力団排除条例 (平成24年川崎市条例第5号) 第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
 (5) 神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) 第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者であること
- 6 担当部局
 川崎市建設緑政局緑政部みどりの事業調整課計画調整担当 鈴木、清水
 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町12番1号
 川崎駅前タワーリパーク17階
 電 話 044-200-1202 (直通)
 F A X 044-200-3973
 電子メール 53mityo@city.kawasaki.jp
 受付時間 午前8時30分～午後5時 (閉庁日及び正午から午後1時を除く。)
- 7 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表
 (1) 公表方法
 プロポーザル実施要領及び仕様書の公表について

- は、「入札情報かわさき」へ掲載する。なお、参加意向申出書 (様式1) 及び質問書 (様式2) の様式についても併せて掲載する。
 (2) 公表開始日
 令和4年5月31日(火)
 8 参加意向申出書等の提出
 本プロポーザルに参加を希望する者は、「5 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。) により1部を提出
 (1) 提出期間
 令和4年5月31日(火)から令和4年6月13日(月)まで (郵送の場合は令和4年6月13日(月)必着)
 ※受付時間: 午前8時30分～午後5時 (閉庁日及び正午から午後1時を除く。)
 (2) 提出場所
 「6 担当部局」のとおり
 (3) 提出書類
 参加意向申出書 (様式1)
 (4) その他
 参加意向申出書の提出を受け、参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を送付する。
 9 質問書の受付・回答
 (1) 受付方法
 質問書 (様式2) に質問内容を記載し、「6 担当部局」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付
 (2) 受付期間
 令和4年6月7日(火)から令和4年6月20日(月)午後5時まで
 (3) 回答方法
 令和4年6月27日(月)までに、全ての参加者に対して電子メールにて回答する。
 10 企画提案書等の提出
 次の期日までに、必要書類を持参又は郵送 (書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。) により提出
 (1) 提出期限
 令和4年7月4日(月)午後5時まで
 (郵送の場合は令和4年7月4日(月)までに必着)
 ※受付時間: 午前8時30分～午後5時 (閉庁日及び正午から午後1時を除く。)
 (2) 提出場所
 「6 担当部局」のとおり
 (3) 提出書類 (任意様式)
 ア 企画提案書
 20ページ以内とする。
 イ 実施体制及び配置予定人員
 ウ 見積書

- エ 業務実績表
 オ 会社（団体）概要書（パンフレット等）
- (4) 留意点
- ア 提出書類は、正本1部と副本10部をそれぞれ製本し、提出
- イ 用紙はA4版の縦もしくは横書きとし（図表等がみにくくなる場合には、A3横・三つ折りを含むことも可とする。）、左上1か所で綴じること。ページ番号を記載の上、片面印刷で提出すること。
- ウ 提出された提案書類は返却しない。
- エ 提出後、提案書類の差し替え及び追加はできない。
- オ 提案書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されるとは限らない。
- カ 提案書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがある。
- 11 審査方法
- (1) 審査方法
- 審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、生田緑地ビジョン改定支援業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。
- (2) 審査日及び場所等
- ア 審査日時（予定）
- 令和4年7月11日(月)～15日(金)のうち、指定の日時
- ※日時は調整の上、個別に連絡する。
- イ 審査場所（予定）
- 川崎駅前タワーリパーク17階
 建設緑政局会議室
- ウ 審査環境
- プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、プロジェクト以外は、全て提案者が用意すること
- エ 出席者
- ヒアリング審査への出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととする。
- (3) 審査基準
- 本業務の受託候補者の選考については、参加者から提出された提案書に基づき、次の選考基準により審査する。
- ア 業務目的・内容の理解度
- (ア) 理解度
- 事業の目的や意義などの基本的な考え方を理解しているか。
- (イ) 知識・能力

- 業務に必要な知識、能力が十分か。
- (ウ) 積極性
- 業務に積極的に取り組む姿勢がみられるか。
- イ 事業実施体制
- (ア) 組織体制
- 業務を円滑に実施できる人員を適切に配置しているか。
- (イ) スケジュール
- 履行期限までに業務が完了するような適切なスケジュールとなっているか。
- ウ 事業の企画力
- (ア) 企画力
- これまでの知識や経験を生かした積極的、独創的な提案になっているか。
- (イ) 調査手順・方法
- 効率的・効果的な調査手順・方法が提案されているか。
- (ウ) 実現性
- 提案内容に具体性と実現性があるか。
- (エ) 資料作成
- 提案書の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか。
- エ 実績評価
- 本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか。
- (4) 受託候補者の特定
- 評価選考委員会での審査の結果、最も高い合計点を獲得した者を受託候補者として選定する。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者とする。
- (5) 受託候補者選定結果通知（予定）
- 令和4年7月下旬
- 12 プロポーザル参加資格の喪失
- 次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失する。
- (1) 契約日前に「5 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- 13 その他留意事項
- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否

市指定の契約書により、必要とする。

(4) 契約保証金

川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条各号に該当する場合は免除となるが、それ以外の場合は契約金額の10パーセントを納付する必要がある。

(5) その他詳細について

詳細については、「生田緑地ビジョン改定支援業務委託プロポーザル実施要領」を参照すること

川崎市公告第715号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区鷺沼4丁目17番3

ほか1筆（第2工区）

3,404平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都渋谷区代々木2丁目1番1号

積水ハウス株式会社 東京マンション事業部

事業部長 迫田 秀樹

3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：86戸

4 開発許可年月日及び許可番号

令和2年1月15日

川崎市指令 ま宅審 (イ)第99号

川崎市公告第716号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

築造主 住所・氏名	川崎市多摩区宿河原2丁目26番1号 株式会社TAKI HOUSE 代表取締役 奥山 武志
道路位置の 地名・地番	川崎市麻生区岡上字宝殿241番7及び242番4 別紙参照

幅員	4.50メートル	延長	25.52メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建指 第203		指定 年月日	令和4年 5月31日

川崎市公告第717号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和4年5月31日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	一般国道409号（小杉御殿町工区）
指定区間の 地名・地番	中原区小杉御殿町二丁目68番4、69番4、70番2、70番5、136番1、136番21、136番口、無地番の各一部 別図省略
幅員・延長	13.80m × 9.30m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指第501号令和4年5月31日

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第210号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和4年度 福祉総合情報システム（1～3次）統合運用保守管理支援業務委託

2 契約に関する事務担当部局

健康福祉局総務部保健福祉システム課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 契約の相手方を決定した日

令和4年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 野村総合研究所

代表取締役社長 此本 臣吾

東京都千代田区大手町一丁目9番2号

大手町フィナンシャルシティグランキューブ

5 契約金額

90,607,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第211号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和4年度川崎市立学校校務用コンピュータ機器賃借契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

川崎市総合教育センター

川崎市高津区溝口6-9-3

3 契約の相手方を決定した日

令和4年4月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J E C C

専務取締役 依田 茂

東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

新国際ビル7階

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く）

619,026,000円

6 契約の相手方を決定した手続き

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年3月10日

川崎市公告（調達）第212号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

国民健康保険システム及び後期高齢者医療保険システム再構築業務委託

(2) 履行場所

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託概要

国民健康保険システム及び後期高齢者医療保険システムの再構築

詳細は調達仕様書によります。

(5) 入札方法

価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項の規定により落札者を決定する入札をいう。以下同じ。）により行います。

2 競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づく資格停止を受けていないこと。

(3) 本公告の日から入札及び開札の日時までに川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止を受けていないこと。

(4) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」種目「システム・ソフト開発」に登録されていること。なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種・種目に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年6月20日(月)までに行うこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、(4)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。

(7) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に関する入札に参加しようとする者等であること。

(8) 政令指定都市において、国民健康保険システム及び後期高齢者医療保険システムの導入実績を複数有しており、現に稼働している実績があることを証明した者であること。

3 入札参加申込書の配布、提出及び問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問合せ先

〒210-0005

川崎市川崎区東田町8番地

パレール三井ビル12階

健康福祉局医療保険部医療保険課

電話 : 044-200-3486 (直通)

F A X : 044-200-3930

E-mail : 40hoken@city.kawasaki.jp

(ただし、本メールアドレスによる問合せ等を行う場合は、メールの着信の確認を電話にて行ってください。)

(2) 配布・提出期間

令和4年6月10日(金)から令和4年6月20日(月)まで(土、日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。

なお、入札参加申込書及び申込みに必要な添付書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140301.html>

(3) 提出物

ア 入札参加申込書

イ 2(8)の契約実績を証する書類(契約書の写し等)

(4) 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限る。)とします。ただし、郵送とする場合、提出期限は令和4年6月20日(月)必着とします。

(5) その他

ア 提出された入札参加申込書等は返却しません。

イ 提出された入札参加申込書等の差し替え又は再提出は認めません。

ウ 入札参加申込書等に関する問合せ先は、3(1)の場所とします。

4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

5 入札説明書等の閲覧及び交付

入札参加申込書を提出した者は、本市による提出物・資格等の簡易審査を受けた上で、入札説明書及びCD-ROM(以下「入札説明書等」という。)について、3(1)の場所において3(2)の期間に無償で交付を受けることができます。また、入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間縦覧に供します。

なお、交付した入札説明書等は、後日回収いたしますので、交付と引き換えに身分及び連絡先のわかるもの(名刺等)を提出していただきます。

6 入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、本市による一般競争入札参加資格の審査の上、令和4年6月29日(水)に3(1)の場所で入札参加資格確認通知書を交付します。ただし、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、そのアドレスあてに令和4年6月29日(水)までに入札参加資格確認通知書を電子メールで送付します。

7 入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 技術提案書の各評価項目において無関係の記載など不適切な内容を記載したとき。

8 入札の手続等

(1) 提出書類

次の書類を提出してください。なお、詳細は入札説明書によります。

ア 技術提案書等

イ 入札書等

(2) 提出書類の提出方法

提出に際しては、8(1)アの技術提案書等と8(1)イの入札書等を必ず同時に提出すること。

ア 持参による場合

(ア) 提出場所

3(1)に同じ

(イ) 提出期間

令和4年6月30日(木)から令和4年7月21日(木)まで(土、日、休日及び祝日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。)

ただし、必ず来庁前に3(1)へ電話連絡し、本市に日時の指定を受けなければなりません。事前連絡が無い場合は提出できないことがあるので注意してください。

イ 郵送による場合

(ア) 提出場所

3(1)に同じ

(イ) 提出期限

令和4年7月21日(木)必着

(ウ) その他

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記し、必ず書留郵便(一般書留又は簡易書留)により送付してください。

また、当該送付を行ったら速やかに、3(1)の場所に必ず電話により連絡してください。

(3) 開札の日時及び場所

令和4年7月28日(木)の午前10時に3(1)の場所において開札します。

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 入札金額

入札金額については、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(6) 入札及び開札に関する事項

入札及び開札への立会いは不要です。

(7) 落札者の決定方法

本件は、総合評価一般競争入札によるものとし、落札者決定基準に基づいて、提案内容の評価に関わる点数と入札価格の評価による点数を合計し、合計点の最も高い者を落札者と決定します。ただし、合計点が最も高い者であっても、予定価格(税抜き)を超える入札をした者は落札者となりませんので注意してください。

なお、落札とすべき合計点の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きによって落札者を定めます。この場合において、該当する入札参加者は、くじを引くことを辞退することができません。くじ引きの実施については、電話により連絡します。

さらに、落札者となるべき者の入札価格が極めて低い場合には、当該入札者に照会することがあります。照会の結果、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格(税抜き)の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち合計点の最も高い者を落札者とすることがあります。

(8) 再度入札の実施

開札の結果、予定価格(税抜き)の制限の範囲内の入札書を提出した者がいない場合は、翌開庁日の午前10時に再度入札を行います。ただし、「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者は除きます。

なお、再度入札の実施にあたっては、電話により連絡します。

(9) 審査結果の公表等

落札結果については、川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年規則第92号)第11条により川崎市公報において公告します。

また、落札者その他入札参加者に対し、その結果

を通知します。

審査結果については、川崎市ホームページ上で公表します。

(10) 審査結果に関する疑義照会

自らの評価について疑義がある場合は、川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課所定の様式により、疑義照会を行うことができます。

ア 場所

3(1)に同じ

イ 期限

落札者等の決定に関する通知を受けた日から起算して2営業日以内

ウ 照会方法

持参とします。

(11) 入札の無効

ア 本説明書に示した入札参加資格を有しない者の入札、入札参加申込書等に虚偽の記載をした者の入札、技術提案書の提出のない者の入札、入札の条件に違反した入札及び「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入札は、無効とします。

イ 6に基づき確認通知を受けた者であっても、入札時点において2の競争入札参加資格を有しない者は、入札参加資格を有しない者に該当します。

(12) 総合評価審査委員会委員等への接触の禁止

この入札に関して、入札参加者が総合評価審査委員会委員及び総合評価審査員と不当に接触することを禁止します。

9 契約の手続き等

(1) 契約保証金

契約を締結する者は、規則第32条の規定による契約保証金として契約金額の10%を納入しなければなりません。ただし、規則第33条に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除します。

(2) 契約書作成

ア 契約書は、2通作成し、本市と契約の相手方が各1通を保管します。

イ 契約書の作成に要する費用は、全て落札者の負担とします。

ウ 契約事務受任者が契約の相手方とともに契約書に記名しかつ押印しなければ、本契約は確定しないものとします。

(3) 契約条項等の閲覧

規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年条例第14号)、規則及び川崎市競争入札参加者

心得等の定めるところによります。

- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合には、競争入札参加資格者指名停止等要綱・運用指針に基づく指名停止を行うことがあります。
- (4) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。
- (5) その他問合せ窓口は上記3(1)に同じです。

11 Summary

- (1) Services to be Issued:
Restructuring and Operation and Maintenance of the National Health Insurance system and the Older Senior Medical Care System.
Task details are described in the procurement specification.
- (2) Date and time of tender:
 - a Direct Delivery
16:00 July 21, 2022
 - b Postal Delivery
July 21, 2022
 - c The language and currency used for the contract application is limited to the Japanese language and the Japanese currency.
- (3) For Further Inquiry, Please Contact:
System Management Unit
Medical Insurance Division
Medical Insurance Department
Health and Welfare Bureau
Parale Mitsui Building 12F, 8 Higashidachou, Kawasaki-ku
Kawasaki City, Kanagawa 210-0005 Japan
TEL: 044-200-3486 FAX: 044-200-3930
E-mail: 40hoken@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第213号

入 札 公 告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀 彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 川崎市福祉事業(2次)帳票印刷・封入封緘業務委託
- (2) 履行場所 川崎市の指定する場所
- (3) 履行期間 令和4年8月1日から令和7年9月30日まで
- (4) 調達概要 入札説明書によります。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「その他業務」種目「その他」で登録されている者。

なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種(種目)に登録のない者も含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を令和4年6月20日までに行ってください。

- (4) 国又は地方公共団体において、平成31年4月1日以降、帳票印刷及び封入封緘業務についての類似実績(元請に限る。)があり、かつ誠実に履行した実績を有すること。なお、契約実績については、1回の処理が10万件以上の処理を行った作業実績があること。

3 仕様書等の閲覧

次により仕様書等を閲覧することができます。

(1) 窓口での閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市健康福祉局総務部保健福祉システム課 担当 小林
川崎市川崎区駅前本町12-1
川崎駅前タワーリパーク8階
電話044-200-3572

イ 閲覧期間 令和4年6月10日(金)から令和4年6月20日(月)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) インターネットでの閲覧の場合

ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「事業者就労支援情報」→「入札・契約」→「その他の入札情報」から閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/jigyoku/category/74-13-0-0-0-0-0-0-0.html>)

イ 閲覧期間 令和4年6月10日(金)から令和4年6月20日(月)まで

4 一般競争入札参加資格確認申請書の配布及び提出場所並びに問合せ先

この入札に参加を希望する者は、次により入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布及び提出場所並びに問合せ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町12-1

川崎駅前タワーリパーク8階
川崎市健康福祉局総務部保健福祉システム課
担当 小林
電話：044-200-3572
電子メールアドレス：40system@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年6月10日(金)から令和4年6月20日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 類似契約の契約書の写し（1回の実績が10万件以上の仕様書部分を含む）

なお、提出した書類に関し、説明を求めた場合は、それに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この業務を受託することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。

(4) 提出方法

持参に限ります。

5 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説明書の交付

上記4により一般競争入札参加資格確認申請書を提出し、一般競争入札参加資格があると認めた者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所 3(1)に同じ

(2) 交付日時 令和4年6月30日(木) 午前10時から正午まで午後1時から午後5時まで

ただし、令和3・4年度川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書を送付します。

また、入札説明書は、3のとおり縦覧に供します。

6 仕様に関する質問について

(1) 問合せ先 3(1)に同じ

(2) 質問受付期間 令和4年6月30日(木)から令和4年7月6日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 質問方法 入札説明書に添付の「質問書」により4(1)の問合せ先まで電子メールで送付してください。

(4) 回答方法 質問に対する回答は、令和4年7月8日(金)までに一般競争入札参加

資格確認通知書の交付を受けた全社宛て電子メールにて送付します。

7 競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかに定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書、提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時 令和4年7月20日(水)午前10時

(イ) 入札場所 〒210-0007川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク8階
健康福祉局総務部保健福祉システム課 事務室

イ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 提出期限 令和4年7月19日(火)午後5時 必着

(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

郵送による入札を行う場合は、封筒に所定の入札書を入れて封印し、当該封筒に1(1)の件名及び「入札書在中」と明記した上で、必ず書留郵便により送付し、送付後速やかに3(1)の窓口で電話をしてください。

ウ 詳細は入札説明書を参照のこと。

(2) 入札に関する留意事項

ア 入札は、総価で行います。本市が提示する各帳票の想定枚数ごとに単価を乗じ、計算した総額を入札書に記載してください。

イ 入札は所定の入札書及び内訳書をもって行います（入札書と内訳書には割印をすること）。入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参又は郵送してください。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税及び地方消費税に相当する額（入札書に記載された金額の10%）を加算した金額をもって契約金額としますので、入札金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を所定の入札書に記載してください。

(3) 入札保証金 免除とします。

(4) 開札の日時 8(1)ア(ア)と同じ

(5) 開札の場所 8(1)ア(イ)と同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 前払金の要否 否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページの「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Printing the document data outputted from Welfare service system of Kawasaki-city and mailing them in envelopes to residents

(2) Time-limit for tender: a Direct delivery 10:00 A.M., July, 20, 2022
b By mail 5:00 P.M., July, 19, 2022

(3) Contact point for the notice: KAWASAKI CITY OFFICE Health and Welfare Bureau General Administration Department Health and Welfare System Section 12-1, ekimae-hon-

cho, Kawasaki-ku, Kawasaki,
Kanagawa 210-0007,
Japan
TEL: 044-200-3572
E-mail: 40system@city.kawasaki.jp

川崎市公告(調達)第214号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

システム運用オペレーション業務委託契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部情報化施策推進室
川崎市川崎区東田町5番地4

3 契約の相手方を決定した日

令和4年3月28日

4 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 アイネス 東日本営業部
部長 熊谷 一毅
東京都中央区晴海三丁目10番1号

5 契約金額

94,485,600円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告(調達)第215号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手段の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和4年度ホストコンピュータ等の賃貸借及び保守契約

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

総務企画局情報管理部情報化施策推進室
川崎市川崎区東田町5番地4

3 契約の相手方を決定した日

令和4年3月31日

4 契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 川崎支店
支店長 村瀬 満高
川崎市川崎区東田町8番地

5 契約金額

613,024,610円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

川崎市公告(調達)第216号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

お薬相談(重複多剤、併用禁忌服薬通知・相談指
導業務)業務委託

(2) 履行場所

川崎市内及び受託者社屋等

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 委託概要

「お薬相談(重複多剤、併用禁忌服薬通知・相談
指導業務)業務委託仕様書」によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満た
していなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。(地
方自治法施行令第167条の4参照)

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において、令和3・4年度川崎市業務委
託有資格業者名簿に業種「その他業務」・種目「そ
の他」で登録されていること。

(4) 本市又は他官公庁において、高齢者の保健事業と
介護予防等の一体的実施事業に関する類似の契約実
績(元請に限る。)を令和3年4月1日以降に有す
ること。

(5) プライバシーマーク又はISO/IEC
27001(JIS Q 27001)認証を取得
していること。

3 一般競争入札参加申込書等の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により一般

競争入札参加申込書、2(4)の契約実績を証する書類を
提出しなければなりません。

(1) 配付・提出場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビル12階

川崎市健康福祉局医療保険部医療保険課
(担当 今見堂)

電 話 044-200-0085(直通)

F A X 044-200-3930

E-mail 40hoken@city.kawasaki.jp

(2) 配付・提出期間

令和4年6月10日(金)から令和4年6月16日(木)まで
(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時
まで

(3) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書

イ 上記2(4)を証する契約実績書類(契約書の写し
等)

ウ プライバシーマーク又はISO/IEC
27001(JIS Q 27001)認証を取
得していることを証する登録証の写し(有効期限
内のもの)

(4) 提出方法

持参によるものとし、郵送は認めません。

(5) その他

仕様書、入札説明書、一般競争入札参加申込書等
は、本市ホームページ「トップページ」→「事業者・
就労支援情報」→「入札・契約」→「その他の入札
情報」→「【入札公表】お薬相談(重複多剤、併用
禁忌服薬通知・相談指導業務)業務委託」([https://
www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140407.html](https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140407.html))
において、本件の公表情報詳細のページからダウン
ロードできます。なお、ダウンロードができない場
合等に対応するため、3(1)の場所において3(2)の期
間、配付も行います。

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格が
あると認められた者には、一般競争入札参加資格確
認通知書を交付します。

(1) 交付方法

ア 令和3・4年度川崎市競争入札参加資格審査申
請書の委託先メールアドレスを登録している者に
は、令和4年6月20日(月)までに一般競争入札参加
資格確認通知書を送付します。

イ 当該委託先メールアドレスを登録していない者
には、令和4年6月20日(月)の午前9時から正午ま
でに上記3(1)の場所において一般競争入札参加資

格確認通知書を交付します。

- (2) 入札説明書は3(1)の場所において3(2)の期間、縦覧に供します。

5 仕様書等に関する問合せ

- (1) 問合せ先

3(1)に同じ

- (2) 問合せ期間

令和4年6月20日(月)から令和4年6月22日(水)まで
午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- (3) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」を使用し、3(1)の電子メールアドレス又はFAX番号宛て送付してください。また「質問書」送付後、送付した旨を3(1)の担当宛て電話連絡してください。

- (4) 回答方法

質問に対する回答は、入札参加資格確認通知書で入札参加資格があると認められたすべての者に対し、令和4年6月24日(金)までに、電子メール又はFAXにて送付します。

なお、一般競争入札参加資格確認通知書の交付を受けていない者からの質問に関しては回答を行いません。

6 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、提出された書類等に関し説明を求められたとき又は資料の追加を求められたときはこれに応じなければなりません。

7 一般競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
(2) 一般競争入札参加申込書及びその他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

- (1) 入札書等の提出方法

持参による入札とし、郵送は認めません。

ア 入札日時

令和4年7月4日(月)午前9時30分

イ 入札場所

〒210-0005 川崎市川崎区東田町8番地
パレール三井ビル12階

川崎市役所健康福祉局医療保険部会議室

- (2) 入札方法

ア 入札は、入札説明書に添付の所定の積算内訳書を添付した入札書をもって行います。なお、人件費については、単価についても併せて当市に開示するものとします。

イ 入札は、単価に予定数量を乗じた金額の合計(総価)によって行います。ただし、アの「積算内訳書」に記載した単価を契約単価とします。

ウ 入札書に記載する入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額とします。

エ 代表者以外の方が代理で入札する場合、入札書の代表者名の下部に代理人氏名の記載と代理人の押印(委任状に押印したものと同一印鑑)が必要です。

オ 入札書及び積算内訳書は、封筒に入れ、封印して提出してください。

カ 1回目で落札しない場合は、再度入札を1回、計2回の入札を行いますので、その分の入札書を用意してください。

- (3) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査等を行うことがあります。

- (4) 入札保証金

免除

- (5) 開札の日時

8(1)アに同じ

- (6) 開札の場所

8(1)イに同じ

- (7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

- (8) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。ただし、その前回の入札が川崎市競争入札参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

- (9) 入札及び開札に立ち会う者に関する事項

入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が入札及び開札に立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立ち会いに関する権限の委任を受けたことを示す委任状を提出してください。

9 契約手続等

- (1) 契約保証金

免除

- (2) 前払金

無

- (3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページ内「入札情報かわさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) 本入札に関しては、事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。
- (2) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りまます。

川崎市公告（調達）第217号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和4年度川崎市区役所事務サービスシステム運用保守等業務委託契約

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 契約事務担当部局の名称及び所在地

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区宮本町1番地

4 契約の相手方を決定した日

令和4年3月31日

5 契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan 株式会社 川崎支店
支店長 村瀬 満高
川崎市川崎区東田町8番地

6 契約金額

81,363,700円

7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

8 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第218号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

令和4年度区役所事務サービスシステム等統合運用保守管理支援業務委託契約

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 契約事務担当部局の名称及び所在地

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区宮本町1番地

4 契約の相手方を決定した日

令和4年3月31日

5 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 野村総合研究所
代表取締役社長 此本 臣吾
東京都千代田区大手町一丁目9番2号大手町フィナンシャルシティグランキューブ

6 契約金額

49,999,400円

7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

8 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第219号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称及び数量

- (1) 高規格救急自動車 3台
- (2) 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型） 1台
- (3) 消防ポンプ自動車 3台

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

令和4年4月19日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 高規格救急自動車 3台
神奈川トヨタ自動車 株式会社
特販部 部長 渡辺 圭一郎
横浜市都筑区川向町880 - 1
- (2) 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型） 1台 及び
- (3) 消防ポンプ自動車 3台
株式会社 モリタ 東京支店

支店長 山北 忠司
東京都港区芝五丁目36番7号
三田ベルジュビル19階

5 落札金額（消費税及び地方消費税を除く。）

- (1) 高規格救急自動車 3台 53,697,492円
(2) 水槽付消防ポンプ自動車（水Ⅱ型） 1台 62,313,024円
(3) 消防ポンプ自動車 3台 98,730,912円

6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 入札の公告を行った日
令和4年3月10日

川崎市公告（調達）第220号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

川崎市戸籍総合システムパッケージ保守・運用支援委託

2 履行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

3 契約事務担当部局の名称及び所在地

市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課
川崎市川崎区宮本町1番地

4 契約の相手方を決定した日

令和4年3月28日

5 契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan 株式会社 川崎支店
支店長 村瀬 満高
川崎市川崎区東田町8番地

6 契約金額

37,437,840円

7 契約の相手方を決定した手続

随意契約

8 随意契約理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第221号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 オンライン会議用パーソナルコ

ンピュータ（各局導入）の賃貸借及び保守契約

(2) 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第3庁舎ほか

(3) 履行期間

令和4年9月29日から令和9年9月28日まで

(4) 調達物品の概要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則28号）第2条の規定に該当しないこと。
(2) 川崎市「令和3・4年度製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」、種目「その他」に登録されていること。
(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
(4) 過去3年間に本市又はその他の官公庁において類似の契約の実績があること。

3 入札説明書及び一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問合せ先

一般競争入札参加資格確認申請書、仕様書、質問書等が添付された入札説明書については、川崎市のホームページ「入札情報かわさき」にて掲載するとともに、次の配布・提出場所においても配布します。

また、この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び上記「2(4)」を証する書類（写し可）を提出しなければなりません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
（第3庁舎9階）
総務企画局情報管理部情報化施策推進室
担当 村石、谷
電話番号 044-200-2109
FAX 044-200-3752
e-mail 17jouhou@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出期間

令和4年6月10日(金)から令和4年6月22日(水)までとします。

（土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送（いずれの場合も、令和4年6月22日(水)午後5時15分までに、必要な書類全てが川崎市役所総務企画局情報管理部情報化施策推進室に確実に到着する必要があります。なお、郵送の場合は郵送した日に(1)の場所に必ず電話をしてください。）

4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所

3(1)に同じ

(2) 日時

令和4年6月28日(火) 午後1時から午後5時15分まで

ただし、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、同日の未明に電子メールで配信されます。

5 仕様に関する質問について

(1) 問い合わせ先

3(1)に同じ

(2) 質問受付期間

令和4年6月28日(火)から令和4年7月1日(金)まで(土日祝日を除き、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで)

(3) 質問方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式により、3(1)の問い合わせ先まで電子メール又は持参にて提出してください。また、質問書を電子メールで提出した場合は、質問書を送信した旨を3(1)の担当まで電話で御連絡ください。

(4) 質問に対する回答

令和4年7月6日(水)までに、入札参加資格があると認められる者に対し、電子メールにて回答書を送付します。なお、入札参加資格があると認められない者からの質問には回答しません。

6 競争入札参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、競争入札参加資格を喪失します。

(1) 開札前に、2「一般競争入札参加資格」の各号のいずれかの条件を欠いたとき。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札の手続等

(1) 入札方法

5年のリース総額で行います。ただし、消費税等を含まない金額により入札することとし、リース総額は1円未満の端数を切り捨てたリース月額に60を乗じた額とします。なお、入札は所定の入札書をもって行い、入札書を入札件名が記載された封筒に封印して持参してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年7月11日(月)
午後2時00分

イ 場所 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所第3庁舎9階開発室

(3) 入札保証金 免除

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とします。ただし、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する委任をした書類を事前に提出しなければなりません。また、開札には一般競争入札参加資格確認通知書を必ず持参してください。

9 再度入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が「川崎市競争入札参加者心得」第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者を除きます。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

免除とします。

(2) 契約書の作成

ア 契約書を作成することを要します。

イ 契約書作成に要する費用は落札者の負担とします。

(3) 契約規則等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市のホームページの「入札情報かわさき」の「ダウンロードコーナー」の「契約関係規定」で閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための窓口は3(1)に同じです。

(3) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとします。補償額は協議して定めるものとします。

(4) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

令和4年6月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
令和4年度iDC（インターネット・データ・センター）業務委託（利用システム分）
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
総務企画局情報管理部情報化施策推進室
川崎市川崎区東田町5-4（第3庁舎9階）
- 3 契約の相手方を決定した日
令和4年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社 川崎支店
支店長 村瀬 満高
神奈川県川崎市川崎区東田町8
- 5 契約金額（税込）
125,130,060円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項2号の規定による。

税 公 告

川崎市税公告第67号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月13日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第68号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月13日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・ 備考
令和 4年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第1期分 以降	令和4年 5月31日 (第1期分)	計 69件
令和 4年度 (令和3年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	4月 随時分	令和4年 5月31日 (4月随時分)	計 55件

(別紙省略)

川崎市税公告第69号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第70号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市長 福田 紀彦
(別紙省略)

川崎市税公告第71号

差押書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第72号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月23日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

上 下 水 道 局 告 示**川崎市上下水道局告示第21号**

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程(平成22年川崎市水道局規程第64号)第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

令和4年5月23日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定有効期間

令和4年 6月1日から

令和9年 4月30日まで

2 指定工事店

指定番号 1196

商号又は名称 有限会社オハラ設備工業

営業所所在地 横浜市港南区上永谷5丁目23番40号

代表者氏名 小原 敬

指定番号 1197

商号又は名称 株式会社真栄工業

営業所所在地 横浜市都筑区牛久保東2丁目25番6号

代表者氏名 諸野 浩章

川崎市上下水道局告示第22号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第6条の規定に基づき、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変更を行いましたので、同規程第9条第3号の規定により告示します。

令和4年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定番号 第24号

氏名又は名称 有限会社山口工務店

住 所 川崎市川崎区宮前町3番10号

代表者氏名 (新) 山口 隆

(旧) 山口 晃

変更年月日 令和4年4月28日

2 指定番号 第1369号

氏名又は名称 株式会社ミタックス

住 所 東京都国分寺市東戸倉一丁目15番地16

代表者氏名 (新) 三谷 一貴

(旧) 柳 敦浩

変更年月日 令和4年4月1日

3 指定番号 第1515号

氏名又は名称 東京ガスリビングライン株式会社

住 所 東京都渋谷区代々木三丁目28番6号

代表者氏名 (新) 綿貫 裕之

(旧) 野口 尚史

変更年月日 令和4年4月1日

川崎市上下水道局告示第23号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年川崎市水道局規程第3号)第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第9条第1号の規定により告示します。

令和4年5月25日

川崎市上下水道事業管理者 大澤 太郎

1 指定番号 第1850号

氏名又は名称 株式会社タカギ

住 所 北九州市小倉南区石田南二丁目4番1号

代表者氏名 高城 壽雄

指定番号 令和4年6月1日

有効期限 令和9年5月31日

2 指定番号 第1851号

氏名又は名称 シンワエンジニアリングス株式会社

住 所 東京都調布市八雲台一丁目28番地1

代表者氏名 新藤 文統

指定番号 令和4年6月1日

有効期限 令和9年5月31日

上 下 水 道 局 公 告

川崎市上下水道局公告第34号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月17日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 鷺沼ふれあい広場休憩舎等 新築その他工事
	履行場所 川崎市宮前区土橋3-1-7
	履行期間 契約の日から180日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月10日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 第1配水工事事務所 事務所棟給排水その他設備改修工事
	履行場所 川崎市中原区上平間1183（第1配水工事事務所内）
	履行期間 契約の日から365日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。

参 加 資 格	(5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（川崎市上下水道指定）」ランク「A」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「管」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月17日 午後2時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 旧汚泥処理施設解体その2工事
	履行場所 川崎市川崎区塩浜3-14-2
	履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「解体」種目「解体」で登録されていること。

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「解体」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月17日 午後2時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 西野川2丁目300mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所 自：宮前区西野川2-1-24先 至：宮前区西野川2-7-10先 ほか1件
	履行期間 契約の日から180日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。 (6) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されていること。

参 加 資 格	(7) 令和3・4年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イ「災害時における本市との協力体制（災害協定）」又はウ「災害時における本市との協力体制（防災協力事業所）」に登録があること。 (8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (11) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年6月13日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第35号

上下水道局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月17日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

1 一般競争入札に付する事項**(1) 件名**

上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付け

(2) 一時貸付物件名及び貸付所在地並びに台数別表のとおり**(3) 契約期間**

各一時貸付物件の契約期間は、契約日から令和9年9月30日までとします。

(4) 貸付期間

各一時貸付物件の貸付期間は、令和4年10月1日

から令和9年9月30日までの60箇月となります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2) 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年川崎市水道局規程第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(3) 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の5により、貸付けが認められている法人であること。

(4) 国税及び市税の未納がないこと。

(5) 入札参加申込に必要な書類を提出すること（「5 一般競争入札参加申込みに必要な書類」を参照）。

(6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する

法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体でないこと。

- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと及び警察当局から排除要請がある者でないこと。

- (9) その他法令等の規定により、川崎市（上下水道局）との間で上下水道局用地（自動販売機設置）の一時貸付契約ができない者でないこと。

3 契約上の条件

(1) 貸付契約の内容

本件一時貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び地方公営企業法施行令第26条の5の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）です。

(2) 一時貸付物件の指定用途

借受人は、「令和4年度一般競争入札による上下水道局用地（自動販売機設置）一時貸付けの入札説明書（以下「入札説明書」という。）」に定める条件及びその他法令等を遵守し、一時貸付物件を清涼飲料水の自動販売機の設置、清涼飲料水の販売、空き容器回収ボックスの設置等（以下「自動販売機設置運営事業」という。）の用途に供さなければなりません。また、借受人は、自動販売機設置運営事業を貸付期間中継続して行わなければなりません。

(3) 違約金

入札説明書の契約上の条件に違反した場合は、契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の100分の30に相当する額を違約金として川崎市（上下水道局）に支払わなければなりません。

(4) その他の条件

入札説明書によります。

4 入札説明書及び一般競争入札参加申込書等の交付

入札の参加を希望する者には、次のとおり入札説明書及び一般競争入札参加申込書等を交付します。

- (1) 期間 令和4年5月17日から令和4年6月16日まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 場所 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市上下水道局総務部管財課
（川崎市役所第2庁舎1階）

電話 044-200-3113・3114（直通）

- 5 一般競争入札参加申込みに必要な書類
入札説明書によります。

6 一般競争入札参加申込方法等

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加の申込みを行わなければなりません。

一般競争入札参加申込書及び5の書類は、次により直接持参し、提出してください。

なお、一般競争入札参加申込書等の郵送等による提出は認めません。

- (1) 場所 4(2)と同じ

- (2) 期間 令和4年6月6日から令和4年6月16日まで（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

7 一般競争入札参加資格確認通知書等の交付

一般競争入札参加申込書を提出した者には、令和4年7月14日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に、4(2)の場所にて一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。また、一般競争入札参加資格が「有」と認められた者には、入札保証金の納入通知書を交付します。

8 入札保証金

入札に参加するためには、事前に入札保証金を納付していただく必要があります。入札保証金は別表のとおりとし、令和4年8月4日までに納付してください。

9 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格が「有」と認められた者が、開札前に公告に定める資格要件を満たさなくなったとき又は一般競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたときは、この入札に参加することができません。

10 入札及び開札の日時、場所

入札及び開札の日時、場所は次のとおりです。

- (1) 日時 令和4年8月5日 午前10時 入札開始
- (2) 場所 川崎市上下水道局4階会議室
（川崎市役所第2庁舎内）
川崎市川崎区宮本町1番地

11 入札手続等

次により入札手続等を行います。

- (1) 入札時に持参する書類
入札説明書によります。

(2) 入札方法

1(2)の一時貸付物件の入札に付すこととし、総価で行います。また、入札は入札書の持参により行うものとし、郵送等の方法による入札は認めません。

(3) 落札者の決定方法

入札説明書に記載する最低貸付料以上の入札価格

のうち、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

(4) 入札の無効

一般競争入札参加資格のない者が行った入札及び上下水道事業管理者が定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は無効とします。

12 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約の締結期限

令和4年9月9日までに川崎市（上下水道局）と本件契約を締結しなければなりません（土曜日、日曜日及び祝休日を除く。）。

(2) 契約保証金

契約金額（貸付期間中の貸付金額の総額）の10分の1以上（円未満切り上げ）の額を納付することとします。

(3) 契約書作成の要否

必要とします。

(4) 入札保証金の帰属

落札者が、(1)の期限までに契約を締結しない場合、入札保証金は、川崎市（上下水道局）に帰属することになりますので十分御注意ください。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市上下水道局契約規程及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、4(2)の場所で閲覧できます。

13 貸付金額の納入期限日等

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和4年度 小規模受水槽水道の管理状況調査等業務委託（単価契約）
	履行場所	川崎市内一円
	履行期間	令和5年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「調査・測定」、種目「その他の調査・測定」で登録されている者 (4) 次の要件のいずれかを満たす者 ア 「川崎市小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例（平成7年川崎市条例第8号）」第16条第1項に規定する市長の指定する者 イ 水道法第34条の2第2項の厚生労働大臣の登録を受けた者であって、当該登録に係る検査実施地域に、本業務委託の検査実施予定地域が含まれている者	
	契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097

入札説明書によります。

14 自動販売機に係る電気料金相当額の負担

自動販売機に係る電気を川崎市（上下水道局）の施設から受電する場合は、電気料金相当額を納付しなければなりません。

なお、電気料金相当額は、入札説明書により算定した額とし、各年度の電気料金相当額を当該年度末に納付していただきます。

15 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容の変更をすることがあります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この入札説明書に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法施行令、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局財務規程（昭和39年川崎市水道局規程第8号）、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この公告に関する問い合わせ先は、4(2)に同じです。

別表

一時貸付 物件番号	貸付所在地	台数	入札 保証金
A	川崎市中区井田2-12 ほか	20台	120,000円
C	川崎市幸区柳町85-2 ほか	18台	60,000円
下2	川崎市川崎区塩浜3-17-1 ほか	7台	70,000円

川崎市上下水道局公告第36号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月24日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

入札日時等	令和 4 年 6 月14日 14時30分 (砂子平沼ビル 7 階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件 2)

競争入札に 付する事項	件 名 宿河原排水樋管ほか耐震化対策実施設計委託
	履行場所 川崎市多摩区宿河原 4 丁目地内ほか
	履行期間 令和 4 年12月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和 3・4 年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」で登録されている者。 (4) 平成29年度以降に、国、地方公共団体又は地方共同法人が発注した委託業務において、下水道施設(管きょ及びポンプ場・処理場の土木構造物)に係る耐震実施設計(レベル1, 2) 委託業務の元請けとしての履行完了実績をTECRISにより確認できること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、業務責任者と照査技術者は兼務できない。また、ア～イは、受注者との間で直接的かつ恒常的に 3 箇月以上の雇用関係(在籍出向者、派遣社員、契約社員は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあるとはいえません。)があることが必要。 ア 技術士(総合技術監理部門: 上下水道-下水道)、技術士(上下水道部門: 下水道)又は RCCM(下水道部門)のいずれかの資格を有する者 イ 業務責任者及び照査技術者は、技術士(建設部門: 河川、砂防及び海岸・海洋)又は技術士(総合技術監理部門: 建設-河川、砂防及び海岸・海洋)のいずれかの資格を有する者
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	令和 4 年 6 月14日 14時30分 (財政局資産管理部契約課委託契約係)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第37号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和 4 年 5 月24日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件 1)

競争入札に 付する事項	件 名 長沢浄水場 排水処理施設返送水ポンプ 1 号修理工事
	履行場所 川崎市多摩区三田 5-1-1 (長沢浄水場内)
	履行期間 契約の日から令和 5 年 3 月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。

参 加 資 格	ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月15日 午後2時30分 （財政局資産管理部契約課建築契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 生田浄水場 工水送水ポンプ修理 その1工事
	履行場所 川崎市多摩区生田1-1-1（生田浄水場内）
	履行期間 契約の日から令和5年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100

入札日時等	令和4年6月15日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 土橋地区下水枝線第61号工事
	履行場所 川崎市宮前区土橋2丁目地内
	履行期間 契約の日から340日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が40点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません。(別に定める場合は、この限りではありません。) ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099

入札日時等	令和4年6月20日 午後1時30分 (財政局資産管理部契約課土木契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

川崎市上下水道局公告第38号

令和4年5月31日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

競争入札に 付する事項	件 名	個人情報保護環境等追加ライセンス賃貸借一式
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-9-3 川崎市役所第2庁舎 情報管理課ほか
	履行期間	令和5年1月1日から令和8年9月30日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「リース」、種目「事務用機器」に搭載されていること。 (4) 仕様書の内容を遵守し、当該物品を確実に納入することができること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 明治安田生命ビル13階) 電話 044-200-2091	
入札日時等	令和4年7月12日 午前10時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。	

川崎市上下水道局公告第39号

令和4年5月31日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	令和4年度川崎市上下水道局給水装置工事台帳管理システム構築業務委託
	履行場所	受注者の事業所及び川崎市上下水道局情報管理課(川崎市川崎区宮本町1番地)
	履行期間	令和5年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「電算関連業務」、種目「システム・ソフト開発」で登録されている者 (4) 平成29年度以降に、「電子ファイルを管理するシステム」の構築業務において、元請けとしての履行完了実績を有し、かつ、スタッフとしてその実績を有する者を業務責任者として配置できること。 (5) セキュリティ管理に係る日本産業規格「JIS Q 27001/ISMS」又は「JIS Q 15001/プライバシーマーク」の認証を取得していること。	

契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097
入札日時等	令和4年6月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 令和4年度江川せせらぎ水路清掃委託
	履行場所 川崎市中原区、高津区地内
	履行期間 令和5年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿に、地域区分「市内」で登録されている者 (4) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項各号による中小企業者であること。 (5) 令和3・4年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、種目「下水道清掃」に登録されている者 (6) 川崎市産業廃棄物収集運搬業又は神奈川県産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (7) バキューム車（揚泥車、強力吸引車、特殊強力吸引車等）を保有又は調達することが可能であること。 (8) 管きょ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044－200－2097
入札日時等	令和4年6月21日 14時30分（財政局資産管理部契約課委託契約係）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	本案件の落札者と締結する契約は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約（公契約）に該当します。 特定業務委託契約においては、川崎市契約条例第8条各号に掲げる事項を定めます。 詳しくは、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」の「入札・契約関連情報」内の「特定契約（公契約）に関する情報」を御覧ください。 詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧下さい。

川崎市上下水道局公告第40号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月31日

川崎市上下水道事業管理者 大 澤 太 郎

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 長沢高区送水ポンプ所 送水ポンプ及び電動弁駆動部修理工事
	履行場所 川崎市多摩区長沢1-36-15(長沢高区送水ポンプ所)
	履行期間 契約の日から令和5年2月28日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「水処理施設」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	令和4年6月22日 午後2時30分 (財政局資産管理部契約課建築契約係(明治安田生命ビル13階))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 古沢地区下水枝線第1号工事
	履行場所 川崎市麻生区古沢地内
	履行期間 契約の日から205日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「A」で登録されていること。

参 加 資 格	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年6月27日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 小杉町地区ほか下水枝線第101号工事
	履行場所 川崎市中原区小杉町3丁目、木月伊勢町地内
	履行期間 契約の日から215日間まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

参 加 資 格	(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (9) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年6月27日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 宮崎地区はか下水取付管更新第301号工事
	履行場所 川崎市宮前区宮崎6丁目、土橋7丁目地内
	履行期間 令和4年12月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間でないこと。 (3) 次のアからウのいずれかにより建設業退職金共済制度加入が確認できること。 ア 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に加入「有」で登録されていること。 イ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しにより加入「有」が確認できること。 ウ 建設業退職金共済加入履行証明書により加入が確認できること。 ※上記ア以外の場合は、入札参加申込書提出時に窓口にて確認を行うため、電子入札システムによる申込ができません。 (4) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されていること。 (5) 令和3・4年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きょ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されていること。 (6) 令和3・4年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が30点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。

参 加 資 格	(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 また、本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は特定建設業の許可を要しません。 (10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ※当該技術者は落札候補者となった日において、他の工事に従事していない者でなければなりません（別に定める場合は、この限りではありません。）。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。 本工事の請負金額が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）未満となった場合は監理技術者を要しません。また、本工事の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。 なお、特例監理技術者を配置する場合は、2現場までの兼任を可とします。ただし、それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することを要します。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	令和4年6月21日 午後1時30分 （財政局資産管理部契約課土木契約係（明治安田生命ビル13階））
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	詳細は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を御覧ください。

交 通 局 公 告

川崎市交通局公告第44号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月23日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

令和4年度市バス添乗観察業務委託（単価契約）

(2) 履行場所

局指定場所

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年1月31日まで

(4) 業務概要

市バス添乗観察業務。詳細は仕様書のとおり。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

(1) 川崎市交通局契約規程（昭和42年交通局規程第4

号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 令和3・4年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「その他業務」、種目「その他」で登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 仕様書による内容を遵守し、当該業務を確実に履行することが可能であること。

3 一般競争入札参加に必要な手続

この入札に参加を希望する者は、次により提出書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

一般競争入札参加資格確認申請書

(2) 提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

川崎御幸ビル9階

企画管理部経理課 契約担当 神宮司

電話 044-200-3228

(3) 提出期間

令和4年5月23日から令和4年5月30日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和4年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。

5 一般競争入札参加資格確認の通知

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、その結果を令和4年6月6日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。

6 仕様に関する問い合わせ先

自動車部 安全・サービス課 田中
電話 044-200-3210

7 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。

- (1) 2に定める入札参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

単価と予定数量を乗じた総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送（簡易書留又は一般書留）又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

- (ア) 提出期限 令和4年6月13日 必着
- (イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

- (ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和4年6月13日まで
の、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日及び日曜日を除く。)
- (イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

- ア 日 時 令和4年6月15日 午前9時00分
- イ 場 所 川崎市交通局会議室

川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお、川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

(2) 契約書作成の要否

必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

川崎市交通局公告第45号

一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月27日

川崎市交通事業管理者

交通局長 中 上 一 夫

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

空調設備保守点検及び清掃業務委託

(2) 履行場所

川崎市川崎区塩浜2-2-1ほか

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月17日まで

(4) 委託概要

交通局各営業所の空調設備の点検及び清掃業務。

※詳細は仕様書を参照。

2 一般競争入札参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 令和3・4年度川崎市【業務委託】有資格業者名簿に、業種「施設維持管理」、種目「空調・衛生設備」、地域区分「市内」で登録されていること。
 - (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (4) 平成29年4月1日以降、空調設備保守点検業務の契約実績を有すること。
 - (5) 冷媒フロン類取扱技術者(第1、2種)の資格を有するものを業務に従事させること。また、資格保有者と雇用関係にあること。
- 3 一般競争入札参加に必要な手続
この入札に参加を希望する者は、次により必要書類を提出しなければなりません。
- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 上記2の(4)及び(5)を証明する書類((4)については契約書及び仕様書の写し等、(5)については資格免許証及び雇用保険証等)
 - (2) 提出場所及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
企画管理部経理課 契約担当 神宮司
電話 044-200-3228
 - (3) 提出期間
令和4年5月27日から令和4年6月3日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日及び日曜日を除く。)
 - (4) 提出方法
持参
- 4 一般競争入札参加資格確認申請書及び入札説明書の入手方法
市バスホームページ内「入札情報」→「入札公表」→「交通局委託入札公表一覧」→「令和4年度」からダウンロードしてください。なお、交通局経理課でも配布しています。
- 5 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を令和4年6月14日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
自動車部 管理課 施設担当 立石
電話 044-200-3224
- 7 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、参加資格を喪失します。
- (1) 2の各号に定める資格条件を満たさなくなったと

き。

- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書等について、虚偽の記載をしたとき。

8 入札の手続等

(1) 入札方法

総価で行います。この金額には、その他一切の諸経費を含めて算定してください。入札者は、算定した金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を入札書に記載してください。

(2) 入札書の提出方法等

郵送(簡易書留又は一般書留)又は持参とします。一般競争入札参加資格確認通知書で参加資格を有することを確認して提出してください。

ア 郵送

(ア) 提出期限 令和4年6月21日 必着

(イ) 宛 先 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
川崎市交通局企画管理部経理課長

イ 持参

(ア) 提出期間 一般競争入札参加資格確認通知書到達後から令和4年6月21日までの、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

(イ) 提出先 川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課長

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和4年6月23日 午前9時00分

イ 場 所 川崎市交通局会議室
川崎御幸ビル8階
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(4) 入札保証金

免除

(5) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。なお川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は免除します。

- (2) 前払金
無
- (3) 契約書作成の要否
必要

10 その他

- (1) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例(昭和39年川崎市条例第14号)、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。
- (2) 川崎市契約条例、川崎市交通局契約規程、川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(2)の場所において閲覧できます。
- (3) この公告に関する問い合わせ先は、3(2)に同じです。

病 院 局 公 告

川崎市病院局公告第23号

入 札 公 告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

令和4年5月25日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

1 総則

- (1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報を入手するための照会窓口は、次のとおりです。
病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9
川崎御幸ビル7階
電話 044 - 200 - 3857(直通)
- (2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書等入札に必要な書類は、病院局契約担当の窓口で閲覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧及びダウンロードすることができます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/830/cmsfiles/contents/0000037/37849/somu/nyuusatsu/index.html>)
- (3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休日日は当該期間から除かれます。さらに、閲覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後1時から午後5時15分までに限ります。
- (4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口への持参により受け付けます。

イ 本書において「名簿」とは、「令和3・4年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け付けます。また、提出された質問書は、1(1)の照会窓口には回答書とともに掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時、場所等については、別紙の案件ごとの定めるところによります。

イ 入札書の提出方法は、持参とします。

ウ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

エ 入札保証金は免除します。

オ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

カ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとします。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	総合医療情報システム用ウイルス対策ソフトライセンス
	履行場所	川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル7階(病院局経営企画室)
	履行期間	契約締結日から令和4年7月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「コンピュータ」 種目「ソフトウェア・消耗品」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年5月25日から令和4年6月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年6月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する視力検査装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年5月25日から令和4年6月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年6月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する超音波画像診断装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで

競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年5月25日から令和4年6月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年6月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する送信機の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 (川崎市立川崎病院)
	履行期間	契約締結日から令和5年3月31日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年5月25日から令和4年6月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年6月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

(案件5)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用する放射性物質診療用器具の調達
	履行場所	川崎市中原区井田2-27-1 (川崎市立井田病院)
	履行期間	契約締結日から令和4年7月29日まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
	地域区分	設定しません。
	その他	特になし。
競争参加の申込	令和4年5月25日から令和4年6月1日まで受付けます。	
現場説明会	行いません。	
入札及び開札	日時	令和4年6月8日 午前10時00分
	場所	川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル7階 病院局会議室
予定価格	公表しません。	
最低制限価格	設定しません。	

教 育 委 員 会 告 示

川崎市教育委員会告示第11号

川崎市教育委員会臨時会を次のとおり招集します。

令和4年5月17日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

- 1 日 時 令和4年5月24日(火) 14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事
 - 議案第3号 令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱について
 - 議案第4号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について
 - 議案第5号 坂戸小学校校舎増築その他工事請負契約の締結について
 - 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について
- 4 その他報告等

川崎市教育委員会告示第12号

川崎市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和4年5月31日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

- 1 日 時 令和4年6月7日(火) 14時00分から
- 2 場 所 教育文化会館 第6・7会議室
- 3 議 事
 - 議案第7号 令和5年度川崎市立特別支援学校高等部及び聾学校幼稚部の入学者選抜要綱について
- 4 その他報告等

教 育 委 員 会 公 告

川崎市教育委員会公告第2号

令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要綱を次のとおり制定します。

令和4年5月25日

川崎市教育委員会

教育長 小 田 嶋 満

令和5年度川崎市立川崎高等学校附属中学

校の入学者の募集及び決定に関する要綱

1 募集定員

川崎市立川崎高等学校附属中学校 120名

2 志願資格

川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であって、かつ、本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）がともに通学区域（川崎市全域）内に住所を有し、入学後も引き続き通学区域内から通学することが確実な者とする。

ただし、川崎市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、市内に住所を有する者とみなす。

- (1) 小学校又はこれに準ずる学校を令和5年3月31日までに卒業見込み又は修了する見込みの者
- (2) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和5年3月31日までに修了する見込みの者
- (3) 外国に所在する学校(現地校)において日本の6年の義務教育相当の教育を受け、かつ、平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に出生した者

3 志願手続

(1) 志願の範囲

他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定の者の志願は認めないこととする。

(2) 志願方法

志願者は、入学願書その他必要な書類等を附属中学校の校長あてに、簡易書留により郵送するものとする。

(3) 入学選考料

志願者は、別に定める入学選考料を、市が指定する金融機関において事前に納入し、その収入済証明書を入学者に貼付する。なお、一度納入された入学選考料は、原則として返還しない。

(4) 受付期間

受付期間は、令和5年1月4日(水)から1月6日(金)まで（当該期間内の到着又は消印があるものを受け付ける。）とする。

4 検査方法

- (1) 附属中学校の校長は、作文を含む適性検査及び面接による検査を行う。
- (2) 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者を保護者とする志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

- (3) 障害等のある志願者の検査の方法に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

5 検査期日

検査の期日は、令和5年2月3日(金)とする。

6 合否決定及び合格発表期日

(1) 合否決定

附属中学校の校長は、4に定める検査の結果及び志願者が提出した調査書による総合的な選考を行い、選考結果が上位の者から120名を合格者として決定する。なお、資料が整わない受検者については、適性検査や参考のできる資料を活用し、適切に選考するものとする。

(2) 合格発表期日

合格発表の期日は、令和5年2月10日(金)とする。

7 入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に附属中学校の校長が合格通知書を交付することによって行う。

- (2) 附属中学校の校長は、志願又は合否決定のための検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

8 入学手続

- (1) 合格通知書の交付を受けた合格者は、指定された期日までに教育長が別に定める手続をしなければならない。
- (2) 附属中学校の校長は、(1)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。
- (3) 入学者に欠員が生じたときには、附属中学校の校長は速やかに繰上げ合格者を決定し、当該者に入学の意思を確認した上で、入学者に充てる。

9 教育長への委任

この要綱に定めるもののほか、附属中学校の入学者の募集及び決定に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

監 査 告 示

川崎市監査告示第1号

包括外部監査人の監査に関する事務の補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、包括外部監査人谷川淳の監査に関する事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

令和4年5月30日

川崎市監査委員 大 村 研 一

同 植 村 京 子
同 浅 野 文 直
同 山 田 晴 彦

氏名	住所	補助させる期間
木下 哲	東京都荒川区荒川1丁目7番6号	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで
加藤 聡	東京都世田谷区喜多見 8丁目17番13号カーサ ビアンカ301	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで
宮本 和之	東京都日野市大字上田 255番地の13	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで
森田 清人	東京都板橋区前野町2 丁目16番1-1408号	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで
柳原 匠巳	神奈川県横浜市港南区 港南台3丁目13番10号	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで
岩崎 康子	東京都千代田区神田須 田町1丁目4番地15 レスプリヴァール 502号	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで
川口 雅也	神奈川県川崎市中原区 市ノ坪720番地19	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで
鈴木 亮子	神奈川県横浜市戸塚区 前田町506番地12	令和4年5月30日から 令和5年3月31日まで

監 査 公 表

4 川監公第6号

令和4年6月10日

定期監査の結果の報告に基づく措置につ
いて（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、令和3年9月30日付け3川監公第12号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 大 村 研 一
同 植 村 京 子
同 浅 野 文 直
同 山 田 晴 彦

1 令和3年度第1回定期(工事)監査結果に対する措置状況

(1) 見積りを用いた単価の決定を適正に行うべきもの

【指摘の要旨】

本工事は、東住吉小学校の校舎増築工事で、普通教室等を増設するものである。

このうち、掘削時の山留工事の積算についてみたところ、設計積算に係る職員(以下「設計者」という。)は、鋼矢板による山留を計画していたが、まちづくり局が定める「公共建築工事単価表」には、鋼矢板による山留の単価が定められていないことから、材工共の見積りを徴取していた。

「川崎市まちづくり局建築工事等積算情報」(以下「積算情報」という。)によると、見積りにより単価を決定する場合は、見積り金額を査定し補正することとされており、見積りが材料費のみの場合と材工共の場合とで異なる査定率が定められている。

設計者は、本工事で徴取した見積りの材料費と工事費が明確に分離されていることから、材料費と工事費を個々の見積りとして使用できるものと判断し、材料費と工事費に異なる査定率を用いて単価を決定していた。

しかしながら、設計者は、材工共の見積りを徴取していることから、材工共の査定率を用いて単価を決定すべきであった。

見積りを用いた単価の決定に当たっては、積算情報の運用方法について内容を十分に確認し、適正に行われたい。

(注) 材工共とは、材料費と工事費を併せたものをいう。

【措置内容】

指摘事項については、見積りの査定率について、川崎市まちづくり局建築工事等積算情報の運用方法の理解が十分でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行うとともに、施設整備部内係長会議においても周知徹底、注意喚起を行いました。

4 川 総 コ 第 1 3 号

令和4年4月21日

川崎市監査委員 大村 研一 様
同 植村 京子 様
同 浅野 文直 様
同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づき措置について(通知)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第19条第14項の規定により、令和3年9月30日付け3川監報第5号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

本工事は、宮前平中学校及び犬蔵小学校において、体育館の改修及び会議室等の新築を行う工事である。

このうち、工事費の積算についてみたところ、設計者は、建設発生材の運搬費の算定に当たり、現場内で確保できる作業ヤードが狭小であり、10トン車の利用が困難であることから4トン車で算定すべきところ、全て10トン車で算定していた。

また、設計変更において、購入土による埋戻し土搬入運搬費の数量の算出に当たり、埋戻しの一部を購入土から樹脂材に変更していたが、その変更数量を運搬費から控除していなかった。

さらに、地盤改良に伴う発生土処分費の算定に当たり、当初設計において適正な処分費を計上していたが、設計変更において、計上する必要のない残土処分費を計上していた。

これらは、いずれも積算した内容の確認が不十分であったことによるものである。

工事費の積算に当たっては、積算内容の確認を十分に行われたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、設計時及び設計変更時における積算した内容の確認が不十分であったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行うとともに、施設整備部内係長会議においても周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、工事費の積算を適正に行うよう努めます。

(工事番号14) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

(4) 産業廃棄物処理の施工監理を適切に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

日吉中学校の工事は、受変電設備を改修するもので、その工程においてコンクリート壁の削孔作業が伴い、また、末長小学校ほか13校の設計業

今後は、単価の決定を適正に行うよう努めます。

(工事番号8) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(2) 適切な運搬方法を決定すべきもの

〔指摘の要旨〕

本工事は、老朽化した等々力硬式野球場を改築する工事である。

このうち、鉄筋工事及び型枠工事における資材の運搬費の算定についてみたところ、設計者は、鉄筋1,297トン及び型枠37,963平方メートルの運搬費を計上するに当たり、「川崎市公共建築工事積算基準等の運用」(以下「基準等の運用」という。)では、運搬用トラックの規格は4トン車が標準とされていることから、4トン車を使用した運搬費を計上していた。

しかしながら、基準等の運用によると、建築構造物の規模や敷地条件等により10トン車も考慮できるとされており、当該地の状況は周辺を含め大型車両の通行に支障を来たさなないにもかかわらず、効率性等を考慮した10トン車での運搬方法の検討がなされていなかった。

運搬費の算定に当たっては、効率性、経済性及び環境負荷低減の観点から、運搬方法を検討し、適切に決定されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、運搬費の算定において効率性、経済性及び環境負荷低減の観点での運搬方法の検討が十分でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行うとともに、施設整備部内係長会議においても周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、運搬費の算定を適切に行うよう努めます。

(工事番号9) (まちづくり局施設整備部公共建築担当)

(3) 積算内容の確認を十分に行うべきもの

〔指摘の要旨〕

務委託は、既存校舎の構造体を調査するもので、同様の削孔作業が伴うものである。

このうち、廃棄物の処理についてみたところ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」によると、削孔に伴い発生するコンクリート殻及び濁水に含まれる削孔くずは、産業廃棄物に該当するため、排出事業者はそれを適正に処理しなければならないとされている。また、環境省が定める「建設廃棄物処理指針」によると、工事等において発生する産業廃棄物について、発注者は、適正に処理されたことを確認することとされている。

しかしながら、当該工事を監督する職員は、それらの廃棄物が適正に処理されていることを確認していなかった。

産業廃棄物処理の施工監理に当たっては、関係法令等を遵守し、処理状況を適切に確認されたい。

〔措置内容〕

指摘事項については、産業廃棄物の処理状況の確認が十分でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行いました。また、濁水等の処理の適正な施工監理について通知するとともに、施設整備部内係長会議においても周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、施工監理を適正に行うよう努めます。

（工事番号25）（まちづくり局施設整備部電気設備担当）

（工事番号47）（まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当）

（5）その他改善を要するもの

〔指摘の要旨〕

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 見積り金額の補正を適切に行うべきもの

見積り金額の補正に当たり、査定率の変更が適切な方法で行われていなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、査定率の変更が適切な方法で行われていなかったことから、査定率を変更する場合は、まちづくり局単価委員会において審議を行うこととしました。また、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を行うとともに、施設整備部内係長会議にて周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、見積り金額の補正を適切に行うよう努めます。

（工事番号5）（まちづくり局施設整備部公共建築担当）

イ 地盤改良の施工監理を適正に行うべきもの

セメント系固化材を使用した地盤改良の施工に当たり、六価クロム溶出試験を行っていないことがあった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、公共建築工事特別仕様書等の内容を十分に確認できていなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を実施し周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、施工監理を適正に行うよう努めます。

（工事番号8）（まちづくり局施設整備部公共建築担当）

ウ 樹木撤去の単価の決定を適正に行うべきもの

樹木撤去の単価の決定に当たり、見積りによらず計算により算定されていた事例

〔措置内容〕

指摘事項については、単価表に定めない単価の決定方法が適切でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を実施し周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、単価の決定を適正に行うよう努めます。

(工事番号14) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

エ 建設発生土の処分に必要な試験費を適正に計上すべきもの

建築物跡地から発生する建設発生土の処分に当たり、土砂検定費を計上していなかった事例

〔措置内容〕

指摘事項については、建設発生土の処分に必要な試験費の積算が適切でなかったことから、施設整備部内積算研修会において、再発防止の研修を実施し周知徹底、注意喚起を行いました。

今後は、積算を適正に行うよう努めます。

(工事番号16) (まちづくり局施設整備部長寿命化推進担当)

人 事 委 員 会 公 告

川崎市人事委員会公告第2号

令和4年度川崎市職員（高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）

採用試験の実施について

令和4年度川崎市職員（高校卒程度・保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職）採用試験を次のとおり行います。

令和4年5月17日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興

1. 區級分區：主要根據採探預定人員

試験区分	主な職務概要	採用予定定員
行政事務	本庁各局や区役所等で、市政のあらゆる分野における計画策定、施策立案、事業実施、窓口業務などの行政事務に従事します。	10名程度
土木	主に、建設緑政局、区役所道路公園センター、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、道路、橋梁、河川、上下水道、港湾などの土木工事の計画、設計概算、施工監理、測量や、都市計画・都市交通計画の策定、拠点地区整備事業の実施、開発行為の審査指導など、土木の専門業務に従事します。	若干名
電気	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の電気設備の設計、工事、維持管理など、電気の専門業務に従事します。	若干名
機械	主に、環境局、上下水道局、港湾局、まちづくり局等で、廃棄物処理施設、浄水場、下水処理施設などの大型プラントや公共施設(庁舎、市営住宅、港湾施設、学校、病院など)の機械設備の設計、工事、維持管理など、機械の専門業務に従事します。	若干名
建築	主に、まちづくり局等で、市街地再開発・区画整理事業の調査計画、都市計画・都市交通計画の策定、防災まちづくりや住宅施策の推進、拠点地区等の景観形成、誘導、公共施設(庁舎、市営住宅、学校、病院、福祉施設など)の建築工事の設計・工事監理、建築物の許認可・審査など、建築の専門業務に従事します。	若干名
消防士	主に、消防局、各消防署等で、火災・救急・救助等の現場活動、航空隊業務、消防施策の企画・調整、指令システム・通信施設の管理・運用、火災等の予防指導、防火対象物等の点検、危険物規制などの消防業務に従事します。	10名程度
保育士	主に、保育所等で、幼児児の保育、地域の子育て家庭に対する支援など、保育士の専門業務に従事します。	15名程度
栄養士	主に、保育所、市立病院等で、栄養指導、給食管理、衛生管理や、区役所地域まより支援センター、健康福祉局等での栄養相談、栄養指導、食育の推進など、栄養士の専門業務に従事します。	若干名
臨床検査技師	主に、市立病院、健康福祉局等で、検体検査・生理機能検査業務、感染症の検査・研究など、臨床検査技師の専門業務に従事します。	若干名
学校栄養職	市立学校及び学校給食センターでの学校給食の栄養管理、衛生管理、食に関する指導など、学校栄養職の専門業務に従事します。	5名程度

(注) 1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
2 交替制勤務を要する職場に配属されることもあります。
3 申込できる区分は1つに限ります。申込後の試験区分の変更は認めません。

新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市議員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会Twitterにて、随時お知らせします。

令和4年度
川崎市職員採用試験受験案内
(高校卒業程度・資格免許職)

《高校卒業度》行政事務・土木・電気・機械・建築・消防士・
保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職
《資格免許職》

川崎市人事委員会

《主な日程》

申込受付期間	6月20日(月) 午前9時～7月22日(金) 午後5時(受信有効)
申込方法	電子申請のみ
受験票等発行	9月12日(月) (予定)
第1次試験日	令和4年9月25日(日) 【総業試験(行政事務・消防士)】 【総業試験・専門試験(土木・電気・機械・建築)】 【総合筆記試験(保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職員)】 ※ 消防士では、教養試験で一定の成績以上の方を対象に体力検査を第1次試験として実施します(日程は、「3 試験科目・日程・会費・合格発表」参照)。
第1次合格発表日	10月3日(月) 午前10時頃(予定)(消防士以外) 10月14日(金) 午前10時頃(予定)(消防士)
第2次試験日	10月21日(金)～10月31日(月)(予定) ※ 試験区分ごとに試験科目・日程が異なります(詳細は、「3 試験科目・日程・会費・合格発表」参照)。
最終合格発表日	11月17日(木) 午前10時頃(予定)



《問合せ先》川崎市人事委員会事務局任用課

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階

電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449

「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>

川崎市人事委員会 Twitter

<@kawasaki saïyou> <https://twitter.com/kawasaki saïyou>

※災害等により試験日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。

※川崎市職員採用試験は、皆さまの申込によって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するために、試験の申込をした人は、必ず受験するように願います。

3 試験科目・日程・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は要付けることができますので、あらかじめ御了承ください。)

(1) 第1次試験

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格発表日
教養試験【行政事務・消防士】、教養試験・専門試験【土木・電気・機械・建築】、総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】			
行政事務 消防士	【教養試験】 9月25日(日) 集合時刻 午前 9 時 45 分 解散時刻 午後 0 時 10 分頃 (※途中退出はできません。)		
土木 機械 建築	【教養試験】・【専門試験】 9月25日(日) 集合時刻 午前 9 時 45 分 解散時刻 午後 3 時 10 分頃 (※教養試験については、途中退出はできません。)	会場は受験票で指定します。	10月3日(月) 午前10時頃(予定) 【消防士以外:第1次試験合格者】 【消防士:体力検査対象者】
保育 栄養 臨床検査技師 学校栄養職	【総合筆記試験】 9月25日(日) 集合時刻 午前 9 時 45 分 解散時刻 午後 1 時 10 分頃 (※途中退出はできません。また昼食休憩はありません。)		
体力検査【消防士】	【体力検査】 10月11日(水)(予定)	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区大蔵1-10-2)	10月14日(金)午前10時頃(予定) 【消防士:第1次試験合格者】

(2) 第2次試験 (集合時間等の詳細は、第1次試験合格者に文書で通知します。)

試験区分	試験科目・日程	会場(予定)	合格発表日
作文試験【行政事務】、作文試験・身体検査【消防士】			
行政事務	【作文試験】 10月21日(金)(予定)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	
消防士	【作文試験】・【身体検査】 10月21日(金)(予定)		
面接試験【全区分】			
全区分	【個別面接】 10月26日(水)～10月31日(月) (予定のうち指定する1日)	川崎市役所第4庁舎 (川崎市川崎区宮本町3-3)	【最終合格】 11月17日(水)午前10時頃(予定)

(注)

- 1 (土木・電気・機械・建築区分のみ)受験に際しては、昼食を持参してください。
- 2 試験会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますので御確認ください。
- 3 試験会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
- 4 合格発表表は、合格発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に合格者等の受験番号を掲載し、合格者等のみに文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延着、不着となる場合もありますので、合否はホームページで必ず確認してください。
- 5 第1次試験の合格者は、各試験科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験の結果を総合して決定します。第1次試験、第2次試験ともに、いずれかの試験科目において一定の基準に達しない場合は、他の試験科目の成績にのみならず不合格となります。
- 6 第1次試験合格者には、面接カードを3部(うち、2部は原本をコピーしたものを提出していただきます。
(行政事務・消防士は作文試験の際に持参、それ以外は10月13日(木)(消印有効)までに郵送)。
「面接カード」の様式は、第1次試験合格者の通知(消防士は、体力検査対象者の通知)に同封いたしますので、10月6日(水)までに通知が届かない場合は10月7日(金)に川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
また、「面接カード」に取付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。
- 7 保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職の第1次試験合格者には、免許取得(見込)に関する書類(免許証の写し、又は卒業(見込)証明書及び成績証明書)を提出していただきます。提出書類の詳細は第1次試験合格発表の通知でお知らせいたします。

2 受験資格

(1) 年齢等

行政事務 土木 電気 機械 建築 消防	平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 ※消防士については、日本国籍を有する人
保育 栄養 臨床検査技師 学校栄養職	平成5年4月2日以降に生まれた人

(2) 身体的条件【消防士】・免許【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】

消防士	次の要件を全て満たす人 ① 視力(矯正視力を含む。)が両眼で 0.7 以上かつ一眼でそれぞれ 0.3 以上の人 ② 赤色・青色及び黄色の色彩の識別ができる人 ③ 聴力が正常な人
保育 栄養 臨床検査技師 学校栄養職	それぞれの免許(学校栄養職については栄養士免許)を有する人又は令和5年春までに行われる国家試験により免許取得見込みの人 ※保育士については、神奈川県で実施された地域限定保育士試験により資格を有する人を含む。

(注)

保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の受験者で免許取得済みの方はそれぞれの免許の写し、免許取得見込みの方はそれぞれの免許取得に係る字歴の卒業(見込)証明書及び成績証明書を、第1次試験合格発表後、指定する日までに送付していただきます。

※試験区分ごとの受験資格にかかわらず、地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第49号)附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条所で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選挙を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の内容

(1) 第1次試験

教養試験【行政事務・消防士】、教養試験・専門試験【土木・電気・機械・建築】、総合筆記試験【保育士・栄養士・臨床検査技師・学校栄養職】	
行政事務 消防士	【教養試験】＜択一式50問120分＞ ※出題の程度は高校卒業程度のもです。 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈
土木 電気 機械 建築	【教養試験】＜択一式50問120分＞ ※出題の程度は高校卒業程度のもです。 社会(法律、政治、経済、社会)、人文(世界史、日本史、地理、国語)、自然(数学、物理、化学、生物、地学)、文章理解(現代文、英文)、判断推理、数的推理、資料解釈
保育士 栄養士 学校栄養職 臨床検査技師	【専門試験】＜択一式40問120分 試験区分ごとに試験分野が異なります。＞ 出題分野は、「別表 区分別の専門試験出題分野」参照 【総合筆記試験】＜択一式80問180分＞ ※出題の程度は短期大学卒業程度のものです。 《知能系(20問程度)・各試験区分共通》 出題分野:文章理解(現代文・英文)、判断推理、数的推理、資料解釈 《知識系(40問程度)：試験区分ごとに試験分野が異なります。》 出題分野は、「別表 区分別の総合筆記試験知識系出題分野」参照
体力検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な体力についての検査(筋力、長座体前屈、反復横とび、立ち幅とび、腕立て伏せ)を行います。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、上体起こし、20mシャトルランは実施しません。

【別表 区分別の専門試験出題分野】

試験区分	出題分野
土木	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学、土木施工
電気	数学・物理・情報技術基礎、電気基礎、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・電子情報技術
機械	数学・物理・情報技術基礎、機械設計、機械工作、原動機、生産システム技術(電気技術、電子技術、制御)、電子機械
建築	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工

【別表 区分別の総合筆記試験知識系出題分野】

試験区分	出題分野
保育士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの健康
栄養士	社会生活・健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養・健康、栄養の指導、給食の運営
学校栄養職	医用工学概論(情報科学概論及び検査機器概論を含む)、公衆衛生学(関係法規を含む)、臨床検査医学総論(臨床医学総論及び医学概論を含む)、臨床検査総論(検査管理総論及び医療物理学を含む)、病理組織細胞学、臨床生化学、臨床生化学(放射線同位元素検査正統学を含む)、臨床血液学、臨床微生物学、臨床免疫学

(2) 第2次試験(第1次試験合格者を対象に実施)

作文試験【行政事務・消防士】	
行政事務 消防士	与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 ＜800字以上、1,000字以内 60分＞
身体検査【消防士】	
消防士	消防士としての職務遂行に必要な身体的条件及び健康度の検査を行います。
面接試験(個別面接)【全区分】	
全区分	【個別面接】＜30分程度＞ 個別面接(対1)を行い、人間的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、集団討論は実施しません。

(注) 教養試験・専門試験・総合筆記試験の問題例、作文試験の過去の課題をホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しています。

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する採用候補者名簿(保育士、栄養士、臨床検査技師、学校栄養職の場合は選考合格者名簿)に登載され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて随時採用されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿編定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登載された方は、本人の意思による降革や採用するにあらずない市職行為等があった場合等を除き、原則として令和5年4月1日に採用されます。なお、既に学校等を卒業している人又は資格・免許等を取付している人については、令和5年4月1日に採用されることがあります。
- (3) 受験資格がないことや、(申込内容)、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、採用候補者名簿(選考合格者名簿)から削除します。また、資格・免許等の取得見込みの人で取得できない場合は、採用されません。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が期限されている在留資格の人は採用されません。

6 配置等

採用後の配置、異動、昇任等は、計画的な人材育成や能力開発の観点から、本人の意向やキャリア観を重視するとともに、能力・経験に基づいた適材適所の人事配置を基本方針として行われます(日本国籍を有しない人の配置、異動、昇任等は、「外国籍職員の任用に関する運用規程」に基づいた任用が行われます。)

◎「外国籍職員の任用に関する運用規程」の概要について

外国籍職員の任用に関する運用規程では、外国籍の職員は、「公権力の行使」に該当しない職務又は「公の意思形成への参画」に該当しない職務(ライン)の課長級以上の職務を除く全ての職務に任用され、これらに関する職員数はおおむね8割に当たるとのことであり、この中で、国籍に関わらず職員の配置、異動、昇任等を行っていく旨の規定がなされています。

参考1 職務の概要(代表例)

試験区分	「公権力の行使」に該当しない職務	「公権力の行使」に関わる職務
行政事務	情報化の推進、産業の振興、区政推進、区民相談 市民文化、スポーツの振興 水道、交通などの公営事業	市税等の賦課、滞納処分 生活保護の決定
土木	道路工事の実施計画、設計、監督 道路の維持補修工事の実施、設計等	開発行為の監視、規制
電気	水処理施設の設備の運転操作、調整 各種施設の電気設備の維持管理	公害の発生、監視、規制
機械	市有建築物の維持保全	廃棄物処理施設の許可
建築	市営住宅建設工事の設計、監督 公共施設建設工事の設計、監督	建築制限の許可

参考2 昇任モデル



※ ☆は「ライン」の職を、○は「スタッフ」の職を示しています。

川崎市人事委員会公告第3号

令和4年度川崎市職員（技能・業務）採用

選考の実施について

令和4年度川崎市職員（技能・業務）採用選考を次の
とおり行います。

令和4年5月17日

川崎市人事委員会

委員長 魚 津 利 興



KAWASAKI CITY

新型コロナウイルス感染症の影響により、試験日程、会場、試験内容等が変更になる場合があります。変更がある場合は、「川崎市職員採用案内」ホームページ及び川崎市人事委員会 Twitter にて、随時お知らせします。

令和 4 年度

川崎市職員(技能・業務)採用選考案内

川崎市人事委員会

準中型(5t 限定を除く) 又は 中型自動車免許
をお持ちの方でも受験可能です。

《主な日程》

申込受付期間	6 月 15 日(水) ～ 7 月 14 日(木) (消印有効)
申込方法	郵送のみ
受験票発行	9 月 12 日(月) (予定)
第 1 次選考日	令和 4 年 9 月 25 日(日) 【教養試験・作文試験】
第 1 次合格発表日	10 月 3 日(月) (予定) 午前 10 時頃 (予定)
第 2 次選考日	10 月 11 日(火) 【体力検査】 (予定) 10 月 24 日(月) ～ 10 月 25 日(火) 【面接試験】 (予定)
最終合格発表日	11 月 17 日(木) 午前 10 時頃 (予定)

《問合せ先》 川崎市人事委員会事務局任用課
〒210-0006 川崎市川崎区砂子 1-7-4 砂子平沼ビル 4 階
電話:044-200-3343 FAX:044-222-6449
「川崎市職員採用案内」ホームページアドレス
<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/61-1-0-0-0-0-0-0-0.html>
川崎市人事委員会 Twitter
<@kawasaki_saiyou> https://twitter.com/kawasaki_saiyou

※災害等により選考日程等を変更する場合は、川崎市人事委員会 Twitter でお知らせします。
※川崎市職員採用選考は、皆さまの申込によって選考の準備が進められ、結果は、市民の方々に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込をした人は、必ず受験するようお願いいたします。

1 選考区分・職務概要・採用予定人員

選考区分	主な職務概要	採用予定人員
技能・業務	(例) ・生活環境事業所における廃棄物収集車の運転及び廃棄物の収集等 ・道路公園センターにおける道路維持作業車の運転及び道路補修作業等 ・廃棄物の処理センターにおける作業車の運転及び廃棄物処理作業等 ・事業所等における自動車(市営バスは除く)の運転 ・配水工事事務所における配管作業及び作業車の運転等	45名程度

(注)
1 採用予定人員は、今後の事業計画等により変更になる場合があります。
2 交替制勤務を要する職種に配属されることとなります。

2 受験資格

選考区分	年齢	免許
技能・業務	昭和 58 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	申込時に大型・中型・準中型(5t 限定)を除く)のいづれかの自動車運転免許を所持していること。 ただし、いすいの免許も「AT 車限定」等一部の限定免許を除く。(※)

※「準中型(8t 限定)」は受験不可。「準中型(5t 限定)」は受験不可。「AT 車限定」はいずれも受験不可。その他、限定条件を付された免許は受験不可となる場合があります。詳しくは人事委員会事務局(044-200-3343)までお問合せください。
※学歴は問いません。
※受験資格にかかわらず、地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人(民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により、従前の例によることとされる者を含む。)は、受験できません。

(欠格条項)

地方公務員法(抜粋)

第 16 条 次の各号のいづれかに該当する者は、是項で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
1 禁職以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2 当該地方公共団体の組織において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3 人事委員会又は公平委員会の委員の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 選考日程・科目・内容・会場・合格発表

(指定された試験日時・会場等の変更は受け付けることができませんので、あらかじめ御了承ください。)

第 1 次選考【教養試験・作文試験】			
選考日程	選考科目	選考内容	会場(予定)
9 月 25 日(日) 集合時刻 午前 9 時 45 分 解散時刻 午後 2 時 15 分頃	教養試験	○公務員として必要な一般教養に関する択一式筆記試験です。 社会(法律、政治、経済、社会) 人文(世界史、日本史、地理、国語) 自然(数学、物理、化学、生物、地学) 文章理解(現代文、英文) 判断推理、数的推理、資料解釈 ○与えられた課題について、理解力、論理性、表現力などを評価します。 【択一式 50 問 120 分】 ※作文試験は、教養試験の結果により採点されない場合があります。	【第 1 次選考合格】 10 月 3 日(月) 午前 10 時頃(予定)
第 2 次選考【体力検査・面接試験】			
10 月 11 日(火) (予定)	体力検査	技能・業務職員としての職務遂行に必要な体力についての検査(握力、長座体前屈、反復横とめ、腕立て伏せ)を行います。 ※新型コロナウイルス感染症の拡散防止のため、上体起こしは実施しません。	川崎市消防訓練センター (川崎市宮前区大蔵 1-10-2)
10 月 24 日(月) ～10 月 25 日(火) (予定)のうち指定する 1 日	個別面接	個別面接(3 対 1)を行い、人物的な側面、仕事に対する意欲・適性、コミュニケーション能力などを評価します。【30 分程度】	川崎市役所第 4 庁舎 (川崎市川崎区宮本町 3-3)

(注)
1 受験に際しては、受験票、HB の鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、星食を持参してください。
2 選考会場の案内図は、ホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載しますのでご確認ください。
3 選考会場への問合せ、自動車、バイク、自転車等での来場は禁止します。
4 合格発表は、合格発表日にホームページ「川崎市職員採用案内」に掲載の受験番号を掲載し、合格者のみに文書で通知を発送します。なお、郵便事情などにより延滞、不着となる場合もありますので、合格はホームページで必ず確認してください。
5 第 1 次選考の合格者は、各選考科目の結果を総合して決定します。また、最終合格者は、第 1 次選考及び第 2 次選考の結果を総合して決定します。第 1 次選考、第 2 次選考ともに、いづれかの選考科目において一定の基準に達しない場合は、他の選考科目の成績にかならず不合格となります。

7 申込方法等

申込受付期間	6月15日(水)～7月14日(木)(消印有効) ※ 申込受付期間後の申込は受理いたしませんので、御注意ください。 封筒の裏に「技能・業務選考申込」と朱書して、必ず簡易書留で郵送してください。 ※ 封筒は、申込書を折らずに入れることのできる角形封筒を使用してください。 ※ 簡易書留以外の郵便事故については、一切責任を負いません。
申 込 方 法	
申込書郵送先	〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課
提出書類	カラー写真(縦4cm×横3cm)を貼った申込書1通 (1) 申込書に必要事項を記入し、署名欄は必ず自署してください。 (2) 84円切手は、受験票送付用です。申込書の右側にクリップで留めてください。 (3) 写真は、裏面に氏名を記入し、申込書に貼ってください。 ※ ホームページ「川崎市職員採用案内」から申込書を印刷する際は、必ず画面印刷してください。 9月12日(月)(予定)に「受験票」を、本人宛てに郵送しますので、選考当日必ず持参してください。 なお、9月15日(木)までに受験票が到着しない場合には、川崎市人事委員会事務局任用課まで電話で御連絡ください。
受験票の交付	

《申込書記入方法》

申込書は、この採用選考案内の記載事項を「了承」の上、記入例をよく見てボールペンで間違いないようにはっきりと記入してください。

- ① 性別：該当する性別を○で囲んでください。
- ② 生年月日：1桁の数字の場合は10の位に0を記入し、() 内には西暦を記入してください。
- ③ 年齢：令和5年4月1日時点の年齢を記入してください。
- ④ 氏名：カタカナは、漢点「・」を省略し、も同「マ」内に記入してください。
- ⑤ 受験票・合格通知等送付先：受験票及び通知等の発送時に利用しますので、正確に記入してください。現住所と異なる場合は、現住所も記入してください。
- ⑥ 電話番号：電話番号を必ず記入してください。緊急連絡先は、申込内容に関する確認のため連絡することがありますので、平日の昼間に確実に連絡の取れるところ(伝言を頼めることを含む。)を記入してください。なお、連絡が取れない場合は、受験できないことがあります。
- ⑦ 学歴：最終のもから順に記入してください。区分はコード表を見て記入してください。
※1 卒業見込は、令和5年3月までに卒業を予定している場合に限りです。
※2 中途退学の場合は学歴に含まれません。
※3 専修学校、各種学校等の場合については、2年以上のものを記入してください。
(記入例) △○高校に平成27年4月に入学し、平成30年3月に卒業
△△中学校に平成24年4月に入学し、平成27年3月に卒業した場合
- ⑧ 署名欄：記載内容を正確の上、必ず自署してください。

(コード表)

最終学歴	区 分
大 学	1
大 学	2
短 大	3
高 専	4
専 修 学 校	5
中 学 校	6
中 学 校	7

※ 申込書裏面に必ず記入してください。裏面の記入がない場合は、申込を受け付けません。

⑥ 前年度(令和3年度)実施結果(参考)

採用予定人員 (名程度)	申込者数 (人)	第1次選考 受験者数(人)	第1次選考 合格者数(人)	最終合格者数 (人)	競争倍率(倍)
40	110	86	66	47	1.8

- 6 第1次選考合格者には、「面接カード」3 部(うち、2 部は原本をコピーしたもの)及び運転免許証のコピーを提出していただく必要があります。(10月13日(木)(消印有効)までに郵送)
- 「面接カード」の表裏は、第1次選考合格通知に同封いたしますので、10月6日(木)までに通知が届かない場合は、10月7日(金)に川崎市人事委員会事務局(044-200-3343)まで御連絡ください。
- また、「面接カード」に貼付するカラー写真(縦4cm×横3cm)3枚が必要となります。

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、川崎市人事委員会が作成する選考合格者名簿に登録され、川崎市の各任命権者(市長等)からの請求に応じて提示されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 名簿に登録された方は、本人の意思による辞退や採用するにふさわしくない非適行等があった場合を除き、原則として令和5年4月1日に採用されます。
- (3) 受験資格がないことや、「申込内容」、「面接カード」等の提出書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合、選考合格者名簿から削除します。
- (4) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

5 給与等

- (1) 給与(初任給)
- 給与については、配属される職場の職務によって異なります。ただし、条例等の改正により、変更されることがあります。給与月額額は次のとおりです。

年齢 (令和4年4月1日現在)	初任給	※地域手当を含む 左記以外の 職務に就任する場合	その他の手当など
	資格又は免許を必要とする 職務に就任する場合	職務に就任する場合	
25歳	192,560円	184,324円	この他に、期末・勤勉手当(4,30月分)が支給されます。また、支給要件に該当する方には、通勤手当(1箇月当たり最高55,000円)、扶養手当、住居手当(1箇月当たり最高25,200円)等の諸手当が支給されます。
30歳	215,296円	207,060円	
35歳	235,828円	229,680円	

- (2) 勤務時間
- 原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(休憩時間1時間を含む。)
- ※配属先によって異なる場合があります。
- (3) 休日
- 土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ※配属先によって異なる場合があります。
- (4) 休暇等
- 年次有給休暇(年間20日間のほか、夏季(5日間)・結婚・出産・育児・子の看護・職員の育児参加・短期介護・不妊治療などの特別休暇)があります。また育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇などもあります。
- (5) 受動喫煙防止措置
- 原則として敷地内禁煙としています。
- ※上記の内容は、令和4年4月1日現在のものであり、変更される場合があります。

6 個人別成績情報の提供

この選考で不合格となった方に対して、本人から申出があった場合に限り、成績情報を提供します。ただし、申出は次の手順に限り(電話等は不可)。

対象者 (本人に限る)	提供内容	手 順
第1次選考 不合格者	第1次選考の総合順位及び総合得点 ＜参考＞第1次選考配点 300点 ※総合得点には上体起しの得点(体力検査受験者は全員満点)が含まれます。	提供希望者は、最終合格発表日から1箇月以内(消印有効)に、下記①～③を次の住所に郵送してください。 ①個人別成績に関する情報提供申出書 ※ホームページからダウンロード(最終合格発表日から1箇月間掲載) ②受験票 ③返信用封筒(84円切手を貼り、宛先を明記した定形封筒) 《申込書郵送先》 〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-7-4 砂子平沼ビル4階 川崎市人事委員会事務局任用課 ※個人別成績情報は、令和4年12月下旬以降に発送します。 ※総合順位は、欠席者を除いた順位で記載しています。
第2次選考 不合格者	第2次選考の総合順位及び総合得点 (第1次及び第2次選考の合算) ＜参考＞第2次選考配点 700点	

[illegible]

令和4年度 川崎市職員(技能・業務)採用選考申込書

※サンパニング

この申込書は折り曲げないで封筒に入れてください。

種 別		(コード)	試験区分	(コード)		※		受験番号	
選考		0	技能・業務	7	0				
性 別	元号	生年月日	(1桁の連中は間に0をつけてください。)			年 齢			
(該当に○)			年	月	日	(令和4年1月1日時点)			
男・女	昭和・平成	(	)			満	歳		
氏名(カナ) 英語で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください 氏名(漢字) 左順で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください 受験照・合格通知等送付先 (郵便番号) (〒・字名)及び(番地) (マンション・アパート名)、「登録番号」、「方番」等									
現在所 受験照・合格通知等送付先と異なる場合は記入してください。 氏名(漢字) 左順で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください。 氏名(カナ) 英語で記入し、姓と名の間は1文字分あけてください。 受験照・合格通知等送付先と異なる場合は記入してください。 (〒・字名)及び(番地)									
電話番号 (自宅)	(機 密)	連絡先名		(緊急連絡先)					
—	—	—	—	—	—				
最終学歴 (学校名)	(区分)	(学 部)		(学科・専攻)					
昭和・平成 令和	年	月	入学	昭和・平成 令和	年	月	卒業見込	(学科・専攻)	
その前の学歴 (学校名)									
昭和・平成 令和	年	月	入学	昭和・平成 令和	年	月	卒業	(学科・専攻)	
私は、令和6年(市川市職員(特約・事務)採用選考)内の記載事項を了考の上、同選考を退職したいので申し込みます。なお、私は、選挙権に備わっている受験資格を全て満たしており、地方公務員法第16条にも該当しております。また、この申込書の記載事項は全て事実と相違ありません。 令和 年 月 日 氏 名 (必ず自署してください。)									

裏面も必ず記入してください。

[免許取得状況記入欄]

※ 次のいずれかの免許は受験資格です。取得年月日を必ず記入してください。未取得の免許は空欄にしてください。

氏名

免 許 区 分	進中型自動車免許 ※51限定を除く			中型自動車免許 ※86限定を含む			大型自動車免許		
	取得年	月	日	平成 令和	年	月 日	平成 令和	年	月 日

[illegible]

川崎市技能・業務職員を志望した理由（必ず記入してください。）

農 業 委 員 会 告 示**川農委告示第6号**

第24回川崎市農業委員会総会を次のとおり招集します。
令和4年5月30日

川崎市農業委員会
会長 小 川 耕 平

- 1 日 時
令和4年6月10日(金) 午後2時00分～
- 2 場 所
セレサ川崎農業協同組合梶ヶ谷ビル3階
第1会議室
(川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7)
- 3 議 題
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
 - (3) 議案第3号 相続税の納税猶予適格者証明(新規)について
 - (4) 議案第4号 特定農地貸付けの変更の承認について
 - (5) 議案第5号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について(案)
 - (6) 報告第1号 農地の転用届出に関する事務局長の専決処分について
 - (7) 報告第2号 相続税の納税猶予適格者証明(継続)について
 - (8) 報告第3号 生産緑地の農業の主たる従事者証明について
 - (9) 報告第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について(素案)
 - (10) その他

川 崎 区 告 示**川崎市川崎区告示第2号**

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能(毀損)により無効とし、失効したので告示します。

令和4年5月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 8 - 89	令和4年5月20日

中 原 区 告 示**川崎市中原区告示第1号**

令和元年9月14日に届出された、黒川 義倫の住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条に基づく転入届出は事実に基づかない錯誤の届出であることが判明したため、これを無効とする。

令和4年5月30日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

- 1 無効とする住民基本台帳登録者
住 所 川崎市中原区
上平間1301番地1
ヴェールシャルマン平間
A520
氏 名 黒川 義倫
生年月日 平成27年7月2日
性 別 男
- 2 交付年月日及び枚数 令和元年10月21日
住民票 1通
令和3年2月16日
住民票 1通
令和3年11月25日
住民票 1通
- 3 無効の事由 令和元年9月14日付けの転入届は錯誤の届出のため

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1. 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2. 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3. その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

高 津 区 告 示

川崎市高津区告示第2号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

令和4年5月20日

川崎市高津区長 鈴木 哲 朗

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 8 - 06	令和4年5月2日

川 崎 区 公 告

川崎市川崎区公告第79号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年5月18日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第80号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年5月18日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第81号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第82号

督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第83号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

（別紙省略）

川崎市川崎区公告第84号

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞 納 処 分 に 着 手 し 得 る 日	件数 ・ 備考
令和 3年度	介護保険料	第12期	令和4年5月31日	計1件
令和 4年度	介護保険料	第1期	令和4年5月31日	計4件

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第85号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年5月23日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、1 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、2 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第86号

国民健康保険料に係る差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月24日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第87号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年5月31日

川崎市川崎区長 増 田 宏 之

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

幸 区 公 告**川崎市幸区公告第21号**

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月18日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

(別紙省略)

川崎市幸区公告第22号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年5月24日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知っ

た日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第23号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年5月24日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第24号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、別紙に記載の者について、印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明の為、通知の送達ができないので公示します。

令和4年5月24日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

（別紙省略）

川崎市幸区公告第25号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律

第226号）第20条の2の規程により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月30日

川崎市幸区長 赤 坂 慎 一

（別紙省略）

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第22号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

川崎市中原区公告第23号

国民健康保険料に係る差押調書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

川崎市中原区公告第24号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市中原区長 板 橋 茂 夫

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞 納 処 分 に 着 手 し 得 る 日	件数 ・ 備考
-----	-----	-----	-------------------------------------	---------------

令和 3年度	介護保険料	第12期	令和4年5月31日	3件
-----------	-------	------	-----------	----

(別紙省略)

川崎市中原区公告第25号

次の後期高齢者医療保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

年 度	科 目	期 別	この公告により 滞 納 処 分 に 着 手 し 得 る 日	件数 ・ 備考
令和 3年度	後期高齢者 医療保険料	第9期	令和4年5月31日	計2件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第26号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、別紙に記載の者について住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が不明のため、通知の送達ができないので公示します。

令和4年5月30日

川崎市中原区長 板橋 茂夫

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

(別紙省略)

高 津 区 公 告**川崎市高津区公告第39号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険

法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市高津区長 鈴木 哲朗

(別紙省略)

川崎市高津区公告第40号

次の介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市高津区長 鈴木 哲朗

年 度	科 目	期 別	滞納処分に 着手し得る日	件数 ・ 備考
令和 4年度	介護保険料	第1期分	令和4年5月31日 (第1期分)	計5件

(別紙省略)

多 摩 区 公 告**川崎市多摩区公告第26号**

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公告します。なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市多摩区長 藤井 智弘

(別紙省略)

麻 生 区 公 告**川崎市麻生区公告第25号**

介護保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第143条で準用する地方税法

(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

※別紙省略

川崎市麻生区公告第26号

国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和4年5月20日

川崎市麻生区長 三 瓶 清 美

※別紙省略

川崎区選挙管理委員会告示

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市川崎区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和4年5月20日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 猪 脇 利 夫

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
令和3年4月5日 令和3年4月7日 令和3年4月12日 令和3年4月14日	片柳 進	政治活動(選挙運動を含む。)	渡田新町1・2丁目 元木1・2丁目 大島上町 本町1・2丁目 藤崎1～4丁目 渡田1丁目 計4,658件
令和3年5月17日～20日 令和3年5月24日～25日	片柳 進	政治活動(選挙運動を含む。)	川崎区全域 9,415件
令和3年6月22日 令和3年6月25日	金村 龍那	政治活動(選挙運動を含む。)	川崎区全域 6,733件
令和3年6月17日～18日 令和3年6月21日 令和3年6月23日～24日	片柳 進	政治活動(選挙運動を含む。)	川崎区全域 9,241件

令和3年8月6日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮里2-40-10 株式会社社会調査研究センター 代表取締役 松本 正生 さいたま市桜区下大久保255 国立大学法人 埼玉大学内	政治・選挙に関する世論調査	第26投票区 11件
令和3年8月3日～5日 令和3年8月10日～12日 令和3年8月17日～19日	片柳 進	政治活動(選挙運動を含む。)	川崎区全域 6,816件
令和3年9月8日	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	藤崎3丁目 17件
令和3年9月13日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第11投票区 12件 第18投票区 12件 第25投票区 12件

川崎市川崎区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市川崎区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和4年5月20日

川崎市川崎区選挙管理委員会

委員長 猪 脇 利 夫

幸区選挙管理委員会告示

川崎市幸区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市幸区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和4年5月20日

川崎市幸区選挙管理委員会

委員長 樫 浦 國 夫

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
令和3年5月6日	読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 五十嵐 英樹	政治・選挙に関する世論調査	第15投票区全域 45件

令和3年6月4日	金村龍那	政治活動 (選挙運動を含む。)	幸区全域 10000件
令和3年9月7日	一般社団法人 共同 通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1 -7-1	政治・選挙 に関する世 論調査	幸区第5、第 18投票区 各12件
令和3年10月6日	株式会社 日本リ サーチセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋 4-26-5	政治・選挙 に関する学 術研究	北加瀬3丁目 6件、 戸手本町1丁 目 6件、 古市場2丁目 6件 計18件

川崎市幸区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市幸区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和4年5月20日

川崎市幸区選挙管理委員会
委員長 樫 浦 國 夫

中原区選挙管理委員会告示

川崎市中原区選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市中原区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和4年5月20日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 中 村 詮

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用 目的の概要	閲覧対象の 選挙人の範囲
令和3年5月24日	読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手 町1-7-1	政治・選挙 に関する世 論調査	今井南町 35件 市ノ坪 10件 計 45件
令和3年6月15日 6月18日 7月7日	金村 龍那	政治活動 (選挙運動 含む。)	中原区全域 8,359件
令和3年6月16日	山際 大志郎	政治活動 (選挙運動 含む。)	井田三舞町 104件 井田杉山町 287件 計 391件
令和3年8月6日	一般社団法人 中央 調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5 -15-8	政治・選挙 に関する世 論調査	荻宿 17件

令和3年8月11日	株式会社日経リサー チ 代表取締役社長 福本 敏彦 東京都千代田区内神 田2-2-1 鎌倉 河岸ビル	政治・選挙 に関する世 論調査	木月4丁目 16件
令和3年9月7日	一般社団法人 共同 通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1 -7-1	政治・選挙 に関する世 論調査	下沼部 12件 荻宿 12件 新城1丁目 6件 新城2丁目 5件 新城3丁目 1件 下小田中2丁 目 12件 計 48件
令和3年9月13日 9月15日 9月16日	大庭 裕子	政治活動 (選挙運動 含む。)	木月大町 1,289件 小杉町3丁目 192件 上新城1丁目 14件 上新城2丁目 4件 上小田中1丁 目 136件 上小田中2丁 目 18件 上小田中3丁 目 208件 上小田中6丁 目 19件 上小田中7丁 目 5件 今井西町 149件 計 2,034件
令和3年9月27日	株式会社サーベイリ サーチセンター 代 表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮 里2丁目40番10号	政治・選挙 に関する学 術研究	木月2丁目 7件 木月4丁目 25件 計 32件
令和3年12月2日	一般社団法人 中央 調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5 -15-8	政治・選挙 に関する世 論調査	木月3丁目 17件
令和4年1月25日	株式会社サーベイリ サーチセンター 大 阪事務所長 中村 光明 大阪府大阪市北区天 満橋 1丁目8番30号	政治・選挙 に関する学 術研究	中丸子 30件
令和4年1月28日 2月4日 2月8日 2月17日	松川 正二郎	政治活動 (選挙運動 含む。)	新丸子町 348件 上丸子八幡町 158件 丸子通1丁目 681件 丸子通2丁目 539件 計 1,726件

令和4年3月18日 3月25日	大庭 裕子	政治活動 (選挙運動 含む。)	井田1丁目 77件 井田2丁目 132件 計 209件
令和4年3月29日	市古 次郎	政治活動 (選挙運動 含む。)	上平間 64件

川崎市中原区選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市中原区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和4年5月20日

川崎市中原区選挙管理委員会
委員長 中 村 詮

高津区選挙管理委員会告示

川崎市高津区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市高津区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和4年5月18日提出

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 渡 邊 庄 二

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用 目的の概要	閲覧対象の 選挙人の範囲
令和3年 8月2日	株式会社サーベイリ サーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮 里 2-40-10 株式会社社会調査研 究センター 代表取締役 松本 正生 埼玉県さいたま市桜 区下大久保255 国 立大学法人 埼玉大 学内	政治・選挙 に関する学 術研究	第9投票区 計2,640件
令和3年 8月16日	一般社団法人 中央 調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5 -15-8	政治・選挙 に関する世 論調査	千年 計126件
令和3年 9月7日	一般社団法人 共同 通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1 -7-1	政治・選挙 に関する世 論調査	第8、第11、 第19投票区 各12件 計36件

令和3年 9月29日	株式会社日本リサー チセンター 代表取締役 杉原 領治 東京都墨田区江東橋 4-26-5	政治・選挙 に関する学 術研究	下作延5丁目、 久本3丁目、 梶ヶ谷2丁目 計18件
令和3年 10月7日	青木のりお後援会 代表 青木 多良 川崎市高津区東野川 2-29-21	政治活動 (選挙運動 を含む。)	梶ヶ谷3～6 丁目 計600件
令和3年 11月12日	読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手 町1-7-1	政治・選挙 に関する世 論調査	第15投票区 計45件
令和4年 1月24日	株式会社サーベイリ サーチセンター 大阪事務所長 中村 光明 大阪市北区天満橋1 -8-30	政治・選挙 に関する学 術研究	上作延 計30件
令和4年 3月4日	一般社団法人 中央 調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5 -15-8	政治・選挙 に関する世 論調査	千年 計126件

川崎市高津区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市高津区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和4年5月18日提出

川崎市高津区選挙管理委員会
委員長 渡 邊 庄 二

宮前区選挙管理委員会告示

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市宮前区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和4年5月20日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 藤 井 章 司

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用 目的の概要	閲覧対象の 選挙人の範囲
令和3年 8月10日	株式会社サーベイリ サーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都荒川区西日暮 里2-40-10	政治・選挙 に関する学 術研究	第16投票区 計11件

	株式会社社会調査研究センター 代表取締役 松本正生 さいたま市桜区下大久保255 国立大学法人 埼玉大学内		
令和3年 9月14日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第2投票区 第8投票区 第20投票区 計36件
令和3年 10月5日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役 杉原領治 東京都墨田区江東橋4-26-5	政治・選挙に関する学術研究	宮崎・東有馬5丁目、鷺沼2丁目 計18件
令和3年 11月18日	読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本浩司 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社川崎支局 支局長 五十嵐 英樹	政治・選挙に関する世論調査	第5投票区 計45件
令和3年 12月8日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	野川台1丁目 計17件
令和4年 1月24日	株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中村光明 大阪市北区天満橋1丁目8番30号	政治・選挙に関する学術研究	野川本町1丁目 計30件
令和4年 3月9日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	東有馬1丁目 計126件
令和4年 3月29日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	東有馬2丁目 計21件

川崎市宮前選挙管理委員会告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市宮前区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和4年5月20日

川崎市宮前区選挙管理委員会
委員長 藤 井 章 司

多摩区選挙管理委員会告示

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市多摩区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和4年5月19日

川崎市多摩区選挙管理委員会 委員長 末 吉 一 夫

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用目的の概要	閲覧対象の選挙人の範囲
令和3年 8月6日	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 福本 敏彦 東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河川ビル	政治・選挙に関する世論調査	西生田4丁目 計16件
令和3年 8月17日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	長沢3丁目 計17件
令和3年 8月23日	濱田 国佑	政治・選挙に関する学術研究	第5投票区 計180件
令和3年 9月7日	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷亨 東京都港区東新橋1-7-1	政治・選挙に関する世論調査	第9投票区 第13投票区 第16投票区 計36件
令和3年 9月9日	一般社団法人 中央調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5-15-8	政治・選挙に関する世論調査	菅4丁目、5丁目、6丁目 平成14年12月末日まで生まれの男女 計126件
令和3年 9月16日	株式会社サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤士朗 東京都荒川区西日暮里2-40-10	政治・選挙に関する学術研究	第21投票区 計32件
令和3年 11月16日	読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本浩司 東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社川崎支局 支局長 五十嵐 英樹	政治・選挙に関する世論調査	第4投票区 計45件
令和3年 12月22日	日本共産党 川崎北部地区委員会 地区委員長 岡田 政彦 川崎市多摩区西生田1-13-1	政治活動（選挙運動を含む。）	西生田1、2丁目 寺尾台1、2丁目 生田4、5、6、7、8丁目 計1,000件
令和4年 1月21日	株式会社サーベイリサーチセンター 大阪事務所長 中村光明 大阪市北区天満橋1丁目8番30号	政治・選挙に関する学術研究	登戸 令和3年12月31日時点で35～49歳の男女 計30件

令和4年 3月10日	一般社団法人 中央 調査社 会長 境 克彦 東京都中央区銀座5 -15-8	政治・選挙 に関する世 論調査	菅4丁目、5 丁目 平成15年12月 末日まで生ま れの男女 計126件
---------------	---	-----------------------	---

川崎市多摩区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市多摩区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和4年5月19日

川崎市多摩区選挙管理委員会
委員長 末 吉 一 夫

麻生区選挙管理委員会告示**川崎市麻生区選挙管理委員会告示第1号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市麻生区の選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、次のとおり公表します。

令和4年5月20日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 鈴 木 憲 治

閲覧年月日	閲覧申出者	閲覧の利用 目的の概要	閲覧対象の 選挙人の範囲
令和3年 5月19日	読売新聞東京本社 世論調査部長 湯本 浩司 東京都千代田区大手 町1-7-1 読売新聞東京本社 川崎支局 支局長 五十嵐 英樹	政治・選挙 に関する世 論調査	第5投票区 45件
令和3年 7月2日	山崎直史後援会 代 表者 山崎 直史 川崎市麻生区高石 5-18-5	政 治 活 動 (選挙運動 を含む。)	東百合丘4丁 目 王禅寺西3・ 7丁目 王禅寺東3・ 4丁目 上麻生2丁目 百合丘1丁目 岡上 細山7丁目 高石4丁目 計21件
令和3年 9月24日	一般社団法人 共同 通信社 社長 水谷 亨 東京都港区東新橋1 -7-1	政治・選挙 に関する世 論調査	第5、12、15 投票区 各12件 計36件

令和4年 2月25日	山崎直史後援会 代 表者 山崎 直史 川崎市麻生区高石 5-18-5	政 治 活 動 (選挙運動 を含む。)	王禅寺西7丁 目 下麻生2丁目 王禅寺東2丁 目 百合丘1・3 丁目 高石5丁目 岡上 万福寺1丁目 片平5丁目 上麻生7丁目 計13件
---------------	---	---------------------------	--

川崎市麻生区選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12において準用する同法第28条の4第7項の規定により令和3年度における川崎市麻生区の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公表すべき閲覧がなかったことを公表します。

令和4年5月20日

川崎市麻生区選挙管理委員会
委員長 鈴 木 憲 治

 辞 令

令和 4 年 5 月25日付人事異動

(市長事務部局)

任 命	氏 名	前 職
(課長級)		
経済労働局経営支援部金融課長 中小企業溝口事務所長兼務	一 ノ 瀬 進	経済労働局経営支援部金融課長
中小企業溝口事務所担当課長	勝 盛 紀 善	中小企業溝口事務所長

 正 誤

川崎市公報第1,843号(令和 4 年 5 月25日発行) 2490
ページ川崎市公告(調達) 第189号中「令和 4 年 4 月 1 日」
は「令和 4 年 3 月31日」の誤り。

川崎市公報第1,843号(令和 4 年 5 月25日発行) 2505
ページ川崎市公告(調達) 第202号中「令和 4 年 4 月 1 日」
は「令和 4 年 3 月14日」の誤り。

川崎市公報第1,843号(令和 4 年 5 月25日発行) 2505
ページ川崎市公告(調達) 第203号中「令和 4 年 4 月 1 日」
は「令和 4 年 3 月30日」の誤り。

川崎市公報第1,843号(令和 4 年 5 月25日発行) 2506
ページ川崎市公告(調達) 第204号中「令和 4 年 4 月 1 日」
は「令和 4 年 3 月30日」の誤り。

川崎市公報第1,843号(令和 4 年 5 月25日発行) 2506
ページ川崎市公告(調達) 第207号中「令和 4 年 3 月 1 日」
は「令和 4 年 2 月28日」の誤り。

川崎市公報第1,843号(令和 4 年 5 月25日発行) 2507
ページ川崎市公告(調達) 第208号中「令和 4 年 4 月 1 日」
は「令和 4 年 3 月31日」の誤り。

川崎市公報第1,843号(令和 4 年 5 月25日発行) 2507
ページ川崎市公告(調達) 第209号中「令和 4 年 4 月 1 日」
は「令和 4 年 3 月31日」の誤り。

川崎市公報第1,843号(令和 4 年 5 月25日発行) 2521
ページ川崎市教育委員会公告第 1 号中「20歳以上の者」
は「18歳以上の者」の誤り。

--	--